

平成29年 9月 6日 (水)

平成29年第3回河南町議会定例会会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

平成29年第3回河南町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年9月6日(水)
招集の場所 河南町議会議場
開 会 9月6日(水)午前10時00分宣告
出席議員 (11名)

1番	佐々木	希 絵	2番	浅 岡	正 広
3番	中 川	博	5番	大 門	晶 子
6番	力 武	清	7番	廣 谷	武
8番	田 中	慶 一	9番	小 山	彬 夫
10番	浅 岡	幸 晴	11番	野 村	守
12番	福 田	太 郎			

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	武 田 勝 玄
副 町 長	森 田 昌 吾
教 育 長	新 田 晃 之
総 合 政 策 部 長	上 野 文 裕
総 務 部 長	南 弘 行
住 民 部 長	奥 野 清 文
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	堀 野 喜 弘
ま ち 創 造 部 長	岩 井 一 浩
総合政策部秘書企画課長	梅 川 茂 宏
総合政策部危機管理室長	福 田 新 吾
総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長	多 村 美 紀
総務部施設整備担当課長	辻 宅 英 之
総務部副理事兼人事財政課長	渡 辺 慶 啓
総務部契約検査室長	辻 元 哲 夫
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	赤 井 毅 彦
住民部保険年金課長	田 村 夕 香

住民部副理事兼税務課長
健康福祉部高齢障がい福祉課長
健康福祉部健康づくり推進課長
健康福祉部総合体育館長
まち創造部地域整備課長
まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長
まち創造部副理事兼上下水道課長

福 瀬 一
田 中 啓 之
大 谷 由 候
結 城 秋 芳
牧 野 勉
大 門 晃
安 井 啓 悦

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長
(教育委員会事務局)

杉 原 茂

教 ・ 育 部 長
教 ・ 育 部 理 事
教 ・ 育 部 教 育 課 長
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ども 1 ば ん 課 長
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

久 保 広 一
山 田 秀 和
谷 道 広
湊 浩
松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長
課 長 補 佐

辻 本 幸 司
桶 本 和 正

会議録署名議員

2 番 浅 岡 正 広

3 番 中 川 博

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第31まで

平成29年第3回河南町議会定例会

平成29年9月6日（水）午前10時開会

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会期の決定について	7
日程第3	諸般の報告	7
日程第4	議案第41号 河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 の制定について	21
日程第5	議案第42号 河南町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	23
日程第6	議案第43号 河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	30
日程第7	議案第44号 河南町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条 例の制定について	36
日程第8	議案第45号 河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
日程第9	議案第46号 平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定につい て	51
日程第10	議案第47号 平成28年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	51
日程第11	議案第48号 平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	51
日程第12	議案第49号 平成28年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	51
日程第13	議案第50号 平成28年度河南町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	51
日程第14	議案第51号 平成28年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認	

		定について……………	51
日程第15	議案第52号	平成28年度河南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	51
日程第16	議案第53号	平成28年度河南町水道事業会計決算認定について……………	51
日程第17	議案第54号	平成29年度河南町一般会計補正予算（第2号）……………	56
日程第18	議案第55号	平成29年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	62
日程第19	議案第56号	平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	65
日程第20	議案第57号	平成29年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	67
日程第21	議案第58号	河南町農村活性化センター直売所棟増築工事の工事請負契約について……………	72
日程第22	議案第59号	河南町立総合体育館（小体育室他）改修工事の工事請負契約について……………	79
日程第23	議案第60号	町道の路線認定について……………	93
日程第24	報告第6号	平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	95
日程第25	議員提出議案第3号	河南町議会の会期等に関する条例の制定について……………	97
日程第26	議員提出議案第4号	河南町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について……………	99
日程第27	議員提出議案第5号	河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	102
日程第28	議員提出議案第6号	町長の専決処分事項の指定について……………	103
日程第29	意見書案第1号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書……………	105
日程第30	請願第4号	野良猫を減らすための「地域猫活動」に対する支援の請願……………	107
日程第31	請願第5号	地域猫活動への理解を求める請願……………	109

議 事 の 経 過

午前10時00分開会

○議長（力武 清）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回河南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（力武 清）

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、2番 浅岡正広議員、3番 中川議員を指名いたします。

○議長（力武 清）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

8月31日に開催されました議会運営委員会の審議結果をお手元に配付しております。

これにより、本定例会の会期については、本日から9月22日までの17日間にしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期については、本日から9月22日までの17日間と決しました。

○議長（力武 清）

日程第3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございます。

例月出納検査結果の報告について、監査委員から報告があった5月分から7月分までをお手元に配付しております。いずれも正確に処理されていたという報告でございます。

なお、本日は、平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定の外7件の提出がございますので、遠藤監査委員の出席をお願いしております。よろしくお願い申し上げます。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

田中議員。

○8番（田中慶一）（登壇）

おはようございます。

平成29年第2回南河内環境事業組合定例会が8月17日に行われました。その内容を簡単にご報告申し上げます。

詳細については、別途議事録がございますので、事務局に聞いてください。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合事務局から組合議会議員の異動が報告された後、議会運営委員長から、運営委員に異動があったこと、会期は1日とすることなどについて報告がございました。

次に事務局から、平成28年度一般会計決算概要について説明がございました。

また、清掃工場の「ダイオキシン類測定結果」が提示され、特に問題のない値でございました。

続きまして、本会議では13件の提出案件がございましたので、順に申し上げますと、

1. 報告第2号 組合議会議員の異動について、説明がありました。
2. 選挙第1号 千早赤阪村選出の山形研介議員が副議長に選出されました。
3. 許可第1号 議長である桂 聖議員の辞職が許可されました。
4. 選挙第2号 河内長野市選出の山口健一議員が議長に選出されました。
5. 同意案第1号 南河内環境事業組合公平委員会委員の選任については、新たに渡邊信昭氏を選任する案で、原案どおり同意されました。
6. 承認第4号 南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてでありました。
7. 承認第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてでありました。
8. 承認第6号 南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてでありました。

9. 承認第7号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてでありました。

それぞれ原案どおり承認されました。

10. 議案第3号 平成29年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）については、人事異動等に伴う人件費補正と債務負担行為の補正を行うもので、原案どおり可決されました。

補正の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,307万1千円とするものでございます。

また、債務負担行為補正として、残滓運搬処理業務料で、期間を契約締結日から期間満了まで、限度額を1億3,917万円と定めるものでございます。

11. 監査報告第2号 例月出納検査の結果報告については、監査委員から、例月出納検査の結果が報告され、特に問題はなかったとのことでした。

12. 認定第1号 平成28年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額23億3,644万6,713円、歳出総額21億6,454万6,200円の決算について、原案のとおり認定されました。

以上、簡単でございますが、これをもちまして平成29年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

なお、詳しい内容をご確認いただく場合は、議会事務局に総会の資料がありますので、確認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

南河内環境事業組合議会の報告が終わりました。

派遣議員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

~~~~~

○議長（力武 清）

ここで、平成29年第3回河南町議会定例会の開会に当たり、町長より挨拶の申し出がございましたので、お受けいたします。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

皆様、おはようございます。

本日、平成29年第3回河南町議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆様

には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

本年も7月以降、北九州を初め全国各地で集中豪雨、そして台風による大きな被害が発生しております。本町でも、8月7日の台風5号に伴う警報の発令を受けまして、警戒配備の態勢をとるとともに避難所を開設いたしました。おかげさまで大きな被害を受けることはありませんでしたが、まだまだ台風が発生する季節が続きます。町といたしましても、災害に備え、自主防災組織の皆様と協力して万全の体制で臨みたいと考えております。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例案件が5件、決算の認定を求める案件が8件、予算案件が4件、その他案件が3件、報告案件1件、合わせて21件でございます。

それでは、その概要を申し述べさせていただきます。

最初に、条例案件でございます。

議案第41号 河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

町議会議員が地域公共交通検討会議の委員として出席するに当たり、委員報酬を支給しないこととするための改正でございます。

議案第42号から議案第45号までの条例案は、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴う改正でございます。

大阪府では、障がい者、老人、そして子供、ひとり親医療が今後も持続可能な福祉医療制度とするという観点から、対象者の範囲を真に必要な方へ選択、集中するとともに、受益と負担の適正化を図るために再構築に取り組んでいます。府の再構築に伴う府制度の改正内容を町の医療費助成制度に反映させるため、条例改正を行うものでございます。

まず、議案第42号 河南町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

福祉医療では対象外となっていた訪問看護ステーションが行う訪問看護を対象に加えるとともに、医療証の優先順位の撤廃、精神病床への入院に係る給付を対象外とする改正で、これらの改正は福祉4医療に共通するものでございます。

議案第43号 河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

府制度の再構築に伴いまして、対象外であった65歳以上のひとり親家庭について、医療費助成制度の対象とするとともに、裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を対象に加えるものでございます。

議案第44号 河南町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

府制度の再構築に伴い、65歳以上の重度障がい者及び65歳以上のひとり親家庭医療対象者はそれぞれの医療費助成制度で対応し、それ以外の方については医療費助成制度の対象外となりますが、再構築後の制度で3年間の経過措置が設けられております。

また、経過措置における老人医療助成、重度障がい者医療助成の一部負担金について、院外調剤の自己負担の導入、1医療機関当たり月額上限の撤廃、入院・通院・院外調剤それぞれ1医療機関当たり1日500円以内とすること、月額上限を2,500円から3千円に引き上げるなどの見直しを行います。

議案第45号 河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

題名を河南町重度障がい者の医療費の助成に関する条例に改め、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者、難病法の助成対象者のうち障がい年金1級または特別児童扶養手当1級該当者に対象を拡大するものでございます。

議案第42号から議案第45号までの条例案の施行日は、平成30年4月1日でございます。

次に、決算の認定を求める案件でございます。

議案第46号から議案第53号までは、平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算外7つの会計決算について、監査委員の審査意見書を付しまして認定をお願いするものでございます。

平成28年は、町制施行60周年を迎え、この節目の年を住民の皆様とともに祝いすることにより、河南町を築いてこられた先人に感謝し、河南町のよさを未来につなげるため、記念式典やささまざまな記念事業を開催いたしました。

平成28年度を振り返りますと、地方創生を加速化させるという国の方針を受けまして、本町におきましても地方創生加速化交付金に伴う事業を平成27年度補正予算で編成し、平成28年度当初予算との継続予算として「トカイナカ」魅力創造プロジェクト事業を実施いたしました。また、地方創生推進交付金を受け、道の駅かなん再整備事業や岩橋山登山環境整備事業を実施いたしました。

それでは、主な決算の概要について、第四次総合計画の施策体系に基づき申し述べます。

まず、「一人ひとりが輝くまちづくり」です。

人権の尊重、そして平和を推進するため、河南町人権をまもる会などと連携を図り、人権や平和を考える町民の集いなどの啓発事業に取り組むとともに、人権相談事業などを実施い

たしました。また、男女共同参画社会の実現を目指すべく、男女共同参画ニュースを全戸配布や啓発講座などを開催いたしました。

国際交流の推進では、異文化交流を通じてコミュニケーション能力や豊かな国際性を身につけるため、葛城山頂でのイングリッシュキャンプに55人の小・中学生が参加し、中学生の海外学習事業ではシンガポールに22人の生徒を派遣いたしました。

また、英語指導助手を小学校に2人、中学校に1人配置し英語教育の一層の充実に引き続き努めるとともに、幼稚園や保育園においても英語子育て支援事業により、英語に親しむ機会を提供いたしました。

生涯学習、文化・芸術の振興では、大阪芸術大学との共催による講座の開催やぷくぷくサンデーコンサートなどを実施するとともに、新たに、町の歴史を身近に感じていただけるよう、町の「広報かなん」で連載しておりました「てくてく かなん」をまとめた冊子とかるたを作成いたしました。埋蔵文化財の保存につきましては、出土品の保存処理や文化財分布図を作成いたしました。また、中央公民館及び中央公民館図書室移転につきましては、実施設計を行い、本年7月から工事に着手しております。

スポーツの推進として、葛城山登山教室、アウトドアヨガ教室、ウォーキング教室やグラウンド・ゴルフ大会、かなんびあプールの一般開放、体育協会との連携によるスポーツ大会などの開催を通じてスポーツの振興に努めました。また、総合体育館改修事業では、屋上防水や外壁改修の実施設計を行うとともに、非常用照明灯のLED化のための工事を実施いたしました。

情報化の推進では、電算システムのクラウド化につきまして、豊能町及び千早赤阪村と共同でプロポーザル方式により調達を行い、契約を締結いたしました。平成30年1月から本町のクラウドシステムが稼働する予定であります。業務の標準化により、コスト削減や事務作業が改善されるとともに、外部データセンターの活用により、情報セキュリティー及び業務継続性の向上などの効果が期待できます。

心豊かなコミュニティの形成では、親世帯と同居、近居する場合に住宅取得やリフォーム費用の一部を助成する「三世代同居・近居支援事業」では、住宅取得で8件、住宅改修で2件の助成を行い、当初の予定を上回る実績となりました。また、青崩地区の集会所の冷暖房機の更新に対し補助を行うとともに、一須賀地区の集会所の改修や中地区の集会所の公共下水道への接続を行いました。コミュニティ助成につきましては、大宝自治連絡会の備品購入に対し助成を行いました。

次に、「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」です。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、本町でも「河南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めております。

子育て支援の充実としては、子供たちが健やかに育つ環境づくり、子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり、子育てに優しい環境づくりを実現するため、これまでも国の動向に先んじて取り組んでまいりましたが、平成28年度からはさらに一歩進めて、第2子以降の子供について、幼稚園・保育園の保育料を完全無償化いたしました。

また、石川保育園と中央保育園での通常保育に加え、延長保育、病後児保育、障がい児保育など多様な保育を行うとともに、かなんぴあ2階の「ぼけっとルーム」では、就学前児童の一時預かりなど子育て支援の充実に努めました。

さらに、石川保育園の認定こども園化に向けて、石川保育園の空き教室の改修など施設整備を進めるとともに、認定こども園の運営法人の選定などの準備作業を進めました。また、幼稚園の3歳児保育の実施に向けた検討を進め、本年度から実施しております。

子供を安心して産み、そして育てることのできる環境を整えるため、子育て支援事業を円滑に利用できるよう利用者支援相談員を配置するとともに、子育てセンター、これはおやこ園と呼んでおりますが、そのおやこ園を中核に、親子の交流促進、子育て教室、遊びの教室、育児相談などを実施いたしました。

さらに、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とした町内4つの放課後児童クラブの運営を支援してまいりました。

また、心理相談員を配置し、幼稚園や保育園の巡回指導や心理相談、フォロー教室の開催、発達検査の実施など、家庭児童相談とあわせて子供たちやその保護者のサポートの充実に努めました。

子供の医療費助成につきましては、通院・入院医療費ともに中学校卒業までの助成を行い、子育ての負担軽減を図ってまいりました。また、ひとり親家庭医療費の助成のほか、医師会及び医療機関のご協力により、夜間及び休日等の小児救急を行ってまいりました。

母子保健事業では、妊婦健診、育児相談、各種教室を実施するとともに、産後のお母さんにつきましても無料で歯科健診を受けられるようにいたしました。さらに、不妊治療の経済負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成を実施いたしました。

教育の充実では、少子化に伴う小学校の適正規模及び適正配置に向けた取り組みとして、

第2期の小学校統合に向け、教・育環境ミーティングを開催し、保護者の方や地域の方々のご意見をいただくとともに、統合に必要な施設改修の基本設計及び実施設計を行いました。

子供たちにとってよりよい教育環境の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

施設の関係では、近つ飛鳥小学校の空調設備設置のための実施設計を行い、本年7月から工事に着手しております。

ソフト面では、いざというとき自ら考え行動できる人材の育成を目指し、中学2年生を対象にジュニア防災検定を実施いたしました。また、「使える英語プロジェクト事業」として、教諭の指導方法の研究や町立中学校全生徒の英語検定受験を行いました。さらに、平成27年度から小学校に、平成28年度から中学校に図書館司書を配置し、国語力など学力の向上を図るとともに、読書感想文コンクール、子ども科学賞展を実施いたしました。

家庭と地域における教育機能の充実として、いじめや虐待などの暴力から子供を守るため、町内小・中学校においてCAPプログラム事業を引き続き実施いたしました。

青少年の健全育成として、青少年指導員連絡協議会などと連携した街頭パトロールや「あそびの広場」を開催するなど、青少年の指導、育成に努めました。

また、放課後や週末に地域の方々の協力を得て、小学校や公民館などでパンづくりや生き物教室などいろいろな体験や観察などの機会を提供する放課後子ども教室を実施いたしました。

次に、「安全で安心して暮らせるまちづくり」であります。

地域福祉の充実では、地域福祉計画に基づき、地域の課題解決や福祉サービスが適切に提供されるよう、社会福祉協議会、ボランティア等と連携、協働しながら情報共有し、みんなで支える安全・安心の地域社会づくりを推進いたしました。その中核である社会福祉協議会に地域交流サービス、コミュニティソーシャルワーカー配置事業などの事業補助を行いました。

高齢者福祉の充実では、高齢者が安全で安心して快適に暮らせ、社会参加ができるまちを目指し、「いきいき百歳体操」を地域に普及することにより、長く元気で自立した生活を送れるよう高齢者の健康づくりを推進するとともに、生活習慣病予防、介護予防事業を実施いたしました。

また、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現するため、生活支援コーディネーターを設置し、高齢者の生活支援、介護予防サービスのための体制整備に努めました。

障がい者福祉の充実では、「第4期障がい福祉計画」に基づき、適切な福祉サービスの提供を行うとともに、障がい者の自立支援を図るため、手話教室やふれあいスポーツ大会、日常生活用具の給付、補装具の交付・修理、地域生活支援などの諸事業を実施しました。

また、障がい児通所施設に通う第2子以降の児童について、通所費を無償化いたしました。

保健・医療の充実では、特定健康診査及び各種がん検診などを実施するとともに、健診や各種健康イベントなどにおいて、個人目標をポイント化することにより健康意識の向上を図るかなん健康マイレージ事業を平成27年度に引き続き実施いたしました。

予防接種対策事業といたしまして、各種の定期予防接種を実施するとともに、子供の任意予防接種費用の助成や高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成などを実施いたしました。

災害・危機に強いまちづくりの推進では、地域防災力の一層の向上を図るため、防災士養成資格取得助成を行いました。

また、町総合防災訓練を通じて防災意識の向上や災害対応能力の向上を図りました。

緊急時、災害時の情報共有の強化を図るため、情報伝達手段としていた衛星携帯電話からデジタル簡易無線への移行整備を行いました。

地域版ハザードマップにつきましては、東山地区、馬谷地区、大宝地区で作成するとともに、避難場所や避難所の周知を徹底するため、蓄光式の避難所標示板への更新などを行いました。

防犯対策としては、地区間や他市町村との境界付近を中心に10基の防犯カメラを町で設置いたしました。また、各地区が設置する37基の防犯カメラに補助するとともに、防犯カメラの電気代の補助を行いました。また、青色回転灯防犯パトロール車の地域への貸与や活動費助成を通じて地域ぐるみの防犯体制の強化を図りました。

消防・救急体制の充実として、常備消防業務の高度化、専門化、住民サービスの向上のため富田林市へ消防事務委託しておりますが、富田林市・河南町広域消防運営計画に基づき、職場環境や分署機能の向上を目指した河南分署の改修を行いました。

非常備消防に関しましては、消防団員の教育訓練に資するため、支部総合訓練や大阪府消防大会などへ参加をいたしました。ファイアジュニアやファイアチャイルドは、大阪府消防協会の要請を受け、記念すべき第60回大阪府消防大会に参加いたしました。

ファイアレディによる保育園、幼稚園及び小学校低学年を対象としたペープサートを通じた防火意識や水難事故防止の啓発活動を行うとともに、心肺蘇生法やAED使用法に関する

救命講習会の支援を行いました。

消費者保護と雇用対策の充実では、求人情報の提供、職業能力開発講座や求人求職情報フェアを開催いたしました。

次に、「快適な生活基盤の充実したまちづくり」です。

道路・交通体系の整備ですが、平成27年12月に大阪南部の高速道路空白地域に高速道路を整備することにより地域の活性化を実現するために組織された大阪南部高速道路事業化促進協議会を通じて、期成会の早期設立に向け活発に活動してまいりました。

町域南部の国道309号につきましては、平成29年度中の供用開始を目標に工事を進めていただいております、今後も大阪府と連携し、着実に事業の促進に努めてまいります。

道路インフラの長寿命化につきましては、補修の必要な箇所があることが判明した平石トンネルの補修設計を実施しました。

町道の整備では、河南橋山城線、その他各地区内で舗装打ちかえや改良工事を実施しました。

橋梁長寿命化事業といたしまして、予防的な補修及び計画的なかけかえを行うための「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、神山橋ほか2橋梁の補修工事を実施いたしました。また、大阪府施工の梅川改修工事に伴う中之橋かけかえ工事の事業費負担を行いました。

地域公共交通の利便性の向上では、平成28年2月からスタートしたカナちゃんバス及びやまなみタクシーの実証運行について「河南町地域公共交通会議」等での評価、検証に基づき、平成29年2月からカナちゃんバスの南部路線を見直すとともに、やまなみタクシーの運賃を200円から100円に引き下げました。今後とも、実証運行の検証に努め、地域の皆様に愛され持続可能な交通システムの構築に努めてまいります。

安定的な水の供給では、上水道の施設改良事業として、大宝高区配水池で緊急遮断弁の設置を行い、改修の一部を平成29年度へ繰り越し、施設の整備を行いました。

また、簡易水道事業の水道事業への会計統合に向けて調査及び移行業務を実施いたしました。

下水道の整備では、中、馬谷、芹生谷地区の公共下水道の整備推進を図るとともに、下水道長寿命化事業では、大宝地域において老朽污水管の更生及び布設がえを実施いたしました。

また、下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、下水道事業の法適化に向け、公営企業会計制度の導入に向けた準備作業を行いました。

交通安全対策の充実では、一須賀大宝線の歩道改良工事を行うとともに、道路反射鏡設置、



区画線更新、街路灯取りかえ等の交通安全施設の整備を行いました。

また、「ゆっくり走ろうかなん」事業では、住民の自発的な安全運転、交通マナーの意識向上を促し、交通事故の防止を図るため、引き続き法定速度遵守宣言者を募集し、「宣言者カード」及び「宣言者用マグネットステッカー」を配付いたしました。

次に、「美しい水とみどり豊かなにぎわいのあるまちづくり」です。

みどりの保全と創造では、自然を求める登山客のために、岩橋山の登山マップを作成するとともに、33カ所に誘導サイン等を設置いたしました。また、公園につきましては、白木山公園に防犯カメラ及びソーラー電波時計を設置いたしました。

環境保全・美化の推進では、本町における環境保全及び景観形成の基本理念を多くの方に知っていただくため、「美しい河南町基本条例啓発記念碑」を役場正面玄関前に設置するとともに、美しいまちづくり審議会では景観基本方針策定のための部会を開催いたしました。また、大阪府とも連携しながら、土砂埋め立て等の適正化などによる災害の防止及び生活環境の保全の観点から、美しいまち「かなん」の実現に取り組みました。

資源循環型社会の形成では、エコアクション21の認証取得市町村として、各施設の温室効果ガス削減を初めとする環境対策に努めました。また、自然エネルギーの活用促進を図るため、引き続き30基の住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を実施いたしました。

美しく魅力的なまちの形成では、平成28年1月に国土交通省から重点「道の駅」に選定された道の駅かなんのPRパンフレットの作成費用に対し助成をするとともに、再整備のための直売所棟実施設計や敷地拡張部分等の測量を行いました。また、かなん桜プロジェクトとして、公共緑地へのヤマザクラの植樹や育成に取り組み、豊かな自然環境と町並みが調和した景観の創出に努めるとともに、観光案内サインを各所に設置いたしました。

良好な住環境の整備では、本町でも増加している空き家対策に取り組むための実態調査を実施いたしました。

商工業の振興では、商工業者の振興発展のため、富田林商工会議所への助成のほか、「かなん笑人の会」とも連携するなど商工業の活性化を図りました。

農林業の振興では、農業振興地域整備計画の見直しに向けた基礎調査を実施いたしました。また、農作物被害防止事業として、イチジクネットやイノシシ対策用電気柵等の設置に対する補助金の交付、狩猟免許の更新及び取得経費の一部助成などを行いました。また、農業の生産基盤である水路や農道の整備のため、原材料支給を行いました。

青年の就農意欲の喚起、就農後の定着化を図るため、新規就農者2人に対し青年就農給付

事業を実施いたしました。なにわの伝統野菜6次産業化事業としましては、玉造黒門越瓜の効能検証に対し助成を行いました。農業フェアでは、イチジク、なにわ伝統野菜などの農産物展示品評会、即売会を実施するとともに、農事組合法人「かなん」と連携し、農作物の地産地消を推進いたしました。土地改良事業では、河南中部地区圃場整備について、概算事業費策定業務を行いました。

その他、小山田水路、芋添水路などの改修助成を行いました。

その他といたしまして、冒頭で述べました町制施行60周年記念に関する取り組みでございますが、4月24日に大阪芸術大学芸術劇場で行われました「出張！なんでも鑑定団 in 河南」公開収録を皮切りに、10月27日に190人が参加した健康フェスティバル、10月30日の記念式典、11月13日に曳き手と見物客1万2,000人で大にぎわいした「だんじりパレード」、11月20日に26地区が参加したフロアカーリング大会、11月27日の「かなんフェス」では、ギネス記録に挑戦した「たまごパスリレー」を行うなど大変盛り上がりました。

また、町の魅力創造・発信事業のため、大阪芸術大学との連携によるプロモーション動画の作成、町の60年の歩みを紹介する冊子の作成、カナちゃんを用いたLINEスタンプの作成・配信のほか、移住・定住の促進を目的とした「移住定住ガイドブック」の作成などを行いました。

また、町税や国民健康保険の保険料を納めていただきやすいよう、ペイジー口座振替受付サービスを実施いたしました。

そして、マイナンバー制度につきましては、平成29年7月の情報連携開始に向けたシステム改修及び総合運用テストのサポートについて委託を行いました。

庁内の情報セキュリティ強化対策として、静脈認証システムの構築、インターネット環境の分離を行いました。

熊本地震の災害支援につきましては、熊本県に義援金を送るとともに、13市町村による災害時応援協定加入市町村を通じ、熊本県高森町に支援物資を送りました。

以上、平成28年度決算に関連いたします事業の概要を説明させていただきましたが、この結果、一般会計は歳入55億8,904万円、歳出54億5,182万円、差し引き1億3,722万円となっております。ここから繰越財源3,159万円を差し引きまして、実質収支は1億563万円となっております。このうち、地方財政法に基づき5,300万円を財政調整基金に積み立て、残額5,263万円を平成29年度へ繰り越しいたしております。

歳入決算額は、前年度に比べ1億2,696万円の減となっております。その主な要因は、町

税が4,229万円の増となった一方、地方消費税交付金が3,422万円の減、地方交付税が5,838万円の減、農村環境改善センターの太陽光発電施設の設置に係る補助金が全部減となったことなどにより諸収入が3,986万円の減、臨時財政対策債の減などにより町債が4,320万円の減となったことなどによるものでございます。

歳出決算額は、前年度に比べ9,339万円の減となっております。主な要因といたしましては、教育・子育て基金1億2千万円の積み立てがなくなったことにより、積立金が1億2,172万円の減となったことなどによるものでございます。

次に、予算の繰り越しでございます。地方創生拠点整備交付金の対象事業や臨時福祉給付金事業など6事業1億9,134万円を繰り越すとともに、3,159万円を繰り越し財源として平成29年度に繰り越しさせていただきました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入22億1,590万円、歳出20億9,937万円、差し引き1億1,653万円を翌年度へ繰り越しさせていただいております。しかし、前年度からの繰越金が1億1,139万円ありましたので、単年度では514万円の黒字となっております。保険給付費が前年度と比較して約8千万円の減となったことが主な要因でございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入2億3,729万円、歳出2億3,590万円、差し引き139万円を翌年度へ繰り越しさせていただいております。

介護保険特別会計では、歳入13億9,464万円、歳出13億6,848万円、差し引き2,616万円を翌年度へ繰り越しさせていただいております。

下水道事業特別会計では、歳入歳出とも5億8,315万円となっております。

土地取得特別会計では、歳入歳出とも140万円となっております。

簡易水道事業特別会計では、歳入歳出とも1,111万円となっております。

最後に、水道事業会計でございますが、収益的収支、これは税込みで申し上げますと、収入4億17万円、支出4億551万円、差し引き額534万円の赤字となりました。

資本的収支では、収入6,731万円、支出1億5,440万円、差し引き額8,709万円の不足が生じておりますが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填させていただきました。

以上、平成28年度の各会計の決算概要について申し述べましたが、平成28年度末の地方債残高は、一般会計で59億1,777万円、水道事業会計を含む全会計で97億8,828万円となり、前年度に比べ一般会計で1億6,027万円、全会計で1億5,482万円の減となりました。

次に、基金であります。一般会計に属する基金の現金は27億5,075万円で、前年度と比

べ8,596万円の増となりました。基金全体では29億6,601万円となりました。

財政の厳しい中、国・府の動向を注視しながら、最少の経費で最大の効果が得られるよう、今後ともより一層の適正な予算執行に取り組みますとともに、公正で公平な税の負担という観点から税等のより一層適正な徴収に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りたくお願いする次第でございます。

次に、予算案件でございます。

議案第54号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第2号）の主なものといたしましては、三世代同居・近居支援助成金並びに旧姓の併記や年金に係る情報連携に向けたシステム改修の委託料などについて追加補正をさせていただいております。これらの補正に係る財源といたしましては、国庫支出金のほか普通交付税及び前年度繰越金などで措置させていただいております。

議案第55号 平成29年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国民健康保険料の減額並びに療養給付費等負担金及び交付金の返還でございます。その財源といたしまして、前年度繰越金で措置させていただいております。

議案第56号 平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、過年度の保険料の還付金等を追加補正させていただいております。その財源といたしましては、前年度繰越金で措置させていただいております。

議案第57号 平成29年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護給付費負担金など国・府等の負担金等の返還並びに地域介護予防活動、これは百歳体操なんです、それに係る備品購入費の追加補正でございます。なお、財源といたしましては前年度繰越金等で措置させていただいております。

次に、その他案件は、議案第58号 河南町農村活性化センター直売所棟増築工事の工事請負契約について及び議案第59号 河南町立総合体育館（小体育室他）改修工事の工事請負契約について並びに議案第60号 町道の路線認定についてでございます。

次に、報告案件でございますが、報告第6号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成28年度決算に係る指標の比率を報告するものでございます。

以上、本定例会に提案させていただきました議案の概要についてご説明をさせていただきましたが、詳細につきましては後ほど担当者に説明をさせます。

ご審議の上、原案どおりご可決、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

町長の挨拶が終わりました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第41号 河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8 議案第45号 河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5件を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第4 議案第41号 河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、議案第41号の提案をさせていただきます。

議案第41号

河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月6日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、議会の議員が審議会、協議会等の委員を兼ねる場合に、非常勤の職員として受けるべき報酬を支給しない委員に地域公共交通検討会議委員を追加するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。

第3条第3号から第16号まで1号ずつ繰り下げを行いまして、新たに第3号として地域公共交通検討会議委員を追加させていただくものでございます。

河南町地域公共交通検討会議の委員に議員の委員2名を追加するに当たりまして、報酬を支給しないこととするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

今回の議案第41号ですけれども、議員がこのような委員会に出た場合の報酬を支給しないということで、これは多分、福田太郎議員の提案だったと思うんです。我々議員の中でもみまして、いろんな意見があった中で、例えば非常勤の我々みたいな議員が常勤の職員を上回るような報酬をもらいながら、なおかつそういう委員に出て委員報酬を受け取るというのは報酬の二重支給じゃないかというような議論の中で、我々町村議会の議員は常勤の職員よりかなり報酬面でも低く抑えられているという意味であったという中で、我々議員として自ら身を削る思いで一步踏み込んで、今回、議員自ら委員会の委員の報酬を支給しないというように決めたというようないきさつがでございます。

そういう意味の中で今、南総務部長から説明いただいたんですけれども、その辺について1点触れていただいてもいいんじゃないのかという思いで今発言させていただいたんです。

その辺ご感想はどうでしょうか。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

過去の報酬条例の改正、今、議員おっしゃるとおり、そういう議論の中で報酬の二重ということもありまして、平成20年でしたか、当時改正させていただいたように記憶しております。

今回、説明の中でそういう形のは触れなかったんですけども、当時の改正後こういう形で改正させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

議員自ら決めたということをもたよろしくお願ひします。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第5 議案第42号 河南町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）（登壇）

それでは、議案第42号 河南町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について提案させていただきます。

#### 議案第42号

河南町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

河南町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月6日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

#### 平成29年河南町条例第 号

河南町河南町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この改正条例の主な改正点なんですけれども、現在、福祉医療では、療養の給付となる医療機関が行う訪問看護につきましては助成の対象となりますが、訪問看護療養費となる訪問看護ステーションが行う訪問看護は対象外となっておりますので、今回これを対象といたします。

また、重度障がい者の医療費及びひとり親家庭の医療費の助成を受けることができる者は子供の医療費の対象外といたしておりましたが、医療費の医療証の交付を受けている者のみを対象外といたしまして、医療証の優先順位の撤廃を行うものであります。

さらに、通院のみを対象とする自立支援医療との整合を欠くとともに入院の長期化を助長する懸念があり、地域生活への移行促進の観点から見ても課題があると考えられることから、精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付は対象外とします。



その他、文言の追加とか修正を行っているところがございます。

それでは、議案の資料の新旧対照表により改正内容を説明させていただきます。

2ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

第2条第3号で医療費の定義が規定されておりますが、訪問看護療養費を支給の対象とするため、医療費の定義の中に入れております。

次に、第3条第3項を削りまして、第2項に第3項の内容をまとめるため第3号及び第4号として加えまして、そして河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の名称が変更されますので、河南町重度障がい者の医療費の助成に関する条例に改正いたします。

また、重度障がい者の医療費及びひとり親家庭の医療費を受けることができる者は、子ども医療費の助成を受けることができないと規定されておりましたが、重度障がい者の医療費及びひとり親家庭の医療費の助成に係る医療証の交付を受けている者は子ども医療費の助成対象外としますが、医療証の申請をしないで医療証の交付を受けていない者は子ども医療費の対象といたします。

次に、第4条は助成の範囲を規定していますが、第1項第1号で、訪問看護療養費を助成の範囲とし、精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付は対象外といたします。

次に、第4条第2項として、助成を行わない規定を追加しております。1号は他の法令の規定により国または地方公共団体の負担による給付が行われた場合、2号は医療保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲において規約、定款等をもって給付が行われるとき、3号は薬剤等を助成の目的に反して譲渡、交換、貸与または担保に供したとき、4号はその他町長が不相当と認める事由が生じたときです。

次に、第4条第3項として、医療費の助成の方法を規定しております。医療費の助成は医療機関に支払うことにより行うこととしますが、特別の理由がある場合は対象者に直接支払うことにより、助成を行います。

次に、第6条の見出しの変更でございます。「申請」を「医療証の申請」に改めています。

次に、第8条は医療証の提示です。契約医療機関において療養を行うときは医療証を提示しなければならないとなっておりますが、大阪府に所在地を有する医療機関において第4条第1項に規定する助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならないとします。これは、第4条第3項に医療証の助成方法を追加しましたが、ここで、助成を行う医療機関を「（以下『医療機関』という。）」としたものでございます。このこと

による改正でございます。

改正前の第9条の規定は、同じ内容を第4条第3項に追加しましたので、これは削除いたします。このため、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げます。

改正後の第12条に、第2項として、受給者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届け出義務者がその旨を届け出なければならないとして、届け出義務を追加しております。

そして、第13条に、事実の調査として、資格審査のために必要があるときは必要な報告を求めることができること、第14条報告等として、助成に当たり必要があるときは必要事項の報告等を求めることができること、第15条助成の制限として、適正な理由なしに第14条の規定により命令に従わないときは、助成の全部または一部を行わないことができることを追加しております。

附則といたしまして、第1項として、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

附則第2項として、改正後の条例の適用につきましては施行の日以後の医療費について適用しまして、施行日前に係る医療費については従前の例によることとします。

附則第3項として、改正後の第4条第1項に規定する精神病棟への入院に係る給付は、この条例施行の日以降に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については平成33年3月31日までは従前の例によることといたします。

そして、附則第4項として、改正後の第6条、第14条から第16条の規定による手続等は、条例施行前においても適用できることといたします。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例なんですけれども、先ほど説明の中で、第4条第1項の中で精神病棟への入院に係る給付は対象外だということ、対象から外れるようになると言ったんですか、そのあたりの説明をもう少し詳しくお願いします。

○議長（力武 清）

暫時休憩。

休 憩（午前11時08分）

~~~~~

再 開（午前11時10分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き審議いたします。

答弁者、久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

通院のみを対象とする自立支援、精神病院との医療との整合を欠くとともに、入院の長期化を助長する懸念があります。そして、地域生活へ移行の促進の観点から見ましても、長期に入院されるというような課題があるということから、精神病棟への入院に係る給付は対象外とされたということでございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

精神病棟への入院が短期でも対象外になるんですよね。長期化が懸念されるからといって、短期で終わるとしても対象外になるという認識で間違いないんですよねというのと、河南町内に対象者というのはどれぐらいいらっしゃるのか、教えてください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

精神の自立支援法の中の精神の通院につきましては、今、国の制度がございまして、先ほど説明の中で通院のみなんですけれども、当然、精神障害の方でお医者さんが例えば措置入院とか緊急を要する場合の入院については、今現在国のほうで制度化されております。

ただ、個人が入院したいといった場合、先ほど久保部長から説明があったように、長期入院の可能性があると、福祉医療では今対象になっていますけれども国の制度で対象になっていないので、その辺の整合性を含めて今回通院のみ対象とさせていただくものでございます。

本町の今回の精神の入院の対象というのは、現在おりません。

以上です。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

大分対象者が少ないのかなという感じなんです、次、第8条の中の「大阪府内に所在地を有する医療機関において」という分になるということなんですけれども、もともと大阪府外の医療機関では後から町に請求するという形をとっていたと思うんです。それ自体には変わりがないのか、府外で医療措置を受けたときは全くこれが適用できないのかというふうにも読めますので、そのあたり、詳しくお答えください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

その件については変わりはありません。府外で受診された場合は後から現金払いということになります。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

この議案は、持続可能な福祉医療の制度をよくするという観点から何かやるらしいんですけども、河南町では対象者が子ども医療の場合は1,900名ほどいらっしゃるそうです。それにおけるこの条例においてどのように1,900名が変わるのか、負担とか。

この制度を町の医療助成制度に反映させると書いておりますけれども、どう反映させるのか教えていただけますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

子ども医療の影響につきましては、ほぼないというふうに考えております。

そして、大阪府の医療制度を反映させるということで、大阪府の医療助成制度が変わりますので、これに基づいて町も条例改正を行うというようなことをございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

基本1,900名は何にも変わらん言うたの。それで、河南町では医療制度を中学校卒業まで

助成するのかなんとか、単独でありますわね。そやから子ども医療に対しても、具体的に影響を受ける人は1,900人もいてますので、その辺もうちょっと詳しく、わかりやすいようにお願いします。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

今現在子ども医療を受けておられる受給者については、影響は大きくないというふうに考えております。ただ、障がい医療とかひとり親医療から選択して、今度医療証の順位が撤廃されますので、選択して子ども医療のほうを申請される方がおられるかもわかりません。それは、どれくらい申請されるかはまだちょっとつかめていないところでございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

この条例は別に余り重要ではないというような感じですので、わかりました。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第6 議案第43号 河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）（登壇）

それでは、議案第43号 河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案させていただきます。

#### 議案第43号

河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月6日提出

河南町長 武田 勝 玄

めくっていただきまして、

#### 平成29年河南町条例第 号

河南町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この条例の主な改正点ですけれども、老人医療費及び重度障がい者の医療費の助成を受けることができる者はひとり親家庭の医療費助成の対象外としていましたが、老人医療及び重度障がい者の医療費助成の医療証の交付を受けている者のみを対象外とし、医療証の優先順位の撤廃を行います。

次に、児童扶養手当法が改正され、同手当の支給要件に配偶者からの暴力、DVで裁判所から保護命令が出された場合も加えることとなりました。ひとり親家庭医療費助成制度では現状対象となっていないため、今回対象といたします。

なお、この改正につきましては規則改正により行います。

また、現行の福祉医療では、療養の給付となる医療機関が行う訪問看護は助成の対象とな

りますが、訪問看護療養費となる訪問看護ステーションが行う訪問看護は対象外となっておりますので、これを対象とします。

さらに、通院のみを対象とする自立支援医療費との整合を欠くとともに入院の長期化を助長する懸念があり、地域生活の移行促進の観点から見ても課題があると考えことから、精神病棟への入院に係る給付は3年間の経過措置を設け対象外といたします。

その他、文言等の追加、修正を行っているところでございます。

それでは、議案資料の新旧対照表により、改正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

まず、第1条につきましては、目的を明確にするため、「医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図る」としました。

第1条の2第2項第1号につきましては、「以下同じ。」を削除しまして用語の整理を行っています。

次に、対象者を規定している第2条第1項に、社会保険各法等の被保険者、組合員、加入者もしくは被扶養者であって、第2条第1項各号に掲げるものを対象とし、明確化を図りました。

第2条第2項は対象としない者の規定でございますが、第2号に、社会保険各法等により負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者を追加し、第3号では、老人医療費に関する条例が廃止されますので、廃止前の老人医療費の助成に関する条例の規定により医療証の交付を受けている者は対象外といたします。

そして、第4号では、「身体障害者及び知的障害者の医療費に関する条例」の名称が変更されますので「重度障がい者の医療費の助成に関する条例」とし、医療証の優先順位が撤廃されますので、重度障がい者の医療費の助成に関する条例及び子どもの医療費の助成に関する条例の対象者であっても、それぞれの医療費の助成の医療証を受けている者は対象外とします。

第5号につきましては、文言の修正を行っております。

次に、第2条の2の改正です。

まず、表題を「所得の制限」から「所得制限」に改め、第1項第1号中「前年の所得」の後ろの括弧書きに「各年の」を追加し、明確化を図っております。

そして、第2項の災害時における取り扱いについては、規則で定めておりましたが、今回、

同様の内容を条例の条文化にしたものでございます。

第3項の改正は、文言の修正でございます。

次に、第3条の表題を「医療費の助成」から「助成の範囲」に改めまして、第1項で助成の範囲に「訪問看護療養費」を追加しまして、「（生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）」という規定を入れております。

あとは文言の整理を行っております。

第2項は、助成を行わない規定です。

第1号及び第2号の文言の修正を行いまして、第3号及び第4号を追加しております。第3号は、助成を受けて取得した薬剤等を目的に反して使用、譲渡したときは助成をしない、第4号は、町長が不相当と認める事由が生じたときは助成をしない、これも規定を追加しております。

次に、第3項は医療費の助成方法を規定しておりますが、医療費の助成は医療機関に支払うことにより行うこととしていますが、特別の理由がある場合は対象者に支払うこととしております。

第4項につきましては削除いたします。

次に、第4条の改定につきましては、文言の整理を行っております。

次に、第5条第1項は、医療費の助成は申請の属する月の初日から開始するという規定を、申請のあった日から開始することとし、助成の適用は当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日もしくは死別した日または扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができることとしております。

次に、第2項は、災害等により申請ができなかった場合において、その理由がやんだ15日以内にその申請をしたときは、その申請ができなかった日の属する月の初日から開始するという規定を、申請をすることができなかった日から開始するに改正しております。

第6条は医療証の提示ですが、契約医療機関において療養を受けるときは医療証を提示しなければならないとしていますが、大阪府に所在地を有する医療機関において医療証を提示しなければならないとしております。これは、第3条第3項で医療費の助成方法を追加いたしました。ここで助成を行う医療機関を「（以下『医療機関』という。）」というふうにしたことによるものでございます。

第7条は損害賠償との調整の規定ですが、文言の整理を行っております。

第8条と第9条につきましては、条の順番を変えまして、第8条で譲渡等の禁止を、第9



条で不正利得の返還について規定しております。

第10条につきましては届け出義務の規定ですが、文言の修正を行っています。

次に、第11条から第13条を追加し、第11条を第14条としています。

第11条は事実の調査として、資格審査のため必要があるときは報告を求めることができること、第12条は報告等として、助成に当たり必要があるときは、必要事項の報告等を求めることができること、第13条は助成の制限として、正当な理由なしに第14条の規定による命令に従わないときは、助成の全部または一部を行わないことができることを追加しております。

附則といたしまして、第1項として、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

附則第2項として、改正後の条例の適用につきましては施行の日以後の医療費について適用し、施行前に係る医療費については従前の例によることとします。

附則第3項として、改正後の第3条第1項に規定する精神病棟への入院に係る給付は、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは従前の例によることとします。

そして、附則第4項として、改正後の第4条、第10条から第12条の規定による手続等は条例施行前においても適用できることといたします。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議案第43号も、河南町における対象人数と、そこが変わることによっての影響の額をちょっと教えてください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

これは、子ども医療と同様に、今対象となっている方については影響はほとんどないというふうに考えております。

あと、DVを対象といたしますので、DVの対象者が幾ら申請されるかというのはちよっ

とつかんでおりませんので、その辺はご了承いただきたいと思います。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

裁判所からのDVの保護命令、こう書いていますけれども、そのメカニズム、どういうふうになってどないなっていて、すぐにこれは簡単にDVの被害者に裁判所から命令が出るのか、それともちょっとややこしいシステムになっているのか、そこら辺どういう感じですか。

○議長（力武 清）

湊課長。

○教・育部副理事兼こども1ばん課長（湊 浩）

DVの申請は、警察や裁判所からその旨申請してから一定期間、少しございますが、手続の後、そういった形で町のほうにも通知が参ります。それに基づいて対象者が申請をしてくるかどうかは先ほど部長の答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

何言うてるんか、質問してるんやけど答えがわからん。もうちょっとわかりやすいように言うてくれるか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

DVにつきましては、対象者が警察とか子ども家庭センターとかいうところに相談をされます。相談されまして、それを受けまして裁判所に申請するということになります。裁判所で決定されるのは少し時間があると思うんですけども、それが決定されれば通知があつて、通知がある者に対して、申請があれば対象者にするというようなことでございます。

○議長（力武 清）

ほかに。

中川議員。

○3番（中川 博）

議案第42号から第43号、あとの第44号、第45号も全てそうなんですけれども、老人医療費の助成制度の廃止ということに伴って大阪府の福祉医療費助成制度の再構築ということなんです。例えば、この制度ができたとき、国に先んじて拡充したわけです。そのときの意味があったと思うんです。先ほど町長の挨拶の中でも、今回の改正は対象範囲が今まで幅広く助成しておられたやつを、的を絞って、町長の言葉では真に必要な方に集中すると。実際は増え続ける社会保障費の削減という意味でこのような制度がなったということだと思うんですけれども、当初老人医療費助成制度ができたときの意味をまず教えていただいて、今回どのように影響が多くの方の住民の方に及ぶかというのをかいつまんで話していただきたいと思うんですけれども。

○議長（力武 清）

中川議員、今の質問は次の議案との関連があるんですけれども、次のところの質問になりませんか。

○3番（中川 博）

いいんですけれども、これ全部関連するんですよ、結局。社会保障費が増大していくから削って、意味では必要な人ということになっているんですけれども、そういう意味では全部関連するんで、議長が今そういうご指摘でしたら次のところでもいいんですけれども、町長からありましたように、第42号から第45号までの条例は全て関係する条例ですので、今じゃなくても次のところでも結構です。

○議長（力武 清）

答弁者、今の中川議員の質問に対して答えられますか。

そしたら、中川議員の質問については次の議題のところでも再度やっていただきたいと思えます。

ほかに質問ないですか。

○7番（廣谷 武）

議長、対象人数を聞いてないと思います。

○議長（力武 清）

廣谷議員の質問に対して対象人数が答弁漏れになっておると思うんです。

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

ひとり親医療の対象人数をお聞きと思うんですけれども、235人です。これは子どもと親

御さんを含めた数字でございます。

○議長（力武 清）

よろしいか。

○7番（廣谷 武）

はい。

○議長（力武 清）

議案第43号の質疑を終結したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第7 議案第44号 河南町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）（登壇）

それでは、議案第44号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第44号

河南町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例の制定について

河南町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するもの

とする。

平成29年9月6日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例

でございます。

河南町老人医療費の助成に関する条例の廃止につきましては、大阪府の福祉医療制度において、将来に向け持続可能な制度とする観点から、対象者給付の範囲を真に必要な方へ選択、集中するとともに、受益と負担の適正化を図るため再構築されておられます。この再構築により障がい者医療が拡充され、老人医療と整理統合に伴い、本条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行し、再構築後の65歳以上の重度障がい者対象者及び65歳以上のひとり親家庭医療対象者以外の老人医療対象者は対象外となりますが、平成33年3月31日までの3年間につきましては、それまでに受けた療養に要する費用に係る助成につきましては、改正後の河南町重度障がい者の医療の助成に関する条例の規定を準用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員、先ほどの質問を再度やってください。

○3番（中川 博）

先ほど質問したやつをもう一つわかりやすく言いましたら、町長が先ほど、町長挨拶に書かれていましたけれども、議案第42号から第45号までの条例案は大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴う改正ですということで全て関係しているわけです。その趣旨というのは、

やはり社会保障費がだんだん増えていると。大阪府独自で国に先んじてこのような制度をつくられたわけです。そのときの意味をまず聞いているわけです、どういう意味でこういう制度がつけられたか。

そして、もう一つの質問は、今現在、言葉的には集中して必要なというところで説明していただいていますけれども、今回のそれぞれの改正によって河南町の住民としてはどういう方がマイナスの影響を受けるのかというのを具体的にお教えいただきたいというのが、ずっと関連した先ほどからの質問でございます。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

大阪府の福祉の医療制度につきましては昭和46年に開始されまして、福祉の弱者の方ということで、その当時老健法が70歳以上の方が対象になっておったんですけれども、大阪府が65歳以上に範囲を拡大して、65歳以上の高齢者の方も含めてその当時対象にしておりました。

その後、老人医療の改正もありまして、今現在は65歳以上の障がい者の方が多いんですけれども、その当時は65歳以上の障がいの方と高齢者の非課税世帯の方が対象になっていたという形で聞いております。

今回の福祉の4医療の再構築に伴いまして本町の影響なんです。まず、後ほど重度障がいのほうの条例の改正のほうで出てくるんですけれども、今回、3年間の経過措置はあるんですけれども、対象外となる方が46名おられます。ただ、3年目までは影響ございませんので、3年後からその方が、今現在46人が530万円の対象が……

（「すみません、もう一回」と呼ぶ者あり）

○総務部長（南 弘行）

64名の方で、530万円の影響がございます。

今回新たに障がい者医療で対象者の拡大が図られまして、精神の1級対象の方が13名、それから難病の方が2名、訪問看護の方が10名ということで、3年後に512万円の今度プラスの公費の負担の増というふうに考えております。

大阪府の医療制度につきましては、昭和46年当初から随時何回か見直しがあって今現在の制度になっておりまして、今回の再構築に伴いまして対象者に払っている分については、今、町のほうが把握しているのが64名、今回精神障がいのほうで増える方が3年後に25名、それ

から5年後には34名に増えていくというふうな形を見込んでおります。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、3年後には64名の方が新たに負担増になる可能性があるということですので、この制度は府からのあれですから、町としてはどうしようもないということはよく理解できるんですけども、その辺の説明を今していただきたくて、させていただきました。

そやから、何もバラ色のあれじゃなしに、やはり社会保障費が増えるということで、的を絞って、より必要な人という意味で町長の挨拶どおりやと思うんですけども、その辺、また本当に困った人がありましたらフォローをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ただいま64名の該当の方がおられるという話をお聞きしたんですけども、3年間の経過措置の間にその方々に対しての説明等々の作業をどのように進められるのか、お聞きしたいです。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

施行日が来年4月1日でございますので、今、3月末現在で64名の方がおられます。その方には個別通知なり、また広報等、ホームページ等を通じて丁寧に説明をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

64名の方がいらっしゃるんですけども、当事者の方にこんなことになるというふうに既

に説明があってもいいぐらいやと思うんです。当事者の声を吸収した上で町でしっかりと検討し、考えるというのが本来あるべき姿やと思うんですけれども、当事者の声というのはどんなものであったのか、教えてください。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

当事者の声ということは今まで聞いておりません。

以上です。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

ということは、当事者抜きにお金の議論をしていたということになりますよね。64名の方が、言うたら切り捨てられるわけなんですけれども、この64名の方を町単独で吸収することは検討されたのでしょうか。したとしたりどのような議論があったのか、教えてください。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

今ご質問の検討というのはしておりません。

以上です。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

何にもしていないというのがすごくよくわかったんですけれども、これで町の住民の方64名が納得するのか、この後に3年間かけて周知するというでも、それはもう遅いんじゃないかと思います。

当事者抜きの検討は今後やめてもらいたいと言って、質問ではなく、終わります。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

老人医療助成に関する条例を廃止することに反対します。

大阪府の福祉医療助成制度の見直しにより、今議会でも4議案が上程されています。そのうちの老人医療、障がい者医療は当事者の負担を増すものです。

大阪府は、負担は増すけれども対象者を拡大するのだと説明しているんですけども、精神障がいでは大阪府下で1万1,000人から9,000人と20%、難病では1万7,500人から900人と95%が切り捨てられます。河南町でも64名の方が切り捨てられる議案であり、切り捨てられる当事者からの意見を聞かずして、この議論が命よりもお金中心に進められていることに強く抗議し、反対討論といたします。

○議長（力武 清）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第8 議案第45号 河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案の理由を求めます。

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）（登壇）

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第45号

河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条  
例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月6日提出

河南町長 武 田 勝 玄

提案理由でございますが、大阪府の福祉医療制度のうち障がい者医療と老人医療を整理、  
統合し、新しく重度障がい者医療として再構築されることに伴い、所要の改正を行うもので  
ございます。

めくっていただきまして、

平成29年河南町条例第 号

河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を  
改正する条例

河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年河南町条  
例第29号）の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読にかえまして、議案資料の条例新旧対照表で説明申し上げます。

14ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

改正表の右が改正前、左が改正後でございます。

改正内容でございますが、題名を河南町重度障がい者の医療費の助成に関する条例に改正  
します。

第1条は、題名改正に伴う改正でございます。

第2条第1項は、老人医療の整理、統合に伴い、対象者として高齢者医療の確保に関する  
法律による被保険者等を加えるものでございます。

該当者でございますが、第3号としまして、新たに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同法施行令に規定する精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とするものでございます。

第4号では、難病患者について、難病法の対象者のうち障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者を対象とするものでございます。

難病疾患は筋ジストロフィー、再生不良性貧血等330疾患があり、特定疾患治療研究事業実施要綱に定める対象疾患はスモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎等の5疾患でございます。

第5号は、号番号の繰り下げでございます。

次に、第2条第1項は、第1項の対象者のうち助成することができない方を規定しております。第1号は字句の整理でございます。第3号は、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、法律で全額公費負担を受けることができる方を対象外としております。第4号は廃止前の河南町老人医療の医療証の交付を受けている方を、第5号は河南町ひとり親家庭及び子ども医療費の医療証の交付を受けている方を対象外とするものでございます。

第2条第3項では、障害者支援施設または児童福祉施設へ入所したことにより当該施設へ住所変更したと認められる方は、住所変更前の市町村の対象者とするものでございます。いわゆる住所地特例でございます。

第2条の2第1項は字句の整理です。

第2項は所得制限を規定しており、震災等の際の所得の特例を追加しています。

第4項は字句の整理でございます。

第3条第1項は助成の範囲を規定しており、平成29年1月から実施しております重度障がい者訪問看護療養制度を整理、統合し、訪問看護療養費を支給対象としておりますが、生活療養に係る給付と精神病床への入院は対象外となっております。

第2項は、第1項のうちその限度となる事項を規定しております。第1号ではほかの法令により医療に関する給付を受けることができることを対象外に、第3号は対象者が不正行為をした場合、第4号は町長が不相当と認める事由がある場合を対象外と規定しております。

第3項は、医療費助成の支払い方法及び支払いに係る特定事項を規定しております。

第4条は医療証の申請及び交付を、第5条は助成の適用関係を規定しており、申請があった日から適用し、申請が月の半ばの場合には当該月の初日に遡及することができることを規定しております。しかしながら、身体障害者手帳等の交付日、療育手帳の判定日等、交付日等を超えては遡及することができないことを規定しております。

第6条は、医療証の交付を受けている方が大阪府内の医療機関で助成を受ける場合には医療証の提示を行うことを、第7条では損害賠償との調整事項を、第8条は受給者がなすべき義務を、第9条は条番号の繰り上げを行い、第10条は字句の整理及び条番号の繰り上げ、第11条、第12条は、資格審査及び助成に当たり、町が受給者に対し出頭を求め、質問、調査、報告、必要書類の提出を求めることができることを規定しております。

第13条は、第11条、第12条に規定する命令等に正当な理由なしに従わない場合の助成の制限を規定しております。

附則としまして、第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2項としまして、改正後の条例については、この条例の施行日以降の医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前のおりでございます。

第3項、改正後の条例第2項、第3項に規定する住所地特例が認められない対象者については、なお従前のおりでございます。

第4項、改正後の条例に規定されている精神病床への入院に係る給付については施行日以後の対象者に適用し、施行日前に係る対象者については平成33年3月31日まで3年間の経過措置を設けるものでございます。

第5項としまして、改正後の条例の施行前であっても、第4条、第8条、第11条、第12条に規定する申請等の事務につきましては準備行為として行うことができるものと規定しております。

以上が条例改正の内容でございますが、本条例の施行規則におきまして、一部自己負担として院外調剤に自己負担を導入するとともに、1医療機関当たり月額上限2日を撤廃し、入院、通院、院外調剤それぞれ1医療機関当たり1日500円以内とし、月額上限額の現行2,500円については再構築に伴い上限3千円に引き上げることを規定させていただきますので、お願い申し上げます。

以上でございます。簡単ではございますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

休 憩（午前11時58分）

~~~~~

再 開（午後 1 時 0 0 分）

○議長（力武 清）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第45号の質疑を行います。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

河南町のこれ、資料を見たら対象人数15名ぐらいとなっていますけれども、これが3年の経過措置をとっても10名ずつぐらい増えていくという査定されています。5年後には34名ぐらいが対象になってくるとなっていますけれども、河南町では毎年、重度障害者医療に対して10名ぐらい増えていくんですか。

○議長（力武 清）

堀野部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

初年度なんですけれども、精神保健福祉手帳の1級、これが今現在6名ということでございまして、難病、これに関しましては人数的なものは把握できないんですけれども、大阪府で900名ということで一応想定されております。そこで人口割で出しましたら大体2人かなと。訪問看護につきましてもそういうふうには人数を計算しております。

大阪府の試算でございますけれども、3年後には精神1級は2.2倍、それから難病の方は1.1倍、訪問看護は1.4倍、5年後には精神の1級の方は3倍、それから難病の方は1.2倍、訪問看護につきましては1.9倍ということで試算されておられると。だから、その数字を利用して計算といいますか、見込みを出しております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ということは、これ、府全体で900名を人口割で割った数字がこういうふうになっていくということなんです。

それで、公費負担が今は270万円で、5年後には700万円ぐらいになると。重度障害者医療に対してはかなり、精神1級とか難病とかありますので、これをゼロにするというのはなかなか……。本当に切り捨てというようなぐあいになりますけれども、河南町では今のところ

15名、3年後には25名ぐらい、これは河南町としても独自で手を打つ方法なり何かを考える余地はないんですか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

その辺につきましても大阪府に聞いてみたんですけれども、先ほど申しあげました大阪府の900人といいますのも、厚労省の全国的な人数の予測のもとに人口割で積算したということでございまして、河南町もそういうふうな考えでもちまして積算したわけなんです。この数字しか今のところ計算しようがなかったということで、ご了解のほどお願いしたいということでございます。

○議長（力武 清）

堀野部長、質問の趣旨がわかってますか。本町で。

堀野部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

すみません。申しわけございません。河南町独自の助成ができないかということでございますけれども、厳しい財政の折、一番重要としますのは、同じ重度の障がいでありながら身体とかは対象であると。ところが精神に関しましては対象外であったということで、障がいの種別によって対象となっていない方がおるということが今回一番の再構築するということの考えでございまして、そのためにはやはり、先ほどから申しましたとおり、真に助成の必要な方を医療の対象とするということでございます。それがためには、申しわけございませんけれども、64名の方は対象外となってくるわけでございまして、その対象外の方につきましても国の制度によりまして助成制度がございますので、町としましても今のところそのような単独での助成は考えていないというところでございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

一遍この場で相談して、答えを出すんじゃないしに、町長も挨拶で町の医療費助成制度にいいように反映させていくという挨拶してはりますよって、そこら、税の再分配ですわね、役所の仕事は。ほんなら、片や道の駅の売り場に7千万円、何人ですか、あれ売り場をやっているのは。片一方はわかりやすいですわ、重度の障がい者のために。それは削ると。一緒には

できませんけれども、よくそこらは、制度も町に反映させると言うてますので悪いように反映ささんでも、これ、府全体で50億円ぐらいの予算を削るということです。ほんなら河南町は500万円と、そこらはわかりやすく、こういうところには一遍考えていただきたい。よろしく。

○議長（力武 清）

答弁は要らないですか。

○7番（廣谷 武）

答弁はもう要らんわ。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

条例を一部改正するというもので、第1条に医療費の一部を助成すると書いてあるけれども、一部というのは本当に1割なのか5分なのか9割なのかようわからんと。そういう数値が書いていないというのと、ここの説明書には一部自己負担額の見直しということで、またこれ一部というのがあるけれども、院外調剤については自己負担、全額ですか。それも書いていないし、入院、通院、院外、それぞれ1期間当たり500円以内を負担したらあとは全部助成されるのか、そういうことがわかりづらいんで説明願えますか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

健康保険とかでありましたら保険で7割負担されます。残りの3割につきましては自己負担となってくるわけなんですけれども、この場合、医療機関に1度行く、内科へ診察しに行ったら1日当たり500円の支払いで済むということです。仮に、内科へ午前中に行っても昼から内科へ行っても500円です、1日。最大で500円。それで、院外調剤につきましても1日当たり500円ということで、院外調剤、今回新しく一部自己負担を導入しました関係で、病院の中に薬局といますか、薬がもらえたら500円で済むんですけれども、今大体病院の外に薬局がある場合がございます。この場合につきましては1日当たり500円、500円で1千円負担ということになってくるわけです。これでよろしいでしょうか。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

まだちょっとよくわからんのですけれども、要するに健康保険証を持っていったら、普通の人は3割やけれども1割の人も2割の人もいますよね。そこへ、1割か何ぼの人か知らんけれども、そういう人に対してこの医療費の助成がまたかかってきて、薬代は500円で済みますよと。我々は、院外は全部、ものすごく3千円とか5千円やとか払っていますけれども、それがたったの500円で済みますよと、それで、1医療機関はもうたった500円持っているらしいですよと。それも、500円も月10回行ったら5千円やけれども3千円で済みますよと、そういう意味ですか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

これまでは月2回、2日というふうな条件がございまして、1医療機関に行きますと月に3回行っても4回行っても1千円で済んだんですけれども、これからは、同じ医療機関へ行きましたら3千円までは負担してもらおうということでございます。だから、最高額で1カ月当たり3千円の負担をお願いするということです。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いやいや、僕の言うてることを聞いてくれているのかな。調剤のやつはどないなるんか、さっき聞いてるんだけど。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

調剤につきましても500円を払うだけで、あとは公費で負担するということです。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いやいや、それは1回でしょう。月で言うたら、5回行ったら500円掛ける5回になるんでしょう。6回行ったら500円掛ける6になるでしょう、院外調剤は。だから、10回行ったら5千円になるでしょう。それは5千円でええんですか、それとも3千円でとまるんですか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

入院、退院、それから院外調剤全てで1カ月3千円ということです。

○議長（力武 清）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今回、障害者医療が重度障害者医療になるんですけれども、もともと障害者医療で対象だった方々、町内在住で例えば対象者の中に作業所に通っておられる方とかもいらっしゃいますよね、河南町で。そういう方々がもらえる月当たりの賃金の平均値とか中央値、最頻値というのはわかりますか。障がい者が対象なんで、その方の生活実態というのは把握されておられるのかと思ひまして。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

すみません、ちょっと把握してございません。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

それでは、この対象の方、当事者たちに声を聞いたかというのを伺います。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

条例の改正前でございますので当事者にはまだ聞いておりませんが、各種団体につきましては、大阪府のほうから補助金交付要綱を改正されるに当たりまして各種団体に協議されているということは聞いております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

どうしてもかみ合わないんですけれども、各種団体から意見を府が聞いているという話なんです。大阪府庁前で大規模な抗議を障がい者団体が行っていたんです、たまたま私が通りかかったときに。たった毎月当たり500円、年間6千円の負担がすごく重いやということやっておられたんですね。その人たちの声は反映されなかったんですか。河南町でもそういう人たちとの協議はしていないということなので、そのあたりの経緯というのはわかりますか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

先ほどから500円が引き上げということでございますけれども、全ての方が500円が引き上げということではなしに、1医療機関でこれまでどおり2回しか行かれない方につきましては値上げの影響額はなしと、今回の再構築の影響はないということでございます。

ただ、2回以上行かれる方につきましてはそれぞれ回数とかによって負担が上がっていくんですけれども、最高でも500円のアップということで、全ての方が500円アップするというわけではないということでご理解願いたいと考えております。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

河南町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

大阪府の福祉医療助成制度の見直しにより、今議会でも4議案が上程されています。そのうちの老人医療、障害者医療は当事者の負担を増すものです。先ほどもおっしゃっていたとおり、年で数千円単位の負担増だと簡単に考えておられるかもしれないんですけれども、障がい者が通われている作業所は、得られる賃金は月収数千円単位です。もちろん河南町でも状況は同じです。また、障がい者というのは、障がいにかかわる治療、診察のほかには障がい

が引き起こす副次的な疾病、例えばこけやすいとか風邪を引きやすいとか、そういう対応などが必要であり、特に医療を必要とする存在です。障がい者と医療というのは隣り合わせなんです。

そんな中で、わずかな負担増でも当事者の方には重くのしかかることは容易に想像できることです。このような生活を直撃するような問題を当事者抜きに議論すべきではないことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（力武 清）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

日程第9 議案第46号 平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16 議案第53号 平成28年度河南町水道事業会計決算認定についてまでの8件を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

ご異議なしと認めます。よって、以上8件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明及び監査委員のご意見を諮ることにしたいと思います。

それでは、日程第9 議案第46号 平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから順次提案理由の説明を求めます。

杉原会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（杉原 茂）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年度歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思います。

まず、4ページでございます。

議案第46号

平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

平成29年9月6日

河南町長 武 田 勝 玄

続きまして、次に168ページをお願いいたします。

議案第47号

平成28年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

平成29年9月6日

河南町長 武 田 勝 玄

続きまして、214ページをお願いいたします。

議案第48号

平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度河南町老人保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

平成29年9月6日

河南町長 武 田 勝 玄

引き続きまして、234ページをお開きください。

議案第49号

平成28年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

平成29年9月6日

河南町長 武 田 勝 玄

続きまして、276ページをお願いいたします。

議案第50号

平成28年度河南町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度河南町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

平成29年9月6日

河南町長 武 田 勝 玄

続きまして、298ページをお願いいたします。

議案第51号

平成28年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

平成29年9月6日

河南町長 武 田 勝 玄

続きまして、314ページでございます。

議案第52号

平成28年度河南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法第233条第3項の規定により平成28年度河南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

平成29年9月6日

河南町長 武 田 勝 玄

ここで説明員を交代いたします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）（登壇）

それでは、平成28年度河南町水道事業決算書をご覧ください。

めくっていただきまして、

議案第53号

平成28年度河南町水道事業会計決算認定について

平成28年度河南町水道事業会計決算は別紙のとおり監査委員の審査を経たので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、これを議会の認定に付す。

平成29年9月6日

河南町長 武 田 勝 玄

よろしく願いいたします。

○議長（力武 清）

それでは、引き続き遠藤監査委員のご意見を賜りたいと思います。

遠藤監査委員。

○監査委員（遠藤 忍）

それでは、報告をさせていただきます。

小山彬夫監査委員とともに平成29年7月24日及び7月27日に実施いたしました平成28年度河南町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された一般会計及び各特別会計決算及び

関係書類、同法第241条第5項の規定により審査に付された各基金の運用状況に関する書類並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された水道事業会計決算及び関係書類について決算審査を実施したところ、平成28年度河南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況に関する書類並びに水道事業会計決算報告書及び事業報告書等は、いずれも地方自治法及び関係法令の規定に準拠して作成されており、決算の計数は関係諸帳簿、諸書類と照合した結果、収支とも適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、審査結果報告書のとおりでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明及び監査委員の意見を賜りました。

ここで、質疑があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、お諮りいたします。

日程第9 議案第46号から日程第16 議案第53号の審査については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第46号から日程第16 議案第53号までの審査については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員を委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。佐々木議員、浅岡正広議員、中川議員、大門議員、廣谷議員、田中議員、浅岡幸晴議員、野村議員、福田議員の以上9名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上9名の委員が決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。その間、正副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩（午後1時29分）

~~~~~

再 開（午後1時30分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会の委員長に田中議員、副委員長に佐々木議員が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

決算特別委員会の日程については、あす7日から開催されます。正副委員長及び各委員には、よろしくご審査をお願いしておきます。

遠藤監査委員さんには、お忙しい中ご出席いただき、大変ご苦勞さまでございました。ここで退席していただいて結構です。ありがとうございました。

〔遠藤監査委員 退席〕

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

日程第17 議案第54号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第2号）から日程第31 請願第5号 地域猫活動への理解を求める請願までの15件を、会議規則第39条第3項の規定により常任委員会、特別委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上15件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第17 議案第54号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

補正予算書の5ページをお開きください。

議案第54号

平成29年度河南町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度河南町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,345万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,416万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成29年9月6日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

「第1表歳入歳出予算補正」、まず歳入でございます。

（款）地方交付税、（項）地方交付税、2,345万1千円の追加。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、405万3千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金、216万7千円の追加。

（款）繰越金、（項）繰越金、330万3千円の追加。

（款）諸収入、（項）雑入、47万7千円の追加。

歳入合計で3,345万1千円の追加。

補正後、59億5,416万円とするものでございます。

続きまして、7ページの歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費、1,621万2千円の追加。

（款）民生費、（項）社会福祉費、1,578万7千円の追加。

（款）消防費、（項）消防費、47万7千円の追加。

(款) 教育費、(項) 社会教育費、97万5千円の追加でございます。

歳出合計で3,345万1千円の追加。

補正後、59億5,416万円とするものでございます。

めくっていただきまして、8ページでございます。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

1つ目は幼稚園バス運行管理事業、期間は平成30年度から平成32年度、限度額は4,016万8千円でございます。これは、現在、町所有のバス2台を運行しておりますが、来年度から幼稚園統合に伴いまして、リースによるバス3台の運行管理委託を行います。4月から運行を開始するに当たりまして本年度中に契約等の準備行為が必要となりますので、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

2点目は、英語子育て支援事業でございます。期間は平成30年度から平成32年度、限度額は424万8千円でございます。これは、月2回程度幼稚園及び保育園で実施しております本事業の契約期間が平成30年3月末で終了となることから、4月以降引き続き実施できるよう債務負担行為を設定させていただきまして、本年度中に契約等の準備を行わせていただくものでございます。

それでは、事項別明細での説明をさせていただきます。

9ページ及び10ページは総括となっておりますので、11ページの歳入の補正から説明をさせていただきます。

まず、(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、(目) 地方交付税でございます。今年度の補正予算で必要となる財源につきまして、まず前年度繰越金で調整し、なお不足する額2,345万1千円を地方交付税から補填させていただくものでございます。

次に、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金でございます。内訳は、住民票などに旧姓を併記できるようにしたり年金分野の情報連携を可能とするためのシステム改修に対しまして交付される国庫補助金が372万8千円、放課後児童クラブの環境整備に対する子ども・子育て支援交付金32万5千円でございます。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 総務費府補助金でございます。放課後児童クラブの環境整備に対する子ども・子育て支援交付金32万5千円でございます。補助率は国が3分の1、府が3分の1でございます。

また、(目) 民生費府補助金でございますが、法改正で設置が義務づけられましたスプリンクラーを町内の介護施設において整備される事業に対しまして交付される補助金184万2

千円でございます。補助率は10分の10でございます。

次に、(款)繰越金、(項)繰越金、(目)繰越金でございます。今回の補正予算で不足する財源を補填するため、前年度からの繰越金330万3千円を計上させていただくものでございます。なお、前年度繰越金の総額は5,262万8,172円でございます。

次に、(款)諸収入、(項)雑入、(目)雑入でございます。消防団員の安全装備品として救助用の長靴を購入、整備する事業に対しまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から10分の10の助成を受けるものでございます。

次に、めくっていただきまして12ページでございます。歳出でございます。

まず、(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費、(節)委託料421万2千円の追加でございます。これは、先ほど国庫補助金を財源といたしまして、住民票やマイナンバーカードなどに旧姓を併記できるようにしたり年金分野の情報連携を可能とするためのシステムの改修を行うものでございます。同じく(節)負担金補助及び交付金1,200万円でございますが、3世代同居・近居支援助成の申請件数の増加に伴いまして助成金を増額させていただくものでございます。

続きまして、(款)民生費、(項)社会福祉費、(目)社会福祉総務費、(節)償還金利子及び割引料779万6千円の追加でございます。これは、臨時福祉給付金事業に関する平成28年度の国庫補助金の精算の結果、返還の必要が生じたため、所要額を計上させていただくものでございます。

また、(款)民生費、(項)社会福祉費、(目)障がい福祉費、(節)償還金利子及び割引料607万3千円の追加でございますが、これは、障害者自立支援給付等に関する平成28年度の国庫負担金、府負担金につきまして、精算の結果返還の必要が生じたので、所要額を計上させていただくものでございます。

続きまして、(款)民生費、(項)社会福祉費、(目)介護保険費、(節)負担金補助及び交付金184万2千円の追加でございます。これは、法改正で設置が義務づけられたスプリンクラーを町内の介護施設が整備される事業に対しまして、先ほどの府補助金を財源として当該施設に所要額の交付を行うものでございます。同じく(節)繰出金7万6千円の追加でございますが、介護保険特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金の所要額を計上させていただくものでございます。

次に、(款)消防費、(項)消防費、(目)非常備消防費、(節)需用費47万7千円の追加でございます。これは、消防団員等公務災害補償共済基金からの助成金を活用しまして、

消防団員の安全装備品として救助用長靴を購入、整備するものでございます。

最後に、（款）教育費、（項）社会教育費、（目）放課後児童健全育成費でございますが、工事請負費77万3千円及び（節）備品購入費20万2千円の追加でございます。これは、近つ飛鳥児童クラブで活動する児童数が多いことから、給排水設備やテレビ、レンジなど、もう1教室にも整備し、2教室に分けて活動できるようにするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

府の補助金の地域介護のスプリンクラーのことですけれども、10分の10で府の補助金からストレートにいくわけです。町のほうは書類的な部分での受け付けという形、それともチェック、よく今いろんな問題が起こっていますね。いろんな補助金とか何か最終チェックしないで、すぎんなあれで実際はどうやというようなこと起こっているの、町としてはちゃんと設置したかどうかのチェックまで負担を負っているのか、それとも書類だけの受け付けで事が済むのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

申請から町でしておりまして、その検査につきましては、一応町でも見に行きますけれども、最終的な検査はやっぱり府のほうでということでございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、ちゃんとそのものが設置されて機能として動くかどうかは府が最終チェックするということで理解してよろしいんですか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

府のほうで最終的な竣工検査もさせていただきます。

○議長（力武 清）

ほかにございせんか。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

民生費で返還金、返還金と2つ聞きましたけれども、これはなぜ返還になったのか、それをちょっと。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

まず、社会福祉総務費779万6千円でございますけれども、高齢者向けの臨時福祉給付金、それから年金生活者向けの臨時給付金、これがお一人当たり3万円あったわけでございます。町としましては、申請が多くあったらあきませんので、想定される数字よりも多く国のほうに交付申請していました。ところが、高齢者向けの給付金につきましては90.7%、それから年金生活者の3名につきましては、高齢者の給付金で3万円を受給している方につきましては対象外となってくることでございまして、50.38%しか支給できなかったということで、その差額を返還したというわけでございます。

それから、障がい者福祉につきましては607万3千円の返金でございますけれども、これにつきましては、6月に交付申請を行って翌年6月が実績報告ということで、返還が翌々年の3月であったり翌年度に返還せなあかんというふうなことがまいつてきますので、これにつきましても、当初の見込みした数字よりもちょっと受給者が少なかったということで、返還ということでございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

50.何%と今聞きましたけれども、それは、もらえるのにまだ手続していなかった人が半分いてるということですか。それは周知徹底が余りされていないと、町が。そのための結果ということですか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

先ほども申しましたとおり、高齢者の3万円のほうが先行していきまして、これで先にもらってもらった方が年金の臨時福祉給付金の対象であったかて、3万円を先にもらっているために今回は対象外ということでございますので、ダブっているということでこのような数字、50.38%になったということです。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第18 議案第55号 平成29年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）（登壇）

それでは、議案第55号の説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

#### 議案第55号

##### 平成29年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

##### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,424万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億697万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出

河南町長 武田勝玄

めくっていただきまして、18ページでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

（款）国民健康保険料、（項）国民健康保険料で3千万円の減額。

（款）繰越金、（項）繰越金で4,424万1千円を追加いたしまして、歳入合計22億697万6千円とするものでございます。

次に、19ページの歳出でございます。

（款）諸支出金、（項）償還金及び還付加算金で1,424万1千円を追加いたしまして、歳出合計22億697万6千円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

24ページの歳出から説明させていただきます。

（款）諸支出金、（項）償還金及び還付加算金、（目）償還金、（節）償還金利子及び割引料で1,424万1千円の追加でございます。これは、平成28年度の国庫負担金の療養給付費等負担金の額が決定したことによる超過分を返還するものでございます。

戻っていただきまして、23ページの歳入でございます。

まず、下のほうの繰越金から説明させていただきます。

(款) 繰越金、(項) 繰越金、(目) その他繰越金、(節) その他繰越金で4,424万1千円を追加いたします。うち、1,424万1千円を国庫負担金等の返還に充てさせていただき、3千万円を国民健康保険料に充当させていただくものでございます。前年度の繰越金の一部を今年度の保険料に充当させていただき、保険料の軽減を図らせていただくものでございます。

なお、平成28年度の繰越金につきましては1億1,653万3,742円となっております。

次に、(款) 国民健康保険料、(項) 国民健康保険料、(目) 一般被保険者国民健康保険料の(節) 医療給付費現年分で1,709万5千円を減額、その下でございますが、(節) 後期高齢者支援分現年分で941万5千円の減額、その下の(節) 介護納付金現年分で316万2千円を減額いたします。

次に、(目) 退職被保険者等国民健康保険料の(節) 医療給付費分現年分で15万5千円の減額、その下の(節) 後期高齢者支援金現年分で8万5千円の減額、(節) 介護納付金現年分で8万8千円を減額いたします。

各節への繰越金3千万円の按分方法でございますが、繰越金を充当しなかった場合の基礎賦課額総額の比率により按分いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(力武 清)

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(力武 清)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第19 議案第56号 平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）（登壇）

それでは、議案第56号の説明をさせていただきます。

予算書の27ページをお願いいたします。

議案第56号

平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,587万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出

河南町長 武田 勝 玄

めくっていただきまして、28ページでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

（款）繰越金、（項）繰越金で46万円を追加いたしまして、歳入合計2億4,587万5千円とするものでございます。

次に、29ページでございます。

歳出。

(款) 諸支出金、(項) 償還金及び還付加算金で46万円を追加いたしまして、歳出合計2億4,587万5千円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

34ページの歳出から説明させていただきます。

(款) 諸支出金、(項) 償還金及び還付加算金、(目) 保険料還付金、(節) 償還金利子及び割引料、被保険者保険料還付金で40万円の追加、同じく被保険者還付加算金で6万円の追加で、これは、過年度分の保険料について、年金支払額の修正及び所得の更正などがあつたことに伴い、還付金、還付加算金が必要になったことによるものでございます。

戻っていただきまして、33ページをお願いいたします。

(款) 繰越金、(項) 繰越金、(目) 繰越金、(節) も繰越金で46万円を追加いたします。なお、平成28年度の決算の繰越金は138万7,952円となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(力武 清)

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(力武 清)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(力武 清)

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第20 議案第57号 平成29年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）（登壇）

それでは、介護保険の特別会計の補正予算を説明申し上げます。

補正予算書の37ページをお開き願います。

議案第57号

平成29年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ843万1千円を追加し、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ15億5,940万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出

河南町長 武 田 勝 玄

めくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、15万1千円を追加。

（款）支払基金交付金、（項）支払基金交付金、17万円を追加。

（款）府支出金、（項）府補助金、7万6千円を追加。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金、7万6千円を追加。

（款）繰越金、（項）繰越金、795万8千円を追加。

歳入合計、843万1千円を追加し、15億5,940万1千円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

(款) 地域支援事業費、(項) 一般介護予防事業費、60万6千円を追加。

(款) 諸支出金、(項) 償還金及び還付加算金、782万5千円を追加。

歳入合計、843万1千円を追加し、15億5,940万1千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

45ページをお開き願います。

(款) 地域支援事業費、(項) 一般介護予防事業費、(目) 一般介護予防事業費、(節) 備品購入費でございます。100歳体操で使用します負荷調整おもりバンドセットを300個、150人分を購入します。そのために60万6千円を追加します。8月中旬までの活動地域は16地域363人でしたが、今年度中に23地域608人となることから、在庫分を含め、不足する150人分を追加購入するものでございます。

続きまして、(款) 諸支出金、(項) 償還金及び還付加算金、(目) 償還金の補助金等返還金ですが、平成28年度の介護給付、それから地域支援事業の事業実績に基づき国庫負担金等が確定しましたので、精算を行い、国府支払基金へそれぞれ超過分を返還するものでございます。返還総額782万5,299円に対しまして、当初予算で1千円の科目設定がございまして、782万5千円を追加します。

43ページに戻っていただきまして、歳入ですが、歳出の地域支援事業の備品購入費60万6千円につきましては、それぞれの負担割合に基づきまして、国庫補助金25%の15万1千円、支払基金交付金28%の17万円、府と町は12.5%で、府補助金と一般会計繰入金で7万6千円、残りの22%の13万3千円と先ほどの返還金782万5千円につきましては前年度繰越金で措置をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明でございます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(力武 清)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に行います。

廣谷議員。

○7番(廣谷 武)

補正で100歳体操で150人分追加しますわね。前に100歳体操のDVDを町でつくって、ま

だ3枚か5枚しか使っていないというて、2枚しか使っていないのか。500枚ほどつくって……

(「100枚ぐらい」と呼ぶ者あり)

○7番(廣谷 武)

100枚つくったの。そやから、バンドとかそれを100人分やって、600人も、まあまあそれだけ広がってきたんやから、DVDもそこそこみんなに渡したほうがええん違うかなと思うんやけれども、今どういうぐあいになっているの。

○議長(力武 清)

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長(堀野喜弘)

これには、簡易版とスペシャル版といいましてちょっと時間が長いのがあるんですけども、簡易版につきましては現在16を地区に配っています。それから、スペシャル版につきましては12枚、合計28枚、地区のほうに配っていますということです。

○議長(力武 清)

廣谷議員。

○7番(廣谷 武)

もうつくって大分なりますわね、期間。5年、6年、もっとなるんかな。ほんなら、せつかくあるものやから、倉庫に眠らせておいてもあれやから、なるべく各種団体、隅々まで配るようにしてください。

○議長(力武 清)

答弁求めますか。

○7番(廣谷 武)

答えられるんか。

○議長(力武 清)

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長(堀野喜弘)

100枚のうち28枚ということで非常に今のところ少ないですけども、その分、町の包括支援センターでも職員を派遣して実地に研修といいますか、来ております。しかしながら、今後、地区のほうで独自に頑張ってもらいたいということもございますので、ご指摘のとおり、DVDにつきましては地区のほうにできるだけ配付してまいりたいと考えております。

○議長(力武 清)

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

今のお話の中でスペシャル版と普通版と出たんですけれども、どない違いがあるんですか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

30分が簡易版でスペシャル版が50分なんですけれども、ちょっと長く体操してもらおうというふうなビデオになってございます。内容的には余り変わらないんですけども、時間をかけてちょっと詳しくやっております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

普通のシリーズしか見たことないんですけれども、いろいろ種類があったらかえってややこしいんじゃないかなというふうにも思うんです。動く内容は一緒のものなんですか。

○議長（力武 清）

田中課長。

○健康福祉部高齢障がい福祉課長（田中啓之）

概ね、体操といいますか、機能としてはほぼ同じと。動かすこととかは異なる部分もあるんですけれども、長く時間がもつように調整しているものなのか短くしているものなのかと、簡単に言えばそういう形の違いだけです。

以上です。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

教材購入60万円というのが入っているんですけれども、これは、渡してその後の管理というのほどのように行われているんでしょうか。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

それぞれ地域のほうで任せております。だから、持って帰ってほしいという方につきまし

てはご自宅で使ってもらっている方もございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

町の備品なので、個人に任せるんじゃなくて町がちゃんと管理する必要があるのかなと思います。家に持って帰って体操されるのは結構なんですけれども、使い方はいろいろなので、大事に使ってもらえるようにちゃんと町が管理すべきかと思うんです。そのあたりはどうなっているんでしょうか。

○議長（力武 清）

田中課長。

○健康福祉部高齢障がい福祉課長（田中啓之）

町から地区に貸し出しするときに貸出簿をつけて、この地区に何個貸し出しましたという形で管理させてもらって、何ぼ行っているかというのは常時持っています。

中で、地区においても管理者の方、役員の方が大抵いらっしゃるので、その方が中心になって在庫管理をさせていただいているという形の管理の仕方になっていますので、直接びしゃっと見に行ってはいないんですけれども、基本的には管理させていただいておるとい形になっています。

また、もう1点が、実際4回ですか、スタート支援に行きますので、そのときには町の職員も全部確認しております。そのあたりは大丈夫かと考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

管理は地区に大方任せているということなんですけれども、例えば、初め50人やり始めたから50個支給して、その後30人、10人になったから40個余ったというときに、それは返してもらって、また違う地区にやったりするんですか。ちゃんと適切に管理できているのか。

○議長（力武 清）

田中課長。

○健康福祉部高齢障がい福祉課長（田中啓之）

そのとおりです。その都度管理しておりますので。

○1番（佐々木希絵）

わかりました。以上です。

○議長（力武 清）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第21 議案第58号 河南町農村活性化センター直売所棟増築工事の工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、議案第58号の提案をさせていただきます。

議案第58号

河南町農村活性化センター直売所棟増築工事の工事請負契約について

工事請負契約を下記のとおり締結するため、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月6日提出

記といたしまして、1、契約の目的、河南町農村活性化センター直売所棟増築工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、8,535万8,880円。

契約の相手方、大阪府東大阪市新池島町3丁目9番8号、株式会社鴻友建設、代表取締役
小林大介。

めくっていただきまして、1ページ、2ページが資料となっております。

1につきましては、契約の内容を記載しております。

2といたしまして入札参加者、めくっていただきまして2ページでございますけれども、
入札参加者の入札金額を記載しております。ご参照いただきたいと思います。

それでは、契約の概要につきましてご説明させていただきます。

平成29年8月10日に建築一式工事で入札公告を行いました。8月25日に入札開札をいたし
まして、3者から応札がありまして、2者が最低制限価格と同額となりましたので、くじに
より落札候補者を決定いたしました。

入札結果は7,903万6千円で落札となり、消費税等を加えまして契約金額8,535万8,880円
でございます。落札率は88.9%でございます。8月29日に仮契約を行いました。

次に、工事の主な内容でございますが、町農村活性化センターの直売所棟を増築するた
めの工事でございます。解体撤去を行い、1階に直売所、2階に会議室兼調理室を備えた直
売所棟を増築いたします。その他、空調設備及び照明設備設置工事等の附帯工事もあわせて
施工いたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお
願いたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

田中議員。

○8番（田中慶一）

資料の2ページに（株）ソトムラというのと鴻友の入札金額が全く一緒というのは、これ
は偶然と思われへんのやけれども、そして鴻友に決めたという根拠を教えてもらいたいと。

同じ東大阪やから、これ、場所も一緒なら入札金額も一緒やというのはダミーと違うかなと思うんです。

もう一つは、工事が3月20日までということなんですけれども、工事期間中の直売所の仮設はどうされるのかというのと、仮設をすることによってまた面積が減るんですけれども、そのときの駐車場が、工事の人の車も入ってくるし仮設により駐車場が少なくなるし、そのあたりの検討というか対策はどうされているのか、お聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

契約につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、最低制限価格2者となりましたので、くじにより決定いたしました。

それから、工事期間中は一番奥の駐車場にテントを張って、営業を引き続き行う予定でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

答弁漏れがある。南部長、答弁漏れや。

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

工事中の駐車場ですが、施設の東側に拡張というんですか、計画の土地がございまして、そこを仮設の駐車場で利用させていただきます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

今でも仮設のやつを使っているんですよ、駐車場として。それでかつかつなんですよ、土日は。だから、土日はあれ、工事はやらないということなの。

それと、さっき木で鼻をくくったような答えを南部長が言うたけれども、同じ東大阪や。ダミーと違うか、同じ金額やと言うたら、入札で決まりましたと。そんなん答えと違うやろ。根拠をどないなつたんやというて聞いているんや。

○議長（力武 清）

辻元室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

入札公告におきまして最低制限価格を公表しております。この最低制限価格をもって2者が応札してきまして、同額となりましたのでくじ抽せんということで、1者に決めて落札の候補者ということでさせていただきました。

○議長（力武 清）

駐車場の問題をちょっと答弁だけして。

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

工事は休日、日曜日等休みの日もございますが、来場者の方々にはご協力もいただかなくてはならないときもございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いや、現実の問題を言うているのであって、どないするんやと。ご協力って、皆さんに精神的なものでご協力じゃなくて、具体的にどないするんやという回答を欲しいと言うているんですよ。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今、東側拡張部分の地目が宅地となっているところだけを仮設駐車場というんですか、土のままに駐車場に使っていただいていると思うんですけれども、それから南側のところにつきましても、土地開発公社が持っておりますけれども用地買収が終わっておりますので、その部分も駐車場として利用したいと思っております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

道の駅のリニューアルは、河南町の南の非常に重要な拠点ということで、うれしいことなんですけれども、今、最低入札価格で2者がとられて鴻友建設がとられたということで、河南町としても非常に大事な工事ですので、鴻友建設の実績がわかったらお教えいただきたいなど。規模とか実績とか。

○議長（力武 清）

中川議員に申し上げます。事前の配付資料の中に配付させていただいていると思うんですけども、それでよろしいですか。

○3番（中川 博）

今見ました。そしたら、まだ3回ありますので。

あと、私、ちょっと今機会がありまして羽曳野のほうによく行くんですけども、羽曳野の道の駅は非常に好評やということでよく言われるんです。そこで私は、面積当たりでは河南町の売り上げが一番やということでいつも言い返しているんです。今回の増設という工事ですけども、直売所の面積は広がるわけでしょうか。

○議長（力武 清）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今現在は、屋根のついたところにレジを設けて、そこで精算して、やるように形をとっているんですけども、直売所が建った後、入り口をトイレ側1カ所、出口を今の活性化センターの自動扉のあるところ、そちらに絞って、建物面積自体はさほど変わらないんですけども、売り場面積として利用できる部分は広くなる予定でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

先ほどの田中議員からの質問に続くんですけども、仮設の駐車場をつくってもらえるということなんです。そこはきちっと仮設の整備はできるんですか。土のままですか。

○議長（力武 清）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今、最終整備の実施設計中でございます。ただ、ならして土のまま仮設駐車場として利用したいと考えております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

その場合、雨の日に排水、泥なんかを引っ張り出すという問題がまた起こるんじゃないか

なと思うんですけども、その辺どのようにお考えですか。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

その辺は、天気を見計らいまして工事の途中でも補修等させていただきます。

○議長（力武 清）

辻宅課長、質問の趣旨はわかっているの。雨の日をどうするのかという対応。答弁。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

清掃等、工事の途中でも整備させて、管理させていただきます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

もうちょっと具体的に返事が欲しかったんですけども、せっかく来ていただいて、お客様の車がどろどろになったんでは、工事の車両は仕方ないとしても、今まできちっとした駐車場にとめられていたのに、工事することによってそういう要らん迷惑がかかるんじゃないかというのを懸念しているんです。

できれば、仮設で入っていただく駐車場も早かれ遅かれ整備するんでしたら、その辺も一緒に並行して考えたらどうかなと思うんですけども、その辺についてだけ、もう最後ですのでお聞きしておきます。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

その辺も前向きに考えさせていただきます。

○議長（力武 清）

ほかに。

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

今回、河南町農村改善活性化センター直売所の中で増築をされる、休憩所の解体をされる、また空調設備、照明等の取りつけもされるということなんですが、ここの施設は河南町の顔と言ってもいいぐらい河南町のPRにも、また発足以来、売り上げ等2倍も3倍も上げてい

ただいているというようなことがございまして、公共の施設でありながら組合員さんが実際、自分らが手を携えて頑張っていたという状況だと思うんです。

そこでお聞きしたいのが、今回この予算が出てくるまでに組合員さんと何回か事前に話し合いとか、あるいは希望、こういった形にしてほしいというような意見を聞く場があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

当該直売所の設計時点でございますが、駅長と協議させていただいておりました。駅長は、設計内容を組合員さんに持ち帰って審議していただき、その返答をまた設計に反映させていただいております。

○議長（力武 清）

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

今聞かせていただいたところ、お話を投げかけているということで、そのバックも聞いておるということでございます。大きなお金を河南町は投入して、また、そのお金以上に活性するようにしていただきたいと思います。

実際にそこで活動される組合員の方々に、今まで以上によくなった施設、また、利用される方がよくなったというふうに気持ちよく使っていただける施設になるように思っております。

答弁は結構です。費用対効果がちゃんと出るように、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

これより2時45分まで休憩いたします。

休 憩（午後2時32分）

~~~~~

再 開（午後2時45分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、日程第22 議案第59号 河南町立総合体育館（小体育室他）改修工事の工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、議案第59号の提案をさせていただきます。

議案第59号

河南町立総合体育館（小体育室他）改修工事の工事請負契約について

工事請負契約を下記のとおり締結するため、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月6日提出

河南町長 武 田 勝 玄

記といたしまして、1、契約の目的、河南町立総合体育館（小体育室他）改修工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、4,935万9,240円。

4、契約の相手方、大阪府堺市中区八田西町2丁18番51号、丸十ビル302号、有限会社ハンワ、代表取締役久堀信也。

めくっていただきまして、資料となっております。

1といたしまして、契約の内容でございます。

2といたしまして入札の参加者、2ページでございますけれども、入札者の入札金額を記載しております。

それでは、契約の概要について説明をさせていただきます。

平成29年8月10日に防水工事で入札公告を行いまして、8月25日に入札開札をいたしました。11者から応札がありまして11者が最低制限価格と同額となりましたので、くじ用数字を使い抽せんを行い、落札候補者を決定いたしました。

入札結果は4,570万3千円で落札となり、消費税等を加えまして契約金額は4,935万9,240円でございます。落札率は88.5%でございます。8月30日に仮契約を締結いたしました。

次に、工事の主な内容でございますが、町立総合体育館の改修工事でございますが、小体育室及び管理棟の屋根の防水工事を行うものでございます。その他に外壁塗装、外部建具改修等の附帯工事もあわせて施工いたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

先ほどは事前の資料がなかったんで申しわけなかったんですけども、今回、入札なんですけれども、最低入札価格が全部ということなんです。その中で今回ハンワさんが選ばれているということなんですけれども、もう少し企業内容、この前ちょっと浅岡議員からいただいたんです。契約内容が載っているんですけども、先ほど聞かせていただいたのは会社の規模とか資本金が何ぼとか従業員が何ぼとか、そして今いただいた資料では平成25年、平成27年、平成28年があるんですけども、平成26年は実績が飛んでいるんです。そういう形で、

この中でしっかりした企業が受けたかどうか知りたかったんで、先ほど質問させてもらったんです。そういう意味では、もう少し詳しい企業内容を教えていただきたいなと思います。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

落札業者の会社の情報でございますけれども、平成18年4月24日に会社を設立されておりました、技術職の職員が9名でございます。建設工事の許可は防水工事ということでございまして、お配りさせていただいている契約案件の資料でございますけれども、ここには地方公共団体及びそれに類する工事のみを記載させていただいております。今ちょっと手元にはないですけれども、そのほかに民間とのいろいろな契約もございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

先ほど、質問の中で資本金とか、もし売り上げもわかったら教えてください。

○議長（力武 清）

南総務部長、答弁できますか。

辻元検査室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

資本金でございますが、300万円でございます。

売上高でございますが、これはうちの入札参加資格に申請のあったときの時点の資料でございますが、15億8,600万円になっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今聞かせていただいて、うちも平成28年にとっているんで、大体仕事内容はわかっていると思うんで、その辺は安心したいと思うんですけれども、最低入札価格というのはみんなこんなに、例えば先ほどの道の駅の場合は、隣の千早の千福さんはちょっと高目の金額を出しているんです。こんなに全部最低入札価格になるようなことは多々起こるわけでしょうか。

○議長（力武 清）

辻元室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

最低制限価格の算定でございますが、設計に基づきまして、あと国のモデルがございまして、それに当てはめ算定しております。

あと、中には、全てではありませんが業者さんが最低制限価格で応札されてくることがあります。中には、先ほどの案件のように、全てではないので、数者が同じ価格で応札ということもありますが、全てが最低制限価格で応札するケースもございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

今、中川議員も言われたんですけども、この業者の詳しい内容、資本金も含めて今答弁、施工実績、こういう資料を添えていただきたいと思います、これから勉強会の中でも。これ、今でもこういう質問が出てきますので、きちりと私らも勉強できるように、この会社の内容がわかるように、今後、資料を添えて、この後ろへ。提出してもらいたいと思うんですけども、その点いかがですか。ちょっとそれだけお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

要望ですか。

○12番（福田太郎）

いや、どうしてくれるんかという、要望と違って。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

今回、工事实績を添付させていただきました。今、議員仰せのとおり、必要な項目があればその都度資料提供させていただくようにさせていただきます。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ほんならそういうことで、皆さんがわかるように、今みたいに本会議で議論にならんよう

に、きちっと勉強会でわかるようにしていただけたら幸いかと思うんで、担当部におかれましてはよろしく関係者、お願いしておきます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

今回、悪いところがあるんで改修工事されると思うんですけども、現時点で現況の状況というんですか、雨漏りしているとか、そういったやつをちょっと聞かせていただけますか。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

今の状況ですが、ぷくぷくドーム全体で申しますと屋根からの雨漏り、それから壁からの雨漏りがございます。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

壁からの雨漏りってちょっと不思議なんですけれども、事前の説明で、例えば今年度一遍にできないから来年度お金があれば続けてやるというふうな形でお聞きしたんです。そういう形で、お金があれば続きでやるとか大きな屋根のほうをするとか、そういうふうな形でいけるものなのかどうなのか、今おっしゃっていた雨漏りです。全体を今年にしなくてよかったのか、来年度、その次に回していけるような状況なのか、再度聞かせていただけますか。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

一遍にさせていただくのが一番いいんですが、予算の平準化もございますし、まずひどいほうからというんですか、管理棟と小さなほうをまずさせていただきたいということで、次年度に大きいほうの体育館をさせていただくということで、引き続きさせていただきます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

今すぐに大きいほうは大丈夫やというふうな理解でいいんですか。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

大きいほうは来年度で大丈夫です。

○2番（浅岡正広）

結構です。

○議長（力武 清）

ほかに。

田中議員。

○8番（田中慶一）

先ほどの入札のときも質問しましたが、11業者がみんな同じ金額で出てきていますよね。そのときにハンワに決めた根拠というのはさっきくじ引きなのか。というのは、11の中にやっぱり優劣があると思うんですよ、ここはいい、立派な人がおるとか、あるいはこういうところの技術が優れておるとか、この会社は危ないでとか、そういうところであつたら危ないでというやつが二、三者あつたら、それを外してからくじ引きしたらええんやと私は思うんですけれども、どのようにされているんですか。

○議長（力武 清）

辻元室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

入札公告で工事の業種、あと実績等を求めてしておりますが、うちに登録なっています業者からある程度絞って、対象はわかるんですけれども、そういうような申請を出して登録されている業者さんを1者、2者省くというのは、ちょっとこちら側からは難しいのかなと考えております。

広く競争していただくという形で、入札公告に沿って設計図書に沿って落札者は工事をしていただくという形と考えております。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いや、できることなら立派な会社に建築工事してもらいたいんですけれども、役所という

のはそういうわけにいかんのですか。

○議長（力武 清）

辻元室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

参加資格に、したいということで登録をされてきておられる業者さんですので、こちらから省くと言うと言葉は悪いですが、というのはちょっと難しいかなと考えております。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

競争入札競争入札と、経審でも会社の実態は皆公表されていますけれども、経審の紙を1枚ひっつけたらそれでいいだけの話ですので答えは簡単や思います。

それでまた、最低制限価格を公表するから、それは手持ちで河南町が持ってもよろしいんやん。何で最低価格を公表するから、1足す1は2というて答えを出して、さあ入札せえと言うて全部同じ金額を入れて、それは入札とは言わんねん。くじ引きやねん。くじ引きやから、こんなまじめくさって、これ、議会で何で落としたんや、これで落としたんやと、これになるから、最低制限価格を公表しやんと入札してもらって、ちゃんと今やったらもう積算の皆ソフトもあるんやから、そこら辺の会社は皆できるんやから、ほんなら1円、2円、7千万円あったら10万円、20万円の誤差は出てくるわね、経費率で。そうやってちゃんとした入札を考えるべきやと思うんやけどね。

ちょっと前は河南町は談合問題でやかましくなって、いろいろ問題があって、全国から河南町へ視察に来て、それで視察に来た人がくじ引きやというて、それも地域の業者を省いてしもうて、事故が起こったときに一つ、マンホールの入札に他所から呼んで30者ぐらいで入札して、製品のマンホールの値段は決まっているのに、それからずっと時代でそのまま来て、それで今、大事な公共事業最低制限価格公表して入札監理室やとかいうて、それで当て物で当てはったところを当てはめていって逆算して、あっこの業者はええというて、それ、仕事してないですね、役所は。怠慢や。最低入札価格を公表しやんといたらええねん。こんな細かい数字まで皆一緒になるわけないんやから、それは公表しているからなんやから、公表をやめたらどうですか、町長。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

以前にも事故がありましたんで、予定価格等を聞き出そうとする不当な要求も防ぐために今こういう形をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（力武 清）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、最低入札価格を公表せんかったらいいという廣谷議員の意見だったんですけども、最低入札価格というものがそもそも、設定はこれしかしようがないんですか。何か国の基準に当てはめてどうやこうやおっしゃっているんですけども、町独自でできないのかというのは、先ほど田中議員への答弁でも競争原理が働くから多少危ういところも外さずに全部入れているんやおっしゃっていたんですけども、事実上競争原理が働いていないんです。

この価格自体を町独自で金額設定できないのか、この金額設定に問題がないのか、教えてください。

○議長（力武 清）

辻元室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

今現在、国のモデル、協議会のモデルがございまして、これに沿って設定しているんですけども、このモデルも随時見直しを行っておられまして、近隣の市町村、大阪府下もそうですけれども、多くの市町村で、何年度のモデルを利用しているかは別として、このモデルを利用して設定しているところでございます。

今のところ、我々としましてはこのモデルを用いて設定していきたいと考えております。

○1番（佐々木希絵）

違う、金額設定に問題がないのかというところを。

○議長（力武 清）

金額設定は妥当かどうかという。

辻元室長。

○総務部契約検査室長（辻元哲夫）

設計書に基づいて積算しておりまして、ここには何らしんしゃくすることなく、何%、何%というぐあいで積算していくんですけども、設計書に基づいて積算しているというこ

とでございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

先ほども言ったんですけれども、競争原理が働いていないということについての評価はどうなんでしょうか。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田晶吾）

入札に関しましては、今までの経緯もあって、一般競争入札の導入を初め予定価格、それから最低制限価格の公表という形でやりますと。業者さんにつきましては、当然ながら毎年登録の申請を受け、3年に1回更新になるんですか。その都度経審等はもらうみたいですが、その中で当然ながら会社の規模、売り上げ等々がありますので、ランクづけをいたしまして、そのランクに応じた請負金額のランクの以上のランクのところか、それ以上の業者さんで入札に参加していただけると、こういう仕組みになっていますから、言えば、そこで会社の能力等を見て、これ以上であればこの工事はできるというふうに判断して一般競争入札を行っている。その業者さんが、何者か対象があるんですけれども、今回応札していただいたのが11者あったと。

その中で最低制限価格を公表するかしないかの問題なんですけれども、実際にいろいろ議論はあると思います。どちらのほうがいいのかというのは日々研究しないといけないと思うんですけれども、以前にそういうような苦い思いがあるということもあるので、今現在のところは公表という形でやっていると。最低制限価格の設定については当然基準があって、これ以下の値段では当然、やったとしても品質が確保できないとか、施工方法で安全対策に手を抜くというんですか、ちょっと言葉は悪いですが、そういうようなことがなく、最低でそこまでは基準どおりはできるという部分での設定だと私は認識しておりますので、そういう形で進めたいと思います。

今現在のところは制限価格を公表していますけれども、ここは日々、国の動向、いろんなところを見て研究していくというのは今後も進めていきたいです。

○1番（佐々木希絵）

私の質問と違うやん。評価はと聞いている。競争原理が働いていない。

○議長（力武 清）

田中議員。

○1番（佐々木希絵）

質問に答えていない、議長。競争原理が働いていないことへの評価はと聞いているのに全然違う答弁をされている。答えさせてください、ちゃんと。

○議長（力武 清）

田中議員、ちょっと待ってください。

競争原理についての答弁を求めます。

森田副町長。

○副町長（森田晶吾）

最低制限価格一律で入札されたということになっていますから、結果を見れば議員ご指摘のそういう形に見えるという形だと思うんですけども、私どものほうは一般競争入札をしておりますので、その中で、どういうのが競争原理かわかりませんが、その金額での入札があったというふうに理解しております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

競争原理が何かわからないとおっしゃいましたよね、今。競争原理がわからないのに、競争原理を働かせるために11者から応札をもらっているという今の説明はどうなるんですか。矛盾しているように思うんですけども。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田晶吾）

私が申し上げましたのは、結果としてこういう結果が出ているので、そういうふうに判断をされることもあるだろうと。ただし、一般競争入札を公告してやっておりますので、その中で競争というものはあるんだろうというふうに私は理解しておりますと、こういうことでございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

これ、最低入札価格を提示することによって河南町は損しているときもあるんじゃないんですか。本当、これ7,900万円でいきますと書いておいて、あるいはこっち側に四千何ぼと書いて、実際はもっと安いやつでできるかもわからん。というのは、この最低入札価格を計算した人は誰なの。ほんまに信用できるのか、そのレベル。計算間違いと違うというのがあるんかもわからへん。お笑いですか、町長、副町長も。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

私が町長にさせてもろうた12年前にこのスタイルがもうできていまして、誰が札入れをしているかということはいけません。それはマル秘ですから言いません。当時、今のような議会からの議論は一つも出ていない。

○議長（力武 清）

答弁中です。私語は慎んでください。

○町長（武田勝玄）

やっぱり10年、12年たって、そのときはベストな方法で誰も議論をしなかった。多分そのときは、こういう方法に誰も議論ができなかったと思います、事件の後ですから。それが少しずつ欠点も、入札にはいいところもあれば悪いところもありますよ。

今おっしゃっている最低制限価格を公表しない自治体もあります。多分そちらのほうが少ないと思いますけれども、ちゃんと調べますけれども、でも、そこでは今度は談合というリスクが働きます。それから、職員に最初はお茶、それからコーヒー、うどん、酒、そういうアプローチが始まりますよ。

（「受けんかったらええねや」と呼ぶ者あり）

○町長（武田勝玄）

はい。だから今はそのリスクはありません。ですから、もうちょっと研究をしていきたい、かように思っています。

競争原理が働かないというのは、競争原理というのはお金だけではありません。単純に表面に出た入札価格だけをもって競争原理が働いていないというのは、ちょっと議論の飛躍だと思います。業者さんは最低制限価格に向かって、それぞれ会社によって設計もしていますし、社員のももちろん給料も違いますし、いろんな努力をされてその金額を出されておるわけです。そこに、もう既に競争はあると考えます。

最終的に本件は11件全てそろいましたけれども、全ての応札でこういう状態になっているとは言えません。ですから、本件はたまたまこうなりましたけれども、私はこの方法は今のところはベストやと思っていますので、しばらくは、もちろん研究しながらですけれども、続けてまいります。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

皆さん、議員さんの考え方も入札の考え方もいろいろあります。みんな河南町の税金を使うことによってできるだけ安く、また公平・公正にという意味で議論されています。

ふとわかりやすい例えで言いますと、今回、町立の総合体育館、ふくぷくですので大きな屋根と小さな屋根の部分が2つあると。今回は資金の平準化ということで小さいほうをやりますよと。来年は、できましたら大きいほうやりますよということでございますね。そういう先ほど答弁があったと思います。

これ、普通の家で考えると、家の屋根が大屋根と小屋根があると。雨漏り、どっちみち今年、来年でやろうと思っていると、補修をね。そのときに足場を当然されると思います。1回で済ますとどのぐらいの費用がかかって、2回に分けるとこれだけ割高になるというのはある程度、今の金額の設定、今回は約5千万円ほどになっていますけれども、同じ大きさ、大体、平米というか率でいきますと5千万円、合わせて1億円になると。ところが、大と小ですので大のほうは倍であれば1億5千万円になるわけです、単純に計算すると。ところが、大と小を1回にやってしまうと1億円で済むという試算が出てくるかもわかりません。ということは、1年前倒しして借金をしてでもやることによって5千万円浮いてくるというようなことになってくるんです。

だから、その辺を何を基準に、要は資金の平準化というのはわかりますけれども、お金をできるだけ安く、また、いいものをとという住民さんの感性からいうと、来年使おうが今年使おうが安くなって、いいものを作ってほしいというような考えやと思うんです。その辺をどういうふうに考えて今回小さいほうだけにされたのか、あるいは大きいほうと小さいほうをあわせてやったらどのぐらいの金額ぐらいに想定されてどのぐらい安くなるのか、変わらないのか、その辺を質問いたします。

○議長（力武 清）

渡辺財政課長。

○総務部副理事兼人事財政課長（渡辺慶啓）

今回、浅岡幸晴議員が言うてはりますように、原課からの予算については当然、小さい屋根と大きい屋根を一発でやりたいというような要求が出てきました。その中で予算を編成するに当たって、今年度、公民館、図書館の移転ということで3億円程度の予算が必要であったというようなこともございまして、財政の査定で小さいほうをまずやってほしいということで、負担の平準化を図るようにさせていただきました。

足場についても、2つに分けてももともと違うんで、かぶるところはほとんどないんです。ですので、今言うてくれてはるように5千万円も変わるということはまずないです。そこは確認しながらやっています。

今回、小さいほうだけまず取り組んでもらったのは、今年から公共事業最適化債という、長寿命化債というやつが新たに起債のメニューで発行が決まりました。その中身につきましては、今までは建設工事しか起債の対象にならないんです。こういう屋上防水とか外壁改修のような維持に関しては起債の対象にならないんですけれども、これが今年から対象になるようになったんで、ちょっとでも先に小さいところをやって、そのまず同意をとりにいこうと。起債の対象事業にして来年大きいほうをやろうというような考えをもってやったんで、特段、一遍にやったほうが得というふうな判断は働いていないんです。ですので、そういう形を考えてやっています。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

今、渡辺課長からご説明いただいて、非常にいろんなところの引き出しを引っ張っていただいてこの事業に補助金を充てていくというような考えやということで、非常に勉強もされて、ありがたいなと思っています。

しかしながら、やっぱり私ら思うのは、一般的な考え方で、その部分は足場を使わないとか、そこでは全く別個ですよと、大と小は。ということなのかもわかりませんが、一般的に考えると、業者がそれだけの仕事のボリュームが増えるということで、やるのは1回やということで、5千万円も変わりませんと言っていますけれども、実際に何も提示もされ

ていませんし、あるいはこういうことで大と小をあわせてやるとこれだけの費用がかかりま
すと、分けても一緒にやっても余り変わりませんよとかいうのを事前にある程度議会のほう
にもすり合わせといいますか、そういったこともやっぱりやるべきではなかったかなど。そ
うでないと、いきなりここで聞かないかんということになってくるんで、これから議会とも
きっちりと膝を交えて話をさせていただきたいと、要望にしておきます。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

小山議員。

○9番（小山彬夫）

この工事はこの予算内でおさまるんか、もし追加工事等が発生したときには一体どうする
んかということを答弁お願いします。

○議長（力武 清）

辻宅課長。

○総務部施設整備担当課長（辻宅英之）

万が一変更が出て追加になった場合は、予算内でおさめようと考えております。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

今、課長のほうから予算内でおさまるように考えると言うけれども、それは到底できない
ことやと思います。やっぱり追加工事は追加工事で相手は請求してくると思うんで、そのと
きはまた議論になると思いますけれども、今発言したことをよく覚えておいてください。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第23 議案第60号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）（登壇）

それでは、議案第60号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第60号

町道の路線認定について

次の道路を町道として認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月6日提出

河南町長 武田 勝 玄

整理番号につきましては2167、路線名は今堂水垣線支線第1号、起点につきましては白木941番5地先、終点は白木941番9地先、重要な経過地はございません。

めくっていただきまして、位置図でございます。今堂地区での開発で整備された道路でございます。裏面に起点、終点の位置図をつけております。

この路線は、白木941番の開発行為が完了したことにより、都市計画法第40条第2項の規定に基づき町に帰属されましたので、路線認定するものでございます。路線延長は55.2m、有効幅員は5.7mでございます。住宅地の入居戸数が60%に達するまでは開発者が当該道路の維持管理を行うこととしてございます。

以上、簡単ではございますが、路線認定についての説明でございます。ご審議の上、ご可

決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

これ、路線認定がありますよね。今、開発行為がきっちりしていった厳しくなってきましたけれども、河南町にはこういう住宅地の路線認定していないところがまだたくさんあると思います。そういうところは、年数がたてばたつほど住民の皆さんがこじれて問題も起きると思いますけれども、簡単な例を挙げますと、田中議員のところの家の横の住宅街がありますよね、何戸か。あそこも路線認定なしで、そのまま私道になっていますよね。そういうところが大分あると思いますんやけれども、これはどうしていくのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今現在の開発の形態でいきますと、業者から帰属を受けて事前に協議を行いましてやっておりますけれども、あそこについてはちょっと経過がよくわかりません。確かに町道認定にはなっておりません。今は開発者が土地も所有しておるような状況でございます。

今後、業者からの帰属を受けられるのであれば、構造的な問題もありますので、構造も直させて帰属を受けて町道認定していきたいと考えております。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

そういう問題の住宅地はもう早く手を打って、とりあえず下水も入っていますし、下水は公共の下水が入って道路が私道で、上のアスファルトとかが傷んだ場合はそんな関係なしで、もしかそこで子供がはねられて事故が起こった場合、これは町道じゃないから関係ないと、町は。そやけど住民の皆様は町道として認識していますよね。最初に買った方はそこら辺はわかっているのかわかりませんが、買いかえたりして新しく入居された人は町道と思っていますので、ちゃんとした住宅街の道路ですので、その辺今のうちに、そんなに数があるとも思いませんけれども、昔の乱立する開発業者が勝手にやったところと思います。

その辺またちゃんと住民の方と相談してやっていただきたいんですけども、その辺の取り組みはどうか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

議員仰せのとおり、住まれている住民さんにとっては幅員があって普通に自動車が行っていて下水も入っているような、今おっしゃっていたところはそういう状態になっておりますので、できるだけ町道認定できるように努力していきたいと考えております。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第24 報告第6号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、報告第6号の説明をさせていただきます。

報告第6号

平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率及び資金収支比率を次のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成29年9月6日提出

河南町長 武田 勝 玄

次ページに監査委員さんの意見書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っています。

それでは、1の健全化判断比率の4つの指標につきまして順次説明をさせていただきます。

まず、1つ目は実質赤字比率でございます。この比率は、一般会計と土地取得特別会計の単年度の赤字割合を示すものでございます。平成28年度決算では、実質収支額が1億562万8千円で黒字決算となりましたので、赤字ではないということで「－」、なしということになっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。この比率は、介護、下水、簡水及び水道事業会計を含めたいわゆる町の全体における単年度の赤字割合を示すものでございます。5つの特別会計はいずれも赤字決算ではなく、また水道事業会計につきましても流動資産から流動負債を差し引いた連結の対象額が資金不足となりませんでしたので、こちらにつきましても「－」、なしということになりました。

次に、3つ目の実質公債費比率でございます。この比率は標準的な収入に占める公債費の割合を示す指標でございます。3カ年平均で算定をいたします。本年度は7.2%で、前年度は8.4%ということで、1.2ポイント改善しております。一部事務組合分を含めた元利償還金の額が減少したことによるものでございます。

最後に、4つ目の将来負担比率でございます。この比率は、標準財政規模に対して将来負担すべき実質的な負債額の割合を算出するものでございまして、本年度は22.6%で、前年度の32.8%から10.2ポイント改善しております。地方債の現在高、また退職手当負担見込み額など、将来の負担額が減少したことによるものでございます。

続きまして、2の資金不足比率でございます。この比率は、公営企業会計の資金の不足割

合をあらわす指標でございまして、本町では下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計が対象になります。先ほど連結実質赤字比率でもご説明しましたが、それぞれの会計におきまして赤字額、すなわち資金不足額がありませんでしたので、この指標につきましても「－」、なしという形になりました。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○議長（力武 清）

報告が終わりました。

報告案件ですので、これをもって終了いたしたいと思います。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第25 議員提出議案第3号 河南町議会の会期等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中議員。

○8番（田中慶一）（登壇）

それでは、議員提出議案第3号を説明させていただきます。

#### 議員提出議案第3号

#### 河南町議会の会期等に関する条例の制定について

河南町議会の会期等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月6日提出

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 田中慶一  |
| 賛成者 | 河南町議会議員 | 佐々木希絵 |
|     | 〃       | 浅岡正広  |
|     | 〃       | 中川博   |
|     | 〃       | 大門晶子  |
|     | 〃       | 廣谷武   |
|     | 〃       | 小山彬夫  |
|     | 〃       | 浅岡幸晴  |
|     | 〃       | 野村守   |

めくっていただきまして、

平成28年河南町条例第 号

河南町議会の会期等に関する条例

(会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、河南町議会の会期は、4月1日から翌年の当該日の前日までとする。

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に定める定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）は、6月、9月、12月及び翌年の3月の原則第1火曜日とする。

2 前項の定例日に会議が開くことができない特別な事情がある場合は、議長が別に定める日を定例日とすることができる。

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の属する年における第1条の規定の適用については、同条中「4月1日から翌年の当該日の前日までとする。」とあるのは「10月1日から翌年の3月31日までとする。」とする。

(河南町議会定例会の回数に関する条例の廃止)

3 河南町議会定例会の回数に関する条例（昭和31年河南町条例第31号）は、廃止する。

制定の理由、次のページにあります。

平成24年の地方自治法改正により、地方公共団体の議会については、条例により、定例会・臨時議会の区分を設けず、通年の会期とすることができるようになっております。河南町議会においては、平成29年第1回定例会におきまして、平成29年10月1日から地方自治法第102条第2項の規定に基づきまして定例会の回数を年4回から年1回とする改正を行いましたが、今回、地方自治法第102条の2に規定されています通年議会を採用することになりましたことから、必要な事項を定めたく、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例の制定に伴いまして、従前の河南町議会定例会の回数に関する条例は廃止することになります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

本議案は議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第26 議員提出議案第4号 河南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山議員。

○9番（小山彬夫）（登壇）

それでは、議員提出議案第4号の説明をさせていただきます。

議員提出議案第4号

河南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

河南町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月6日提出

提出者 河南町議会議員 小山 彬 夫

賛成者 河南町議会議員 佐々木 希 絵

〃 浅 岡 正 広

〃 中 川 博

〃 大 門 晶 子

〃 廣 谷 武

〃 田 中 慶 一

〃 浅 岡 幸 晴

〃 野 村 守

〃 福 田 太 郎

平成29年河南町議会規則第1号

河南町議会会議規則の一部を改正する規則

河南町議会会議規則（昭和62年河南町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条から第8条までを次のように改める。

第5条から第8条までを削除する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があつたと認められるときは、この限りでない。

第29条中「職員をして」を「職員により」に改める。

第51条第1項中「起立」を「挙手」に改め、「、自己の議席番号を告げ」を削り、同条第2項中「2人以上起立して」を「2人以上挙手して」に、「先起立者」を「先に挙手した」と改める。

第64条中「その会期中に限り」を「議長が別に定める日まで」と改める。

第75条の見出し中「閉会中」を「会期終了後」に改め、同条中「閉会中」を「次の会期において」改める。

第98条第3項を削る。

第99条第2項中「及び第3項」を削る。

第123条第3項中「第122条」を「前条」に改める。

第129条を第130条とする。

第18章を第19章とする。

第17章中第128条を第129条とする。

第17章を第18章とし、第16章の次に次の1章を加える。

第17章 全員協議会

(全員協議会の設置)

第128条法第100条第12項の規定により議案の審査文は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は、平成29年10月1日から施行する。

改正の理由ですが、通年議会の導入に伴い、会期、一時不再議、発言の取り消しまたは訂正等の条文に必要な事項を定めるものでございます。

また、議会独自の協議や意見調整、本会議等の審議に伴う協議や意見調整の場として開催されてきました全員協議会を、地方自治法第100条第12項に規定されています「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場」と定めるため、河南町議会会議規則の改正を行うものです。

以上でございます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

本議案は議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第27 議員提出議案第5号 河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）（登壇）

それでは、議員提出議案第5号の説明をさせていただきます。

議員提出議案第5号

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月6日提出

提出者 河南町議会議員 浅岡 幸晴

賛成者 河南町議会議員 佐々木 希絵

〃 浅岡 正広

〃 中川 博

〃 大門 晶子

〃 廣谷 武

〃 田中 慶一

〃 小山 彬夫

〃 野村 守

〃 福田 太郎

平成29年河南町条例第 号

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例

河南町議会委員会条例（昭和62年河南町条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「総務常任委員会」を「総務建設常任委員会」に、「総合政策部、総務部、住民部、健康福祉部、出納室、教育委員会」を「総合政策部、総務部、まち創造部、出納室」に改め、同条第2号中「建設常任委員会」を「福祉文教常任委員会」に、「まち創造部」を「住民部、健康福祉部、教育委員会」に改める。

第7条第2項ただし書を削り、同条第4項ただし書を削る。  
第12条第2項ただし書を削る。  
第26条の2第3項中「第26条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

改正の理由ですが、常任委員会の名称及び所管事項を見直すとともに、通年の会期制導入に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

本議案は議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議がないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第28 議員提出議案第6号 町長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

野村議員。

○11番（野村 守）（登壇）

それでは、議員提出議案第6号の説明をさせていただきます。

議員提出議案第6号

町長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を別紙のとおり指定するものとする。

平成29年9月6日提出

提出者	河南町議会議員	野村 守
賛成者	河南町議会議員	佐々木 希 絵
	〃	浅岡 正 広
	〃	中川 博
	〃	大門 晶子
	〃	廣谷 武
	〃	田中 慶一
	〃	小山 彬夫
	〃	浅岡 幸晴
	〃	福田 太郎

平成29年河南町条例第 号

町長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- （1）法律上町の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解に関すること。
- （2）会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正をすること。
- （3）解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- （4）災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- （5）会計年度末における議決済みの町債の借入額、地方交付税等、基金繰入金及

び基金積立金の増減等に関し、歳入歳出予算の補正をすること。

附 則

- 1 この指定は、平成29年10月1日からその効力を発する。
- 2 議会の委任による町長の専決処分について（平成20年12月3日議決）については、前項の平成29年10月1日に限り、その効力を失う。

提案の理由でございます。地方自治法第102条の2に規定されました通年議会の採用によりまして、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定するものでございます。

なお、平成20年12月3日に議決されております議会の委任による町長の専決処分については、平成29年10月1日限り、その効力を失うこととなっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

本議案は議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議がないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第29 意見書案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福田議員。

○12番（福田太郎）（登壇）

それでは、意見書案第1号の説明をさせていただきます。

### 意見書案第1号

#### 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月6日提出

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 福 田 太 郎 |
| 賛成者 | 河南町議会議員 | 佐々木 希 絵 |
|     | 〃       | 浅 岡 正 広 |
|     | 〃       | 中 川 博   |
|     | 〃       | 大 門 晶 子 |
|     | 〃       | 廣 谷 武   |
|     | 〃       | 田 中 慶 一 |
|     | 〃       | 小 山 彬 夫 |
|     | 〃       | 浅 岡 幸 晴 |
|     | 〃       | 野 村 守   |

意見書の内容ですが、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、「平成30年度税制改正において、結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く求めるよう、関係省庁に対して、意見書を提出するものでございます。

意見書の趣旨は事務局から述べていただいています。

以上でございます。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

本議案は議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議がないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第30 請願第4号 野良猫を減らすための「地域猫活動」に対する支援の請願を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）（登壇）

それでは、私から請願第4号の説明をさせていただきます。

請願第4号

野良猫を減らすための「地域猫活動」に対する支援の請願

請願者

代表者 玉井 五十子

他4名

紹介議員 河南町議会議員 浅岡 正広

〃 浅岡 幸晴

〃 佐々木 希絵

〃 廣谷 武

〃 中川 博

平成29年9月6日提出

2枚めくっていただきまして、

1 件名 野良猫を減らすための「地域猫活動」に対する支援の請願

2 内容

(1) 趣旨

飼い主のいない猫の問題を、「地域の環境問題」として捉え、地域住民・問題解決に取り組む団体・行政の三者が協力しあって、適正管理しつつ徐々に数を減らしていき、暮らしやすいまちづくりを目指していくことが必要です。

行政の取り組みとして、下記の事項をお願いいたします。

記

ア 公益法人「どうぶつ基金」の行政枠を河南町が取得して、必要に応じてチケットを発行してもらおう。必要枚数が得られない場合は、河南町が助成金を出して補填する
イ 地域猫の活動拠点に、地域猫の趣旨と理解を求める看板を設置する

(2) 理由等

野良猫に対しては、「鳴声がうるさい」「糞尿の悪臭がする」「ゴミ箱をあさる」等の苦情が寄せられ、その対応として野良猫の殺処分を中心に行われてきました。

しかし、野良猫を捕獲して殺処分することは動物愛護の精神および子供の教育環境上決して好ましいことではなく、河南町で進められている子育て対策と逆行する行為でありあらゆる施策が無に帰する恐れさえあります。

そう考えますと、行政としても速やかに地域住民・問題解決に取り組む団体と力を合わせて最大限の協力をする必要があるのではないかと思います。

以上、ご理解の上ご可決のほど、よろしく願いいたします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

可否同数ですので、議長裁決で否決といたします。本案は不採択となりました。

~~~~~

○議長（力武 清）

日程第31 請願第5号 地域猫活動への理解を求める請願を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）（登壇）

請願第5号

地域猫活動への理解を求める請願

請願者 末 永 映理子

紹介議員 河南町議会議員 佐々木 希 絵

〃 廣 谷 武

〃 浅 岡 正 広

平成29年9月6日提出

めくっていただきまして、

請願内容

地域猫活動、TNR（捕獲・去勢、不妊手術・元に戻す）の認知、周知と啓発。

殺処分0活動

命の大切さを教育面に取り組み

河南町に地域猫活動の窓口設置及びボランティアグループの結成

ふるさと納税の活用

避妊手術助成金の復旧

という6つのメニューがあるんですけども、主に一番上の地域猫活動、TNRの認知、周知と啓発というのが大きく、また急を要する一番の願いだと伺っています。下の5つは、行く行くはという程度に認識してもらえたらと思っています。

請願の理由なんですけれども、TNRという活動は大阪市や東京の千代田区、そして三重県、福岡などでも取り組んでいて、最近すごく広がっているんです。猫が好きな人も嫌いな人も、双方にとっていい取り組みであるということをまず理解いただきたいです。

附属資料1ページ目なんですけれども、飼い猫以外の猫を避妊、去勢し地域に戻すという活動で、いわゆる野良猫というのが3年から5年後には地域にいなくなるという活動です。それをTNRと呼んでいます。

また、4ページ、5ページを見ていただいたらわかるんですけども、これは大阪市の公園で試験的に行われた地域猫活動の成功例をデータ化したものです。もちろん、ごみをあさりに来る猫、庭でふん尿をする猫も減り、アンケート調査の結果を見ていただくとわかるんですけども、猫自体が「少なくなった」と答えておられる方が66.4%もいらっしゃって、事業効果について「効果あり」と答えられている方が86%もいらっしゃいます。もちろん、車を傷つけるとか庭を荒らすとか、そういう行為も少なくなったと評価されています。

戻っていただきまして、2ページなんですけれども、この活動を逆に避妊、去勢というのを進めないと、猫というのは増える一方なんです。そこにイラストがあるんですけども、1匹の雌猫から3年後には2千頭以上の猫が増えるという計算になります。もちろん、子猫のうちに体が弱くて死ぬ等もあるんですけども、基本的にはどんどん増えていくというものだとしていただけたらと思います。

もちろん、そのためにされる殺処分も減ることはないので、殺処分のために使われる税金も減ることはありません。猫で迷惑しておられるご家庭も、もちろん減ることはないです。

次の3ページなんですけれども、動物基金というのがありまして、避妊、去勢の費用を出してくれる基金があるんです。これを町がTNR活動をしているとホームページ等で宣伝するだけでその基金から費用が出るので、町は実質ホームページで周知するという程度の負担しかありません。費用の負担等は求められないです。それだけでどんどん猫が少なくなって、みんなにとっていいという活動です。

近隣だと泉大津市が取り組んでいるんです。本当にホームページに書くというだけの労力で、年間、ちょっと忘れたんですけども、60匹ぐらい去勢をしていて、まだ苦情が減ったというまでの実績はないんですけども、今後そのような実績が出てくるのではという思い

です。

最後の6ページに請願者の方の思いが熱く熱く語って載っているんですけども、請願者の方は、山城地区の村元区長の理解を得て、芸大と山城地区の2カ所でたった1人でこの活動に取り組んでおられて、もう既に43匹の避妊去勢の実績を上げているんです。本当はもっと広範囲に取り組みたいし、この活動をしていると知った方に猫の相談を受けて対応はするんですけども、どうしても1人では難しいみたいなんです、限度があるというか。泉佐野のように行政が間に入ってくれたらもっともっと河南町のいろんな地区でこれに取り組んでいけるというのが彼女の願いです。すごく附属資料が多いんですけども、最後の6ページだけでも、熱い思いだけでも読んでいただけたらと思います。

基本的には先ほどのオンブズさんの請願と目指す方向は一緒ということを理解していただきたいのと、基本的にボランティアによる活動なので行政の負担はほぼない。そして、猫好きな人も嫌いな人も猫に関心がない人も、誰にとってもメリットのある活動である。そして殺処分に使われる税金も減るということを理解していただき、可決していただけるようよろしくをお願いします。

○議長（力武 清）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○3番（中川 博）

私も先ほどの請願に対しては紹介議員となって賛成もさせていただきましたので考え方は一緒なんですけれども、実はこの前も、テレビを見ておまして、「志村どうぶつ園」ですか、猫じゃないんですけども、そういう捨て犬を保護されているいろいろ世話されているテレビがあったんで、そういう意味では、考え方は非常に近いものということで賛同はしたいと思うんです。

この請願の中の1点ですけども、ふるさと納税の活用ということで、財源をふるさと納税にされた理由は何か、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ふるさと納税の活用というのは、先ほども言ったように行く行くはという程度に認識して

もらえたらいいんですけども、広島でふるさと納税を活用したこのような取り組みがされているということです。そこは、NPO法人が運営する殺処分ゼロを目指す施設、その施設は猫を保護して里親を探すという取り組みをしているんですが、その運営にふるさと納税を充てるといふふうに発表したところ、どっとふるさと納税が集まったらしいんです。それを請願者の方が知っておられて、書いたということやと思います。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、今ふるさと納税で河南町が受け取っている納税を利用するんじゃなしに、ふるさと納税でこういうことができるということのアピールに使うということでしょうか。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今あるふるさと納税というのはメニューが決まっています、町長判断という部分もあるんですけども、そこまで、今あるものを使うというのを期待しているというよりは、今こんな活動が広島であるということを知っていただいて、行く行くは河南町でもこんなのができたらいいなということを知ってもらいたいというのが請願者の思いです。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、ふるさと納税の利用目的の中にそういう文言を書き加えるという理解でよろしいでしょう。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

はい、そのようでもよろしく申し上げます。

○議長（力武 清）

ほかに。

田中議員。

○8番（田中慶一）



ここで動物愛護というて、猫は助けないかんけれども、そしたらイノシシは、カラスは、アライグマは動物愛護から外れているんですか。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

動物愛護管理法というものの中で猫というのが入っていて、その他の先ほど言われたものが外れているというのが基本なんです。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8 番（田中慶一）

河南町にとっては、私もそれは猫の鳴き声、ふん尿、家の周りに30匹ぐらいおるんですよ。とっ捕まえること自体がまず難しい。どないしてとっ捕まえるかというのが一つも書いていないんで、とっ捕まえたら次どないするんやと。もうひっかかれますよ、野良猫は。家猫はひっかかれへんけど。それよりもむしろ、これも並行してやらないかんかもわかりませんけれども、イノシシやカラスや先ほど言いましたシカとか猿とか、そういうやつを先に、農業者あるいは林業者にとっては深刻な問題なんです。そっちを先にやっていただきたいと思えますけれども、どうですか。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

まず、捕獲方法なんですけれども、この請願者の方、実は100均の材料を使ってお手製の捕獲器を大量につくっておられて、それで大分気をつけて捕獲しているということで、本当にイノシシの箱わなみたいなもの、小さい版みたいなものをイメージしていただくといいんですけれども、そこで捕獲して、捕獲した後に動物基金さんが指定する動物病院に連れていき、動物基金さんからもらったチケットで避妊去勢をするというのが一連の流れなんです。それで最後は戻すんです。

ほかの有害鳥獣との違いなんですけれども、私が考えるのは、基本的には人が一番です。人の営みのために有害である鳥獣は最低限ですけれども駆除する。でも、猫というのは何の意味もなく殺処分されるんです。もちろん有害であるかもしれないんですけれども、こういう取り組みもなしにどんどん増やすだけ増やして、邪魔やから殺してしまうというのはすご

く命を軽視していることにつながるんじゃないか。これが行く行くは子供たちの教育面でもよくないんじゃないかというのが考えです。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

大門議員。

○5番（大門晶子）

地域猫活動の理解を求める請願について、私は反対の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

今お示しいただきました地域猫やサクラ猫の活動について、こういうことは私は最近初めて耳にした言葉なのでありますので、少しこれから勉強は進めていきたいというふうに思っているのですが、請願ではTNRの認知以外に、行く行くはということであっても助成金の復活も希望されているようであります。

ご存じのように、本町では行財政改革の一環で飼い犬、飼い猫の去勢手術、避妊手術の助成などの見直しが行われています。この見直しは、行財政運営のあらゆる分野において総点検が行われた際、平成18年6月の住民代表で組織した河南町行財政改革推進委員会の議論、答申を踏まえ、聖域のない改革を実施されたものであります。改革の基本方針としては、行政の果たす役割の再検証を行い、行政と住民の協働事業を進めていくために、住民も適切な役割分担を担うという方針のもとに改革が進められるというふうに理解しています。

このような方針で行財政改革が実施され、その捻出された財源で本町では既に新たなまちづくりの方向性に向かって施策が進められ、小・中学校の耐震化事業に着手、また公共施設の再編整備や交通問題などの安全・安心の課題、少子高齢化に対応した施策などに取り組まれています。

ご要望の助成金の復活や相談窓口の設置などを検討するのであれば、私は、行財政改革プランの案に基づき廃止、縮減された諸事業や給付補助金など全てについて再度検討した上で、事業復活の妥当性、緊急性、有効性などを判断、本町の財政事情も考慮し判断すべきだというふうに考えています。

この請願の方は所有者の不明猫の適正管理モデル事業などにも関心を寄せていただき、地域猫に取り組んでくださっている取り組みというのは決して否定するものではありませんが、今お示しの動物基金の無料不妊チケットについては行政枠以外に一般枠の募集もあるようがありますので、サクラ猫、TNR事業などの自主的な活動をさらに進めていただき、参画と協働によるまちづくりにご協力いただければというふうに思っています。

○議長（力武 清）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

請願に賛成の立場から討論いたします。

助成金といいましても、以前の助成金をそのまま復活してほしいというのではなく、基本的には動物基金を活用した上で、それで足りない部分を助成してほしいというものなので、以前のまま、そのまま復活するというような意味に取り違えられておられるんじゃないかと思いますが、それは全く当たらないということです。

そして、一般枠があるのでそれを使ったらいいとおっしゃっていますが、一般枠はもういっぱいいっぱいまで使っております。

行政枠を活用することでさらなるTNR活動の推進ができると願っており、やる人は多分、そんなに増えないです。彼女1人もしくは誰かがいるかなという感じなんですけれども、彼女1人ではやっぱりそのチケットの入手すらも限界があるということで、やっておられます。

請願者自体が、このような請願というもの自体が初めてなんです。書き方が全くわからない中、一生懸命書いてこられ、そしてこのような形になりました。でも、一番の目的は1つ目のTNRの周知と啓発、そして、残りの5つは行く行くは皆さんに知ってもらいたいという程度なので、それを書き方の問題と捉えていただいて、という以上の理由で賛成といたします。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

討論がないようございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

可否同数と認めます。

よって、本案は議長裁決によって不採択といたします。

~~~~~

○議長（力武 清）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

第2日目の会議は9月21日午前10時に開きます。

なお、本日決算特別委員会が設置され、付託いたしました各会計の決算認定の審査が明日7日から開催されますので、各委員におかれましては、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

それでは、本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時20分散会

~~~~~

平成29年 9月21日(木)

# 平成29年第3回河南町議会定例会会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会



平成29年第3回河南町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年9月6日(水)  
 招集の場所 河南町議会議場  
 開 議 9月21日(木)午前10時00分宣告  
 出席議員 (11名)

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番  | 佐々木 | 希 絵 | 2番  | 浅 岡 | 正 広 |
| 3番  | 中 川 | 博   | 5番  | 大 門 | 晶 子 |
| 6番  | 力 武 | 清   | 7番  | 廣 谷 | 武   |
| 8番  | 田 中 | 慶 一 | 9番  | 小 山 | 彬 夫 |
| 10番 | 浅 岡 | 幸 晴 | 11番 | 野 村 | 守   |
| 12番 | 福 田 | 太 郎 |     |     |     |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 町 長                      | 武 田 勝 玄 |
| 副 町 長                    | 森 田 昌 吾 |
| 教 育 長                    | 新 田 晃 之 |
| 総 合 政 策 部 長              | 上 野 文 裕 |
| 総 務 部 長                  | 南 弘 行   |
| 住 民 部 長                  | 奥 野 清 文 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 堀 野 喜 弘 |
| ま ち 創 造 部 長              | 岩 井 一 浩 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 梅 川 茂 宏 |
| 総合政策部危機管理室長              | 福 田 新 吾 |
| 総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長      | 多 村 美 紀 |
| 総務部施設整備担当課長              | 辻 宅 英 之 |
| 総務部副理事兼人事財政課長            | 渡 辺 慶 啓 |
| 総務部契約検査室長                | 辻 元 哲 夫 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 赤 井 毅 彦 |
| 住民部保険年金課長                | 田 村 夕 香 |

住民部副理事兼税務課長  
健康福祉部高齢障がい福祉課長  
健康福祉部健康づくり推進課長  
健康福祉部総合体育館長  
まち創造部地域整備課長  
まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長  
まち創造部副理事兼上下水道課長

福 瀬 一  
田 中 啓 之  
大 谷 由 候  
結 城 秋 芳  
牧 野 勉  
大 門 晃  
安 井 啓 悦

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

杉 原 茂

教 ・ 育 部 長  
教 ・ 育 部 理 事  
教 ・ 育 部 教 育 課 長  
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ども 1 ば ん 課 長  
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

久 保 広 一  
山 田 秀 和  
谷 道 広  
湊 浩  
松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
課 長 補 佐

辻 本 幸 司  
桶 本 和 正

会議録署名議員

2 番 浅 岡 正 広

3 番 中 川 博

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1



# 平成29年第3回河南町議会定例会

平成29年9月21日（木）午前10時開議

## 議事日程（第2号）

|      |        |           |           |
|------|--------|-----------|-----------|
| 日程第1 | 一般質問   | .....     | 122       |
|      | (個人質問) |           |           |
|      | 5番     | 大門 晶子 議員  | ..... 122 |
|      | 7番     | 廣谷 武 議員   | ..... 133 |
|      | 8番     | 田中 慶一 議員  | ..... 145 |
|      | 9番     | 小山 彬夫 議員  | ..... 167 |
|      | 12番    | 福田 太郎 議員  | ..... 175 |
|      | 1番     | 佐々木 希絵 議員 | ..... 192 |
|      | 2番     | 浅岡 正広 議員  | ..... 206 |
|      | 3番     | 中川 博 議員   | ..... 216 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（力武 清）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（力武 清）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いいたします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ30分以内といたします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記載された1項目につき質問発言を3回以内と決しておりますので、ご了解願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告された質問趣旨に沿った的確な質問をお願いいたします。理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いいたします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は大門議員、廣谷議員、田中議員、小山議員、福田議員、佐々木議員、浅岡正広議員、中川議員、以上の順で発言を許します。

最初に、大門議員の発言を許します。

大門議員。

○5番（大門晶子）

おはようございます。議席番号5番、新星みらいの大門晶子です。通告に従いまして一般質問を行います。

1 項目めの質問は空き家対策についてお伺いいたします。

空き家の実態でいうなら、最近、本町でも空き家がよく目につくようになったと感じています。総務省が行った住宅・土地統計調査の結果が公表されているのでありますが、平成25年10月の調査で全国の空き家数は820万戸、平成20年の調査時点より63万戸も増えているとの報告があります。大阪府の実態は、平成28年度大阪府統計年鑑によりますと、府下郡部における居住世帯なしの空き家は6,360戸となっていました。このうち本町の空き家戸数がどれぐらいあるのか気になっています。

移住促進戦略の取り組みでは平成28年度から空き家の実態調査が行われる予定が示されていますので、本町の現状はどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

さらに、平成26年11月に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、ガイドラインが示されていますが、空き家など対策計画は既に策定されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（力武 清）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

まず、1点目の本町の空き家の現状はどうかのご質問ですが、昨年度に空き家の実態調査を実施しております。その際に、空き家と思われる建物258戸の所有者にアンケート調査を行っております。その結果でございますが、建物の所有者から空き家でないとの回答があったものが61戸、空き家であると回答があったものが39戸、回答がない、配達不能など158戸ございました。この結果から、暫定的な空き家は200戸程度かと思われま。

次に、空き家等対策計画は既に策定しているかのご質問ですが、今年度、計画の策定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

計画については今年度に策定とのことですので、これはお願いすることにいたしまして、暫定的な空き家の戸数は200戸程度ということですのであります。そうすると、空き家がもたらす住民への影響が気がかりであります。

空き家の増加による問題点は、防災や防犯の機能低下、ごみの不法投棄の誘発、老朽化な

どにより景観上の悪化などが考えられるのでありますが、空き家の増加がもたらす影響をどのように捉えておられるのか、町の考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

管理が不十分な空き家が増加しますと、老朽化が進行することにより安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが考えられます。このような空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画を策定の上、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

お答えでは、計画を策定し必要な対策を講じていただけるようでありますので、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

次に、特定空家についてお伺いしておきたいのでありますが、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、また空き家等の活用のための対策が必要であるということで法制度化された空き家対策推進特別措置法では、市町村が固定資産税の納税状況を活用し所有者の把握をしやすくすること、また、倒壊や衛生的環境面においても有害となるおそれがある空き家などを特定空家と認め、立入検査や所有者に撤去や修繕を促す指導、勧告、命令が可能になるなど、法の適用効果が示されているところであります。

そこで、本町には特定空家と認められるような空き家があるのかどうか、あるとするならば指定にはどのような手続が必要となるのか、法に基づく手続の流れなど現状どのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

空き家等対策の推進に関する特別措置法において、特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている

状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいいます。

さて、本町には特定空家があるのかとのご質問ですが、特定空家等があることを判断する基準や具体的な手続については国土交通省のガイドラインを参考に現在検討中でありますため、現在まで特定空家と判断したものはございません。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

現状では特定空家と判断したものはないということですので、もしこの状況が見受けられるようであれば、また適切な措置を講じていただきたいというふうに思います。

続いて、2項目めの質問に移ります。

I・J・Uターンなどの移住促進についてと題してお伺いいたします。

私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化や人口減少等の影響を受け、大きくその構造が変化しています。さまざまな分野においてその対策が進められているわけではありますが、そんな課題を解決するための戦略として、幹部職員で構成する創生推進本部に若手職員を中心としたプロジェクトチームも一緒になって練り上げたのが河南町まちづくり戦略で、住みたいまち、住み続けたいまちを目指して、まちの現状と将来像の分析、活用・充実・強化が必要な課題など、成長可能分野の施策を洗い出させていただいたところだというふうに解しています。

あわせて、河南町ひとづくりビジョンをお示しいただき、平成72年を目標年次として人口を1万7,000人に増やすという施策が打ち出されました。その戦略をもとにI・J・Uターンを促す施策が進められようとしていることは、この問題を解決に導く一手としてとても有効なことだと私も賛同するのでありますが、では現状、戦略を策定後の本町の人口移動による増減が今現在どのようになっているのか、確認しておきたいと思います。

大阪府の市町村別各年人口の変化では、ここ10年の調査結果はいまだ年々減少傾向にある現状が示されている中で、改めて若年層や高齢層など年齢3区分による年代層ごとの人口の変化についての分析と、今後施策を施すことで変化の推移をどのように見越しておられるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

年齢層ごとの人口構造は、住民基本台帳による平成29年1月1日現在で、年少人口、これは0歳から14歳で11.9%、生産年齢人口、これは15歳から64歳で58.1%、老年人口、これは65歳以上で30%となっております。

平成24年から平成28年にかけて年少人口と生産年齢人口は微減、老年人口は微増となっております。いわゆる団塊の世代が平均寿命を迎えるであろう2030年から2040年ごろまでは、高齢化率の増加及び自然人口減少は避けられないと考えております。

人口の社会増減としましては、近年転出超過傾向にありましたが、平成28年は年少人口で転入超過となったため、全体として転入超過に転じました。とりわけ0歳から4歳の転入増加が著しく、三世代同居・近居支援事業や保育料無償化事業などの移住・定住施策の効果であろうかと考えております。

今後も、総合戦略の目指す住みたいまち・住み続けたいまちの実現に向けまして各施策の充実に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

今ご答弁をいただきましたとおり、改めて河南町の現状を明らかにしていただいたわけがありますが、ご答弁にもありますように、本町の社会増減は総合戦略の施策の効果もあってか若干プラス傾向というふうになっているようであります。しかしながら、若年層の変化でいうなら、数字上では芸大生が就学のため本町に流入していますので若者人口に影響を及ぼしていないように見えるのでありますが、実際は就学や就職といった理由で本町出身の若年層の人口流出が多く、地域の活力を損なう大きな要因となっているというふうに私は感じています。

就学における人口流出は、さまざまな専門的知識や教育を受けるという点や、他地域の文化や慣習に触れることが将来に向けて本町にとって有利になる人材育成につながるといった見方をすれば、前向きな捉え方もできるに違いないというふうに思うのでありますが、しかし問題はその後で、就学を終えた後、子供たちは地元に戻ることを選択していないというのが問題の本質ではないでしょうか。そう考えると、本町出身の若者が地元に戻るように仕向ける戦略はあるのかということでもあります。

今般、大阪芸術大学のご協力によりまして本町のプロモーションビデオを制作していただき、本町が持つ価値、来て見て感じられる歴史を中心に地域の魅力を発信していただきました。しかしながら、本町出身の若者が地元に戻る仕掛けとしては少し物足りなさを感じました。

では、何が足りないのかということでもあります。

知人から能勢町が今おもしろいと紹介していただきましたので関心を持って見ているのですが、最近、営農志望の若者が次々と移り住み、遊休農地を借りて有機野菜づくりにいそしみ、顧客をつかんで定住するようになり、古民家でおしゃれなカフェや農家民宿などを経営、相乗効果を上げているようでもあります。

実は、このような傾向は本町でも見え隠れしていて、古民家を利用したカフェや子育て世代が特技を生かして起業するなど、若者世代が踏ん張り、新たなまちを創造しようと努力しています。河南のよさを知る彼らは自らネットで情報を発信し、ここにしかない価値観を生み出し、本町への来客数を手づくりで増やしています。その先陣を切ったのは道の駅かなんで、なにわ伝統野菜やガーデニング好きにはお勧めの情報が定着し、集客スポットになっているようでもあります。

転出超過を減らし継続的な転入プラス状況に押し上げるためには、このような新たな息吹を掘り起こしプロモーションビデオの第二弾を制作、本町の魅力をさらに発信するガイドブックへとつなげ、施策の充実を図ることはできないものかと考えています。

こういうことを知人に語っていると、河南町は都会にはない人情が今に息づくまちですよと、だんじり祭りなどをテーマに、やんちゃな若者とカメラ女子のコラボを仕掛けるというふうなアイデアはいかがですかと提案してくださった人がいるのですが、私はこの案もすてきだと感じました。

本町には、60周年記念事業を成功に導いた若者の底力や、かなんフェスで町の魅力を今も発信し続けるバイタリティー、新たに企業を起こしている若者などの力が存在します。その魅力を発信し本町出身の若年層の人口流出を抑え、Uターン促進につなげられないかというふうに思うのですが、町長、お考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

移住・定住の促進につきましては、三世代同居・近居支援事業や保育料無償化などの施策

の充実のみならず、住みよい河南町を積極的にPRするシティセールスも不可欠であると考えております。

平成28年度には町の魅力を発信するプロモーション動画を作成いたしました。今後、さまざまなツールを使いまして、例えばインスタグラムなどを活用した農業体験、農泊の楽しさや古民家カフェなどの魅力発信の方法について検討していきたいと考えております。

今後も、河南町を知って河南町に来ていただき、最終的に住んでいただけることを目標に、シティセールスに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

本町の魅力発信の方法もご検討いただけるということですので、ここは大いに期待しておきたいというふうに思います。

続いて、定住促進の課題を解決に導くための施策について、もう少しお伺いしておきたいと思います。

戦略では、青年就農給付金事業の推進や退職者等の就農支援の推進をうたっていただいています。しかし、就農支援だけでは不十分な気がしています。

先ほど古民家カフェのことなどに少し触れましたが、効果的な施策を実施していくためにも、まず町内の企業の実態や存在形態、就業構造などを把握し、その根拠をもって移住支援の有効な施策を立案されたらいいのではないかと考えています。

もちろん、就農支援が有効ならいち早く取り入れ、移住者の職業に対する不安を取り除くため水利権の問題など具体的なアンサーで示していくことができれば、雇用の場の創出も生まれ、まちの活力向上に大きく貢献できると思うのでありますが、さらに、若くして企業を起こす人たちのために、資金力や経営ノウハウの乏しい創業期において経営スキル向上のための何らかの支援ができないものかと思うのであります。

I・J・Uターン者が本町で就業できることとなるような体制づくりを進め、そういった事例を多く積み上げていくことにより、期待感あふれるまちの雰囲気や気運といったものも醸成されれば、人が人を呼び込み夢が夢を呼び込む、そんな好循環が期待できると考えています。

そこでお伺いするのでありますが、私は、まずは本町の就業構造の現状を把握し、どれぐ



らの量的、質的な支援を行えば定住促進につながられるのか、政策効果についての総括的な検証を行って定住施策の立案をしてほしいというふうに思うのでありますが、町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

河南町における就業構造などを把握し、青年就農給付金事業以外にも、創業期における支援対策として、本町が中心となり富田林商工会、大阪府商工会連合会、株式会社日本政策金融公庫あべの支店と連携を図り、国から創業支援事業計画の認定を受け取り組みを進めております。

また町独自の取り組みといたしまして、かなんブランド商品開発支援事業補助金を策定し、本町の特色を生かした商品やメニューの開発にも補助金を交付しているところであります。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

お答えいただきましたように、就農政策以外に就業に対して町独自の施策も取り組んでくださっているようでありますので、それを今度は広く住民の皆様方と共有し、地域のさまざまな問題を住民と行政が協働で向き合うことができれば、この制度も機能してくると思われまます。さらに、本町にある社会資源や社会制度にもアクセスし、問題を解決していくことで効果も期待できると思いますので、次の3項目めでもう少し掘り下げて質問させていただきたいと思います。

次は、更なる相乗効果を生み出すための方策として提案させていただきます。

河南町まちづくり戦略の移住・定住促進プロジェクトでは、取り組みの方向性として空き家の利活用の方法の検討がうたわれています。平成27年度から始まった戦略はほぼ3年経過し、そろそろ空き家の利活用の実行に移す段階に差しかかっているのではないかと思うのでありますが、I・J・Uターンの取り組みと連動させさらなる相乗効果を生み出すものとして、空き家や空き店舗情報の一元化を図りデータベース化して情報提供し、地域資源をうまく生かす環境をつくれないうものかと考えています。

新たに本町で起業支援をお考えの方に後押しできるものとして、地域の価値観と結びつけ

空き家や空き店舗を含め古民家などを利用した情報が提供できれば、創業期の効果が期待でき I・J・Uターン促進につながるのではないかと考えておりますが、これについて理事者のお考えを伺っておきたいと思っております。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に完全施行されたことにより、市町村の責務として空家等対策計画の作成及びこれに基づく対策の実施が求められており、昨年度に空き家の現状調査を行い、本年度は特別措置法第6条に規定する空家等対策計画の策定に着手したところであります。この計画は、区域内にある空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が定めた基本方針に即して策定するもので、対策の一つとして空き家等の活用の促進に関する事項を盛り込むものとしております。

大阪府では、府内市町村が空き家対策の推進及び地域再生のため、目的意識の共有化や意見交換ができる場として大阪府空家等対策市町村連携協議会が設置されており、各市町村の取り組みやその他の情報、技術的な助言など必要な援助がなされております。このため本町におきましても、この協議会から情報や周辺市町村の取り組みを注視しつつ、本町の実情に応じた空き家の活用方法や空き家情報の一元化について検討の上、空家等対策計画に盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

本町の実情に応じて検討していただけるようでありますので、調査した情報が無駄にならないように是非有効な活用法も見出していただきたいというふうに思っております。

続いての質問であります、積極的な I・J ターンウエルカム の雰囲気をつくっていくことが肝要であると感じております。旧村でも空き家が増えつつある今、その地に移住者を受け入れるに当たり、フォローアップするという視点で前向きに対処していくことが、不安解消につながり定住率の向上につながってくると考えられます。定住者の初動にかかわる金銭的なインセンティブも大事なことでありますが、移住者の疎外感を抱く原因を回避することも I・J ターン誘因となり得るものであります。

このような状況を醸成するために、各地区の役員の皆様方と連携を強化し、新規参入される方の定住後のフォローアップ体制の充実を図ることも必要なことだと思っておりますが、理事者のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

住みたいまちには地域コミュニティの活性化が必要です。新たに転入されてきた方々にとりましては各地区の役員の方を初め地区の皆様と親密な関係づくりが大事なことでありますので、我々行政といたしましても、区長会などを通じまして各地区役員の皆様との連携を深めまして、誰もが住みたいと思うまちの実現を目指してまいります。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

連携体制の構築といいますのは、ただ枠組みをつくって終わりというのではなく、実際にそれが機能して効果を上げて初めて連携体制を構築したと言えるものであると考えていますので、引き続き、誰もが住みたいまちの実現を目指してご努力いただきたいと思っております。

まち・ひと・しごと創生法の中では、まちは国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、ひとは地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、しごとは地域における魅力ある多様な就業の機会の創出と定義づけられ、これらを一体的に推進する旨が述べられています。本町でも、このようなまちづくりを効果的に進めるため、積極的な取り組みを期待するところであります。人口の社会増減がプラスに転じている今、さらに転入プラスを維持させていくためには、まちづくりの責任者である首長の創造力とリーダーシップが一番求められると私は思っています。

ところで、武田町長は平成18年4月河南町長に就任され、その後3期連続で当選され、町民に期待されつつまちづくりに邁進してこられたものと受けとめています。その間、本町の諸課題に精力的に取り組むなど一定の成果があったと思われるのでありますが、3期目も余すところ6カ月余りになった今、任期満了に伴う町長選に、続いて4期を目指して立候補する意向はありなのでしょうか。

今般、総合戦略に関連する質問をさせていただきましたが、日本全体が人口減少に突入し

ている中で、次の4年間は本町においても未来を決する極めて重要な時期に差しかかってくるに違いないと考えています。そうであるなら、一刻の停滞もなく重要施策の進捗を推し進め、住んでよかったと実感できるまちの実現を目指して、心して施策を展開していくことが求められるだろうと想像しています。

そこで、引き続き町政を担っていく覚悟があるのかどうか、ここで伺いしておきたいと思います。もしも立候補をお考えであるならそろそろ今後の方向性を示す必要があると思うのでありますが、町民に公表する時期はいつごろになるのか、真意をお聞かせいただきたいというふうに思っています。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

今ご質問いただきました件についてお答えをしたいと思います。

おっしゃったとおりに、私のいただいています任期もあと半年ぐらい、そして以前からいただいた任期も12年がほぼ終えようとしております。今の時期に当たりまして、いつ何どこから質問をいただくかもわかりませんので、私は最近になりまして心の整理、そしてまた気持ちの整理、決意等をまとめつつありました。それについてお答えとしたいと思います。

私は、12年前町長に選んでいただきましてから一番に手をつけ一番にやったのは、安全・安心だったと思います。当時、学校の耐震化が急務でありました。先代の町長から耐震化は既に手をつけられておりましたが、国の示す目標にはもうちょっとかかるので、それを急いで国の目標以内にするように指示して、それが手始めだったと思います。

そこから本町の将来像、ずっと先を見たときに、交通アクセスの非常に不便な地域であり社会資本の行き届いていない地域である。大阪南部の三角地点、交通網三角地点と私は呼び上げましたが、その三角を未来において解決しなきゃいかんということで、高速道路というもの企画いたして、それが今からだと約11年前であります。今、その動きがやっと形になって実を結びつつあります。

それから、その次は教育・子育て、子供たちが減少していく姿をつぶさに見、これは大変なことになるということで、学校の統合、そしてまた最近では待機児童の解消に向けてこども園の整備、子育ての環境、そして教育の環境を先にやる、人がやらない間に手をつける、それを大方10年ぐらいやってきて、やっとここに来て形が整い始めた。条例も改正していただいて、あとは計画どおりに皆様の望む姿で実現を図りたい、そういう時期にかかっていま

す。

それから、地方創生というテーマが沸き立ってまいりまして、人口減少というもう避けられない時代が来て、今、議員がおっしゃっていただいた町の未来を決する、そういう時期がこの次の4年間である、まさにそのように思います。人口減少対策、人口減を食いとめる対策を職員とともに議会の協力も得ながらいろいろとやってきまして、やっと何か明るさが見えたような今であります。ですから、次の4年間はこれを是非実現しないとならないとたくたく思うわけでありまして。

そのような中、高齢者の健康だとか、そしてまた町のPRだとか環境問題、この環境問題においては土砂の埋め立ての問題が大きく今現実化してありますので、その解決を次の期に是非ともやらなくてははいけない。それから農の活性化、商工の活性化、そういうことをですね、全て今の課題であります。

今、議員のおっしゃった次の4年間は町の未来を決する大事な4年間、私が今まで皆様と一緒にやらせていただいた気持ちをより高めて、次の4年、もう一期も一緒にやらせていただきたい、かように決意をかためているところであります。

以上です。

○議長（力武 清）

大門議員。

○5番（大門晶子）

今、町長からこれまで取り組んでこられた政策等々をるるご説明いただきました。そして、次の課題についてもお示しいただきました。4期目を目指すというふうな町長の矜持を感じるスピーチと、本町の未来を担う覚悟をお示しいただいたと私は理解させていただきました。まずもって、町長選挙に立候補をご予定の志に敬意を表しておきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、刻々と変化する社会情勢を的確に読み取り、夢のある未来を築くために一層の体制の充実を図っていただくことを期待いたしまして、私の今回の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（力武 清）

大門議員の質問が終わりました。

次に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

7番、リベラルの会、廣谷武、ただいまより一般質問を行います。

まず初めに、通告に載っていない質問も快く今、町長が答えていただきましたので、一安心して質問に入らせていただきます。

通告に従いますけれども、ちょっと脱線するかもわかりません。

まず、有事の際の対策についてです。

有事の国民向けマニュアルが公開されました、先日ですか。今、緊迫する北朝鮮情勢がありますけれども、そこで河南町では、公開されましたそのマニュアルに従ってどうするのか、お答えいただけますか。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

弾道ミサイルを初めとする武力攻撃事態等の対処につきましては、国の方針のもとでマニュアルが公開されております。マニュアルでは、弾道ミサイル落下時の行動について、屋外にいる場合は近くの建物や地下に避難する、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守るなどとなっております。本町は、7月の広報かなんに掲載いたしまして注意喚起と啓発を行っております。

今後も、内閣官房や消防庁など国からの通知につきましては、引き続き住民に情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

わかりにくいことなんですけれども、2番目の情報はどのように来るのか、そして判断をどのようにするのか、有事の際に。それをお聞きいたします。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

例えば弾道ミサイルの発射が確認された場合、全国瞬時警報システム J - A L E R T を活用いたしまして、国民保護サイレンと合成音声によりましてミサイル発射情報と避難の呼びかけが行われます。その後、落下場所などの情報が放送されます。これらは自動的に町の防災行政無線から発せられるとともに、エリアメールを通じまして携帯電話にも通知をされま

す。それらの情報に従いまして、落ちついて速やかな避難を行っていただくこととなります。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

これは有事が起こった場合の情報の仕組みなんですけれども、一方で情報収集というのは非常に重要なことだと思います。

そこで、河南町自体どういうふうな情報収集をするのか。教育委員会で先般、シンガポールの海外研修を取りやめにしたという経緯がございます。これは、いろいろ情報を収集して判断したと思われま。

そこで、新田教育長は決して言い逃れじゃないとかなんとかいう発言もされていまして、町長は、議員さんもいろんな勉強をされて、新聞を見てテレビを見てそこで判断しろと委員会ではっきりおっしゃっていました。そしてシンガポールを取りやめたという経緯がございます。

その点、情報収集はテレビや新聞だけでいいのか。内閣府、国家公安委員会とか警視庁とか外務省、消防庁、いろいろ情報を収集するところがあると思いますけれども、そして判断する。その情報の収集元は河南町にはあるのかないのか、お答え願えますか。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

まず、私から事前の情報収集についてお答えをさせていただきます。

武力攻撃事態などにつきましては、国の方針のもとになりますので、主には内閣官房の国民保護ポータルサイトからの情報収集となってこようかと思っております。今、議員仰せのように消防庁、警察庁などの国の機関のホームページで情報収集をしていただく、我々もそこからの情報収集になってきます。

ただ、我々行政のほうに国の機関等から住民に情報提供をする通知等がありましたら、広報、ホームページを通じまして情報を住民の方に行っていくということになってきます。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

わかりました。

そこで、質問のとおり判断はどのようにするのか、また、シンガポールの件でよろしいですわ、もう。結果的に出ていますのでね。最終的なジャッジは理事者がして教育委員会で報告したというようなことに、教育長はちゃんと議事録をとって調べたら言っておられます。その最終的なジャッジ、判断は、これはそのときどのようにされたのかお教え願えますか。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

お答えします。

当時を思い出して今お答えするわけです。多分間違いない答弁ができると思いますが、子供たちを行かせる直前ですか、日にちは忘れましたが、もうそろそろ準備段階に入っているものをゴーをかけなきゃいかん。ところが北朝鮮の情勢が穏やかではない。どうしようという相談が教育長から私のもとに参りました。事前にジャッジをしないと、あるいは直前でやめるという方法も一つ。でもそれはキャンセル料が大分かかるでしょうし、子供たちを突然目の前で不安にさせることに直結します。

ですから、私はそのときに代替法、かわりの策はないのかという指示をいたしまして、最終的には実施をいたしました福島のイングリッシュキャンプということになりました。

確かに、終わってみれば何やったと、何もなかったやないかというのが今の評価だと思いますが、当時それに向かうときの心中は、そんな穏やかなものではありません。

例えばそれとはスケール、レベルも違うかもしれませんが、台風18号で我々は約15人のメンバーが朝の3時半まで籠城して警戒に当たりましたが、その前日に環境フェアの実行を取りやめました。普通は環境フェアのジャッジを17日の朝7時にやる。もう準備も半分ぐらいしている。その中で、外から招聘して環境落語の先生も来てもらえるし、遠方から足を運んでもらうのに朝7時では遅い、前日にやろうということで、前日の夕方ジャッジをして、そのときはほとんど情報も、まだ台風も遠くにいる。たしか東シナ海ぐらいいったと思いますが、ジャッジをしました。そして取りやめをいたしました。決断というのはそういうものだろうと私は思っています。

ですから、シンガポールは確かに子供たちは楽しみにしていた。シンガポールは残念だったかもしれないけれども、報告を聞く限りではそれにまさるとも劣らない成果をあの子たち



が取得したというふうに報告を受けておりますし、私は当時のジャッジは間違いではない、私がジャッジをいたしました。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。今の答弁は次の国民保護法につながりますので、よろしく願いいたします。

2番目の国民保護法です。この法律ができましたのは平成16年6月と思われそうですが、この法律で河南町にはどういう役割が国民保護法に示されているのか、説明をお願いします。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

武力攻撃などから住民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活、住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民などの救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置などを実施することとされております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。これは一般質問ですので、そんな簡単に説明されてもすごく困ります。法律は、先ほど勉強せえと町長は言ったからいろいろ調べてやりましたけれども、河南町の地方自治体としての役割、国民保護計画の作成、これをまず最初に作成します。国民保護の協議会をつくります。それで組織の整備と訓練、対策本部の設置、警報の通知の伝達、避難措置の指示、避難住民の誘導、避難住民の救助、安否情報の収集の報告とか、これは法律に明記されています。この二、三行で一般質問でこのように答えをされても、非常に次の質問が前を向いていけませんので、よろしくお願いしますわ、そこらは。

その点を踏まえていろいろジャッジするのに当たり、町長が私がもう決断を下した、それは結構ですが、国民保護の協議会というもの河南町ではあるんでしょうか、お答え願えますか。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

議員仰せのように、本町にも協議会がございます。先ほど議員も言われましたように、河南町国民保護計画を平成28年3月に策定しております。こういった計画を策定するに当たり協議会等で会議を行いまして、この計画の策定を行いました。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

協議会がある。メンバーはどのようになっているか、それも全然わかりませんよね。ほかの自治体だったらメンバーもたくさんいらして、役場の理事者だけの会議というのはありませんからね、この協議会は。

また、先ほどのシンガポールのようなそういうところは、協議会でいろいろ議論して、それで決定するに値するものであります。そこで何もわからんうちに全て決定したと。ちゃんと平成16年に国民保護法というのがありますので、その辺はどのように理解されているのか、もう一度お答え願えますか。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

今、手元に協議会の構成員のを持っておりませんので、メンバーにつきましては警察庁とか自衛隊とか、我々の組織以外の外の団体も入っております。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今、北朝鮮がこういう情勢に入っていますので、こういうのがちゃんとあるというのを明記されて、平成16年にできた法律に基づいて、地方自治体は今、箇条書きでちょっと言ったことを全て網羅されてやっていくのが本筋ですので、これを一般質問でやって出てこないというのは、非常に通告している質問しかやってませんわ、今のは。それはよろしく願います。

次にまいります。

○議長（力武 清）

廣谷議員、今のメンバーについての答弁をどうしますか。メンバーについては答弁ができないという発言がありましたけれども、それについてはどうしますか。答弁を求めますか。

危機管理のほうからできますか。

○総合政策部危機管理室長（福田新吾）

協議会のメンバーですが、まず自衛隊、それから警察、消防、消防団、町の幹部職員、大阪府土木事務所の職員、保健所の職員等で構成されております。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

それは何回その協議会を開かれましたか、そしたら。

○議長（力武 清）

危機管理室長。

○総合政策部危機管理室長（福田新吾）

平成27年度につきまして、計画の見直しについて開いております。その後、平成28年度については開催しておりません。今年についてもまだ開催していない状況でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

是非、地方自治体の河南町における中でその会議を細かく開く、今はそういう状況にありますので、よろしくをお願いします。

次に、河南町は補償は明記されていますけれども、あえて補償してくれるのか、お答え願えますか。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

補償というご質問ですが、国・府・町が武力攻撃の災害に対処するため緊急の必要があると認めた場合、町内の個人の土地、建物、工作物などを使用することができます。こういった場合で損失が発生すれば、国の負担により損害補償が行われます。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

次に、住民に対してどういう権限が地方自治にはあるのか、それをお願いします。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、一時的に避けるための退避の指示、武力攻撃災害への対処のため緊急の必要がある場合に土地や建物の一時使用や収容、危険防止のため警戒区域の設定と立ち入りの制限や退去の命令、核・生物化学兵器、いわゆるNBC攻撃による汚染の拡大防止のため、汚染物の移動の制限や破棄の命令などとなっております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

すごい条文で、どれを引っ張り出してもたくさんありますので、質問はこのぐらいにいたします。

そこで、いろいろ有事のことに対して質問、国民保護法に対する質問、議員さんはいろんな勉強をされて、新聞を見てテレビを見て全て判断してくださいと委員会で武田町長が我々に言ってくださいます、そこで総合的に言って、国民保護法とか有事にあつてこういう状態で、今、北朝鮮情勢もこないなっております。判断材料として町からも提供できるものがあれば、町長も東京へ行っていろいろ省庁を回ってはると思いますので、太いパイプがあると思いますので、その辺は町長、どのようにお考えですか。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

ちょっと答えをそのとおりにできるかどうかわかりませんが、危機管理のこれは究極であります。北朝鮮の脅威は国家のテロをなすレベル、レベルと言うたらちょっと語弊があるかもしれませんが、この情報を一地方自治体がそのままつかむというのは当然無理であります。

例えば米軍、NATO、それからほかの国とのそういう機密もありますし、それはまず無理なので、我々に必要なことは、国家が危険にさらされたときに国の情報を町住民の方にどれだけうまく伝えるサポートを我々がしなきゃいかんかということだろうと思っています。

君子危うきに近寄らずという格言がありますけれども、みんなそれぞれ不安というのは抱くものであって、それが国民保護法にのっとってマニュアル化されたそのとおりに動いていたら、もう間に合わないときもあるんです。よく地震のときでも、あるいは今タイムラインを策定しようと思ってやっていますけれども、幾ら策定してもそのとおりにやったら間に合わないときもあるので、それはもう自分の独断と偏見で、自分で自分を守るしかない、逃げるしかない、究極にはそうだと思います。

ただ、町は町の今できることは全てやらないかんということは、町の我々の責務だと思っています。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

それでは、3つ目の空き家対策・民泊制度についてお聞きいたします。

先ほどの大門議員の質問にも重複するところもあるかと思えますけれども、全然違った形ですのでよろしくお答え願います。

河南町の空き家対策は、まず1つ目、どうなっていますか、お答えください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

本町における空き家対策でございますが、平成27年4月に施行いたしました美しい河南町環境条例におきまして、空き家の敷地に繁茂した植木や草木の適正管理について所有者に対し指導しているところでございます。また、昨年度空き家の実態調査を行っており、空き家と思われる建物258戸の所有者にアンケートを行い、空き家と回答のあったもの39戸、無回答・配達不能など158戸ございまして、暫定的に空き家は200戸程度と思われます。

今年度、空家等対策計画の策定に着手しておりますので、総合的かつ計画的に空き家対策を進めるため、空家等対策計画を策定の上、必要な対策を講じてまいりたいと考えておりま

す。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

2番目の空き家を利用して民泊制度を活用できないか、これにお答え願います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

空き家を利用して民泊制度をとということでございますが、河南町内で民泊が立地できるのは石川地区の第一種住居地域で地区計画のない地域だけでございます。

現在、インバウンドの増加で宿泊施設が足りない状況でございます。民泊を始めやすくするような動きが出てきていますので、その状況を注視しながら河南町の他の地域でも可能となれば、耐震や所有者の意向など課題がありますが、民泊制度の活用も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。ちょっと失礼なんですけれども、河南町ですので河南町で民泊はできないかという質問を提示しております。そこで石川地区だけ、第一種住宅だけでしか民泊できません、このようなのは質問の趣旨が違うんですよ。わかりますか。

国交省では市街化調整区域における民家の用途変更を緩和していますねん、これ。農家民宿とかいろいろありますけれども、全国で下水道普及率が調整区域では42%しかありませんわ。市街化区域では95%、全国ですよ。河南町は大方調整区域なんですよ。そこでこの質問をしているわけです。

国交省でもう既に出てますねん、空き家対策のために何をすべきかと。大きく分けて2つです、国交省は。観光振興のために宿泊施設や飲食等を提供する施設を、これ、用途変更する場合はやりやすくしているんですよ。2番目に、既存集落におけるコミュニティーや住民の生活水準の維持を図るために、またグループホーム等を建てられるように用途変更をしや

すいようにしているんですよ。それをアピールして、これで国交省は空き家対策を抜本的に変えているんですよ。

そこでこの質問をしているのに、石川の何軒しかできません、あれやりますというて、ここは河南町ですよ。河南町の職員が調整区域ばかりあるところで質問に立って、ああそうですかと言うて、そんな……。ちょっとよく考えていただきたい、質問の内容を。

これ、田舎における全国でなってますよ。それで、苦肉の策で開発許可を与えているんですよ、調整区域でもできるように。開発許可制度というのをやった時点でこの質問と合体しますから、どうですか、そこら。開発許可制度の見直してわかってますか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

国交省で緩和措置が通達として出ているのは把握しておりますが、河南町でまだ利用できるかどうかということについて現在、空家等対策計画を策定の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

河南町の調整区域ばかりある土地で、有効利用するための国交省の通達をこれから考えていく、これはもっと早く、反対に勉強していただきたい。よろしくお願いします。

3番目のこれは入っていますわね、旅行者を通じて。これはもう一連の流れですけれども、質問しておきます。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

旅行者を通じて町をアピールするようにできないかということでございますが、旅行の情報を得る手段として、個人のブログやインスタグラムなどSNSを利用する人が多くなっているのが現状でございます。そんな状況で、河南町を訪れた人がSNSで発信してくれることで河南町の知名度が上がるきっかけになればと思っております。

まずは河南町を訪れてもらうために、これまでパンフレットの作成、動画の配信などを行っております。また、河南町へ来たときに河南町のいろいろな場所を訪れてもらいやすいよ

うに、観光サインの整備も行っているところでございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。最後に、調整区域内で、開発許可制度も変わりました。河南町をどう発展させていくのか、その辺を武田町長、よろしくお答え願います。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

議員のおっしゃった発展というのは、経済が活性化する、あるいは子供たちが増える、営業店舗が増える、個人の住まいの家が増える、そういうものを総称して発展というふうにおっしゃったと捉えていいですね。

さっきの議論で調整区域という条件設定が出ましたが、今、府と研究会を開きまして、従前のいわゆる線引きを見直して、例えば河南町の南の玄関に位置づけるオークワの周辺はまさしく今、田んぼ、畑ばかりであります。そこに商業施設なり、あるいは工場の誘致なりができることを今、府と研究会をしております。もちろん、のべつ幕なしにはありません。のべつ幕なしにしますと、言葉は非常にまた悪いですが、環境の問題とか、それからいろんなもめごととか、そんなものが発生するようなことは避けないとはいけませんので、ちゃんと粛々とルールをしいた上での話になりますけれども、そういうことを今進めております。恐らく議員のおっしゃったその発展というのに合致すると、かように考えておりますので、経緯をいろいろと見ていただいて、また助言等をいただければ幸いかと存じます。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。なかなか調整区域でどのように生きていくとかいうのは大変難しい問題ですけれども、これからもよろしく願いいたします。

4番目のちびっこ老人憩いの広場に防犯カメラの設置をお願いしたいと思いますけれども、ご見解をお願いいたします。

○議長（力武 清）



久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

ちびっこ老人憩いの広場に防犯カメラの設置をとのことでございます。

河南町には16地区にちびっこ老人憩いの広場がありますが、これは各地区が管理しておられます。町は、子供たちに適切な遊び場を与え、その健全な育成を図るとともに高齢者の憩いの場に資するため、各地区が設置するちびっこ老人憩いの広場の遊具設備等の整備及び維持管理について、要綱を定めまして補助等を行っているところです。

要綱では、附属設備を含めた遊具等の整備を「町は、地区の代表者の申請により、広場の遊具設備及び附属設備の整備を行うものとする。」としております。近年、特に子供をめぐる事件が相次ぎ報道される中、犯罪の抑止効果が高く事件・事故の解決の具体的証拠となる防犯カメラは、安全・安心なまちづくりに寄与するものと考えております。

そういったことを勘案しまして、防犯カメラの整備につきましては、広場の環境整備に向けて地域と協議し、設置に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。これで終わります。

○議長（力武 清）

廣谷議員の質問が終わりました。

次に、田中議員の発言を許します。

田中議員。

○8番（田中慶一）

議席番号8番、田中慶一、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、学校教育について幾つか質問をさせていただきます。

1つ目、我がまち河南町の各小学校、そして中学校の全国学力テストというのが行われているんですけども、我が河南町の学校のレベルはどんなかというのを初めに教えてほしい。去年などと比べて、あるいはまた近隣の学校、富田林市とか、あるいは大阪府の平均と比べてどうなっているのかを2つ目に教えてほしい。その結果として、そしたら今後どういうぐあいな改善が必要なのか、対策を述べていただきたい。

さらに、いろいろ質問いたします。私がPTAの会長だったときもあるんですけども、最近、部活動が激し過ぎて勉強する時間がないとひいひい言っている子供もおったんです。最近の部活動の激しさというのはどのぐらいあるのか、それが学力に影響されているかどうか。

また最後に、参考までに河南中学校から卒業生の中で高等学校に進学するのはどれぐらいの率なのか、それについてお答え願えますか。

○議長（力武 清）

山田理事。

○教・育部理事（山田秀和）

教・育部理事の山田でございます。初めての答弁となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、河南町の各小学校、中学校の全国学力テストにつきましては、まず中学校は、国語A、国語B、数学A、数学B、全てにおきまして府、全国平均を上回りました。さらに、昨年度に比べても全ての科目におきまして正答率が上がっておる状況でございます。

また、小学校についてですが、国語のBは府の平均を、算数のAは府、全国の平均を上回ったものの、それ以外の国語A、算数Bにおきましては府や全国の平均を下回る結果となりました。また、昨年度に比べてなんですが、国語や算数Aでは正答率が上回り、算数Bでは正答率が下がっておるような状況でございます。

次に、近隣の学校との比較ですけれども、中学校が1校の場合につきましては公表については差し控えることになっております。

また、平成29年度の各市町村の調査結果が現時点では公表されておりませんので平成28年度以前の公表データから見ますと、中学校では平成27年度以降におきましては全国、大阪府ともに平均からして全般的に正答率が高い傾向にございます。また、小学校についてなんですが、各年度、教科により正答率は大きくばらつきが見られ、近隣との個々の比較は難しいところでございます。

さて、今後の改善課題と対策についてですが、テストとは別に、児童・生徒のアンケートの結果におきまして、宿題をすとの回答が小・中学校ともに9割以上ある現状でございますが、一方で自分で計画を立てて勉強しているとの回答が小学校では6割、また中学校では5割にとどまっておる状況でございます。今後、さらに自学自習の力を育成していくことが課題であることから、宿題の工夫や具体的なやり方など、学校と家庭が連携して子供たちへ

アドバイスをしてみたいと思っております。

さらに、部活動の影響についてですが、1日当たり3時間以上、2時間以上3時間より少ない、1時間以上2時間より少ないという項目があるんですけども、それぞれの生徒の平均正答率はほぼ同じような状況となっております。部活動の影響につきましては、本町におきましては現在はないものと考えております。

また、毎週月曜日、原則クラブ活動は休みとしておるような状況でございます。

最後になりますが、高等学校等に進学しない生徒数ですが、過去3年間ではゼロから1人となっております。状況でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

算数Bは小学校では応用力が足らんということですけども、これに対して先ほどの対策として、宿題をすとかそういう自主学習が小学校では60%ということなんですけれども、自主学習しなさいと言うたかていろいろあると思うんです。中身はどういうぐあいに指導されているのか。

あるいは、例えば学習塾に頼っているということになったら困るんで、そういう点はどうなのかということをお願いしたいということ、部活動は前に調べたら月曜日は休みということなんです。ということは土日月と休みのはずなんですけれども、どうもそうではないと。他校に負けないように朝練やとか夕方も、少ない給食の中で腹ぺこで物すごく走らされるというようなこともございますので、こういう点にもうちょっとメスを入れてしてはどうかと思いますが、その点どうですか。

○議長（力武 清）

山田理事。

○教・育部理事（山田秀和）

まず、1点目についてなんですが、家に帰りまして子供たちに宿題を自学自習でやれということでも難しいところがありますので、小・中学校ともに具体的な家庭学習の手引き等を各学校におきまして作成しておるような状況でございます。それに倣ったような形で子供たちに勧めているというのが現状でございます。

また、クラブについてなんですが、当然、ご指摘のように原則そういうふうな形でやって

おりますが、子供たちのそういうクラブに対する意欲というところから教育的効果も高いということもあろうかと思しますので、そのあたりもご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

もう一つ、高校へほとんどの人が進学するという事なんですけれども、今児童・生徒数がだんだん減ってくる、受け皿の高等学校の数がかなりあるということで、十分皆進学できていると思うんです。できることなら、一番下のレベルの高等学校へ入らせるよりも河南中学校へ行ったらいいところへ行けるんだと、レベルが高い、先ほど平成28年度の学力テストは全国の平均より上がっているということならば、もうちょっと上のほうに行かせる方法を、私は知りませんよ、具体的に今どこの高等学校へ行っているのか、その高等学校がどんなのか。だけど、希望としては学力が高いんだから高等学校をもうちょっといいところへ河南町へ住んだら行けるという方法を考えてやってほしい、それは希望なんです。

それから、次に移ります。

中学生の異文化体験研修という先ほども質問がありましたけれども、この間のホームステイで海外ホームステイという体験研修というのは非常に大事なもので、中学生は一生に1回わかりません。ただ、海外ホームステイあるいは体験研修と今回の福島の研修は非常にかけ離れたものだと思いますけれども、それは認識されているのかどうかお聞きしたい。

それからもう一つは、来年はそしたらどうされるのかと。

2つ目、今年実施された福島県の研修に何人参加したのか、そして生徒、保護者の反応はどうだったのか、そういう点をお聞かせ願えませんか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

お答えさせていただきます。

中学校の海外研修授業では、現地校と交流、そしてホームステイ、多民族が集まる異文化などの体験ができることがあります。一方、今年度実施いたしました中学生異文化体験型研修では、日本国内にいながら外国で学ぶ体験ができ、外国人スタッフが個人にあわせた対応

ができ、さらに語学研修が充実していることから、特に英語を聞き取る力が身につくことができます。

中学校海外派遣研修や中学校異文化体験研修は、おのおのよき点があるというふうに認識しております。

そして、次年度につきましては、今年度の研修評価や国際情勢を総合的に判断しまして、実施に向け検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、参加者なんですけれども、中学校の異文化体験型研修には7名参加しております。今年度実施の研修の生徒、保護者の反応についてですが、参加した子供たちは、本当にここまで聞き取れるんだというぐらいにわかり、外国の方と積極的に話しかけることができた、友達や外国の方と楽しく会話をすることができた、またブリティッシュヒルズに行きたいというような感想がありました。

また、保護者からは、子供が英会話に不安を持っていたが、外国人スタッフが個別に丁寧に対応していただき、子供も安心して研修に参加することができ、よかったというような声をいただいております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

福島のはたった7人と。昨年度は二十何人だったと思います。定員よりオーバーした。それだけシンガポールはいいところじゃないですけども、ネイティブの外人じゃないですけども、それでも海外へ行けるといふのと比べて福島へ行くのはたった7人、これは不評のあらわれやと私は受けとめています。

今聞いたら、保護者や生徒はよかったと言いますけれども、それはいいほうばかり聞いているから自画自賛で、いいほうだけで悪いほうというのが、あんなところへ行つてというのはなかったのかどうか、そういうことがなかったのかどうか、もう一回教えてほしい。

それから、先ほども出ましたけれども、シンガポールはそんなに危険な場所だったんですか。町長が決断したと言われますけれども、4月27日の全員協議会でどうしようかと議会に投げかけられて、やっぱりシンガポールもいいですよとほとんどの人が言うた。それにもかかわらず、4月29日に我が家庭に届いたかなんだよりは既に、福島に決まりました、保護者説明会をやりますと。そうしたら何のために議会に相談を出したのか、私は疑問に思

います。もうそのときには既に決まっている。決まっているなら決まっているということを全協の場で言うべきやと思います。

勝手に決めておいて、後、何も議会に対する、結果的に福島に決まりましたよという説明責任を果たしていないのではないか。その点どのようにお考えですか。

教育長、回答してください。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

まず、シンガポールはそんな危険な場所かということなんですが、当時、米国のシリア攻撃、北朝鮮に関連する国際情勢の緊張感がかつてなく増していたことは事実です。そんな中で、大切な子供たちを預かり、事業を行うに当たり、子供たちの安全・安心を優先に考えて今回の国際情勢を考慮した場合、海外派遣は断念せざるを得なかったというように判断させていただいています。

そういうような情勢の中で、4月27日に議会に、こういう状況の中で変更を行う方向で検討しているという旨のお話をさせていただき、その後、当時の状況としましては、5月号には既にシンガポールへのご案内の記事を載せる状況となっていました。そういう一方で、5月の広報が各ご家庭に配られるまでに一定の方針をまとめる必要があったということから、27日の議会へのご説明の後、町長とも最終的な方向のご判断をいただいて、もう今回は変更しようという方針をいただいた上で、当時、すぐに正副議長にこういう方向に進めると、あわせて広報が5月には出るので、むやみな混乱を避けるためにもこのようなチラシも配布したいという意向をご説明させていただいた上で、広報配布にそのチラシを入れさせていただいて、今回住民の方々にはご周知させていただいたというような経緯になります。

チラシを入れさせていただいた結果、住民のほうから無益な混乱はなかったというように聞いています。また関係者からも、今回は残念やけれどもやむを得ないというようにもお声をいただいて、説明会の中でも、参加者の保護者からはそういうような意味の賛同もいただいています。

先ほど部長も申しましたが、国際情勢が安定化するならば私としても本当の海外研修、異文化を肌で感じる研修は有益だということに思っておりますので、来年度に向けてはそういう意味での検討を進めていきたいというように考えております。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

私は、こういうこの件だけを言うているんじゃないんですよ。人に質問、相談を投げかけておいて勝手に決断して、後、説明責任がない、説明がない、これは無責任やと思うんです、何事においても。そこを言うてるんです。

今後どうされるんか、そういう点を反省してもらわんと、うそばかり言うてるんじゃないかと、だましてるんじゃないかと思わざるを得んというところを払拭するためにも、今後そういう態度は改めてほしい。わかっていますか、私の言うてること。何を言うてるんや、あいつというような顔をしてはるけども。町長も笑うてはるけれども、議会に投げかけておいて勝手に決めて、後、何も報告もない、それはいかんと思います。議会軽視のあらわれやと思います。

次にいきます。

先ほど言いましたけれども、自画自賛で悪い点はなかったのか答えてもらっていません。

それから次、立派な平成28年度教育に関する事務の点検及び評価報告書というのを出されましたね。これは誰のためにつくられたんですか。私の机の上にぽんと置いてあるんです。各議員さんの全部机に載ってあったけれども、せめてここへ、つくりました、読んでくださいとか、あるいは説明会を開きますとかあればわかります。おまえ勝手に読んどくと、これはおかしいんじゃないかと思えますけれども、その点についてどうお考えですか。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

私のほうに説明責任がなかったというようにおっしゃられているんですけども、緊急的な判断もありましたので、その点、反省いたしております。正副議長にはご報告させていただき、その判断でよかったというように当時は思っていましたので、今後についてはもう少し丁寧に対応させていただきたいと思えます。

それと、福島でのお話で何か負な点はなかったのかとおっしゃるご意見がありました。福島のブリティッシュヒルズという形態は、神田外語グループが運営するいわゆる語学研修を主体とした、そういうふうなイギリスをモチーフにした施設でありまして、スタッフの多くは専門の英語教員がおります。そこで1日目、2日目というのは講義形式でいろいろ語学研修がなされていまして、90分授業が1日4コマ、それが2日続くというような状況で、最初

は子供たちもちょっと戸惑ったことがありました。ところが、それがかえって耳なれしてきたという結果につながって、英語がわかる、理解するようになったという結果を生んだのではないだろうかと思います。行程の後半では、いろんな料理をしたり、またはいろんなキャンドルをつくったりという、または園庭内を回るようないろんな組み立てがなされていて、それにつながる語学のベースが前段で身についたのかなというように思っています。

マイナス点と言えば、最初大分プレッシャーがかかったというのは1点あったのかなというように思います。

効果、公表については部長からお答えさせていただきます。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

河南町教育に関する事務の点検及び評価についてでございますが、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は毎年その権限に属する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとなりました。点検評価に当たりましては、透明性、客観性を確保するという観点から、教育に関し学識経験を有する者の見地の活用を図るものとされました。これは、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検評価することにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としているものでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

1つ目、英語のヒアリングがよくなった、これ、英検2級とTOEICの800点以上でもなかなかヒアリングは難しいんですよ。日本では通じますけれども海外へ行ったら通じませんよ。やっぱり海外へ行って通じるようになるまでに6カ月かかるんです。それをわずか1週間でヒアリングができましたって、それはないと思いますよ。だから、きっかけだけをつくってほしいということをお願いしておきます。

それと、報告書はお金をかけて、時間もえらくかかってあるんですけども、これは住民と議会に渡すやつですか。というのは、議員に渡すんやったらちょっと説明会ぐらいと先ほど言いました。そして先ほど、説明せないかんという回答もあったけれども、説明が一つも



ない。机の上に置いておいて読んどけという、これはもったいない話や。一生懸命中身をいろいろつくってはると思うんですよ。それを、魂入れずというやつがありますね。そこですよ。そこをちょっと反省してもらわんといかんと思います。

次に、この中身を読んだらいろいろなことがわかると思うんですけれども、あえてここで質問します。河南町の教育委員会としての教育理念というのはどういうものか、教えていただけますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

平成29年度の学校園教育方針の基本指針で、各学校は、地域での実情を踏まえた特色ある教育活動を展開し、確かな学力を確立するための学びと他人を思いやる規範意識、自然や美への感性などの豊かな心、そして体力や望ましい食習慣による健やかな体の育みを実現するとともに、組織力を向上させ、学校現場の活性化に努め、全ての子供たちが生き生きと学ぶことができる信頼される学校づくりを推進するというところでございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いいお題目やと思いますけれども、これは平成29年度につくられたんですか。教育理念というものは、河南町としてはずっと昔から理念というのは変わらんとするんですよ。それを先ほど平成29年度はと言われたんで、ちょっとひっかかるところがあるんですけれども、いつのころからつくられたのか、それをまず教えてくださいませんか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

実施時期は今お答えできないんですけれども、過去、引き続いてこういう理念を念頭に置いて事業をやっているということでございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

指導主事の方も教育長もおられますけれども、そしたら職員及び学校の教員にどのように

この理念を徹底されているのか、教えてください。

○議長（力武 清）

山田理事。

○教・育部理事（山田秀和）

お答えさせていただきます。

まず、学校園教育指針につきましては、小・中学校及び幼稚園等も含めまして全ての学校園に周知しておる状況でございます。そして、教職員の手元に行くような形で年度当初に確認しておるような状況でございます。

また、具体的な成果等についてなんですけれども、それぞれの学校園長に対しまして学校運営推進計画というものを年度当初、そして11月末現在、2月末現在とそれぞれの進捗状況を記載したものを教育委員会へ提出していただいております。また、評価表につきましても、先ほどありました点検評価にも盛り込まれていることをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

今お答えいただいたのは私の5番の質問に対してですか。まだちょっと早いですよ。私は、どのように徹底しているかと。

というのは、学校の校長室なり職員室に河南町の教育理念というものを掲げて、みんなが先生方が見られるというのが普通なんです。先ほどは手元に渡るように周知徹底していると言われた。それじゃなくて、新任の先生が来られてもぱっと見たら河南町はこういう教育理念でやられているんだなというぐあいにわかるようにするのが周知徹底やと私は思うんですけれども、どうですか。その点が一つ。

それから、4番目に入りますけれども、その理念を実際にやるためには実施要領というのですか、どのようにされているのか、ソフト面、ハード面において。先ほど言いました一つここに掲げる、これもハード面で掲げるというのはありますけれども、ソフト面ではどうされるかということについてお答え願えますか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

理念の具体的な実施要領ということですが、教育委員会が策定しました先ほど申し上げています学校園教育指針では、教育の最前線である学校園現場の活性化を重点課題とし、具体的な方策としてソフト面では、先ほど説明させていただきました基本指針の豊かな学力を確立する学びでは、学習指導要領の確実な実施、学力向上の取り組みの充実、英語教育の充実などを定めております。他人を思いやる規範意識や自然や美への感性、豊かな心では、心の教育の充実、人権尊重の教育の推進、読書活動の推進などを定めております。そして、豊かな体の育みでは、薬物乱用防止の取り組み、体力づくりの取り組み、食に関する指導の充実などを定めております。

また、ハード面では安全で安心して学べる施設整備として空調設備の設置、プール改修などを、そして環境整備では学校統合等に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

お題目は立派なものですけれども、絵に描いた餅にならないようにお三者、よろしく願いします。

それで、先ほどの答えがあったんですけど、PDCAが十分回っているかどうか、実施要領に対してです。マニフェストではないんですけども、年間実施計画というのは、職員は今やっているけれども、先生方にもあるんでしょうか。

毎年、改善された実施計画というのが作成されるんですけども、平成28年度の結果と平成29年度の計画の中身のポイントだけでいいですけども、そのどこが変わっているのか、それは過去の経験とか反省の結果に基づく対策になっているということなのか、お教え願えますか。

○議長（力武 清）

山田理事。

○教・育部理事（山田秀和）

河南町の教職員につきましては、現在評価育成システムというものを実施しております。それを通じて学校長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となり、教育をめぐる諸課題に学校全体として適切に対応することで、子供たちの願いや保護者の期待に応

え、学校や校内組織の活性化を図っておるところでございます。

具体的には、年度当初に全教職員が職種に応じまして授業力、自立・自己実現の支援、学校運営等の観点に沿いまして目標を設定した自己申告表を学校長に提出し、学校長と目標設定面談等を通じて実施しておるような状況でございます。

平成28年度の結果と本年度、平成29年度の計画の中身のポイントについてなんですが、それぞれの教職員が昨年度の結果に基づき、自らの役割、経験を踏まえた適切な目標を設定しているかどうかを挙げることができるかと思います。そして過去の経験、昨年度等の反省の結果に基づく対策として、学校長は各教職員の設定目標が適切であるかどうかを判断しながら、必要な場合は目標の修正または変更等を指導しているところでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

しつこいようですけれども、そしたら学校長は誰がしはるんですか。学校長はいろいろ今言われたように先生方の自己申告に対する進捗度あるいは中身というのをチェックされていきますけれども、学校長の実施要領はどうされるんですか、まずそれを聞きます。

○議長（力武 清）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

学校長の評価は教育長の私が行っております。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

概ねオーケーなんですか。レベルの低い学校長もおるんじゃないですか。

それは余談としまして、次に、礼節の教育、情操教育というのがあるんですけれども、具体的にどのようにされているのか、また、いじめなどへの対応と、それからいじめは減少傾向にあるのか、そういう点について教えてください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

礼節教育及び情操教育を具体的にどうされておるんですかということですが、礼節教育については、小・中学校ともに道徳の時間を中心に指導を行っています。指導の観点として礼儀や節度、節制という項目がありまして、それぞれの学年に応じた目標を設定し、副読本を活用しながら指導に当たっております。また、中学校の保健体育、武道におきましては、自らを律する克己心や、相手を尊重し、敬い、礼に始まり礼に終わるなどの伝統的な行動の仕方を大切にしております。さらに、各小・中学校では登校時の挨拶運動を実施しているところでございます。

次に、情操教育につきましては、小・中学校ともに音楽、図工、美術を中心に指導を行っています。学習指導要領では、それぞれの教科の目標は共通して豊かな情操を養うとなっております。音楽活動や造形活動を通じて音楽に対する感性を育て、つくり出す喜びを味わうようにしながら情操教育を進めているところでございます。

次に、いじめなどの対策と減少傾向にあるかとのことですが、いじめなどの対応につきましては、まず4月の年度当初に各小・中学校が策定しました学校いじめ防止基本方針を全教職員で確認し、次に毎年、いじめについての研修を行っています。そして、各学期に1回アンケート調査を実施し実態把握を行うなどの取り組みを通じて、いじめの未然防止に努めているところでございます。

いじめの認知件数でございますが、小・中学校合わせて平成26年度3件、平成27年度40件、平成28年度は116件と推移しています。年々増加傾向になってはいますが、これは、平成27年度の半ばに国よりいじめの定義の解釈の明確化が図られ、例えば軽微な冷やかしかからかいにより相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして再び良好な関係を築くことができた場合もいじめとして認知するようになったことから、件数の増加要因となっているものでございます。

なお、平成29年度1学期の認知件数は29件となっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

これは難しい問題だと思いますけれども、鋭意取り組んでもらいたいと思います。

その上に、何か先週は、うちの小学校の生徒は全部挨拶運動を言われたのかしらんけれども、田んぼにおったら全員がこんにちはと言うんです。昨日は誰も言わない。どうなってい

るのか。言われたときだけだと思いますけれども、このあたり、また情操教育を考えてもらわないかん、礼節も道徳も。

それと、情操教育の中に読書が含まれていませんね。読書は大事ですよ。せっかく図書室があるんだから、それを加えてくださいよ。いいですか。

次、近隣の町村と比べて教育費が一般会計に占める割合が大きいのと思われましても、節約できる部分はあるのでしょうか。ちなみに、小学校統合による河内小学校の改造費、中村小学校のこども園化の改造費と道路拡幅工事費と、図書館、公民館の移転のそれぞれの予定概算費用は幾らと見積もっておられるのか、その財源はどうなるのか、お答え願えませんか。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

教育費の一般会計に占める割合でございますが、各市町村のデータを集計した公益財団法人大阪府市町村振興協会が発行しております大阪府市町村データ集で、直近である平成27年度決算では、本町は教育費6億4,800万円に対しまして一般会計歳出額は55億4千万円で、割合は11.7%となっております。

府内の町村の教育費の一般会計に占める割合は、能勢町が新学校建築などが含まれており、教育費の割合が42.5%と高いことから、能勢町を省いた町村平均割合は11.8%となっております。さらに大阪市、堺市を除く市の平均割合も11.6%となっております、いずれも本町の教育費の割合とほぼ同率であることから、本町の教育費の一般会計に占める割合は、平成27年度決算ではほぼ平均値であるというふうに考えております。

また、節約する部分でございますが、新電力の導入により、平成28年8月から競争入札により安価な電力会社と契約を結び、電気代の節約に努めております。今後も、電気代のみならず、消耗品や備品などの経費の節減に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

そして、事業費のご質問でございますが、統合基幹校の改修事業費としまして3億円程度でございます。（仮称）河南認定こども園化事業としましては7億円程度でございます。中村金剛山線拡張工事につきましては、現在積算中で確定しておりませんので、お答えはできません。図書館、公民館整備事業につきましては3億2,800万円程度でございます。

この財源につきましては、国や府の補助金などや交付税措置のある起債で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

身の丈の政治ということから考えますと、今聞いただけでも14億円かかります。これ、どれだけの自己負担というのを一般会計から出すのか、国・府からどれだけ取ってくるのか、重要なことだと思います。それをまたわかりましたら教えてほしい。

というのは、中村小学校のこども園化に7億円かかりますよと初めから教えてもらっていたら余り賛成しなかったかもわかりません。今になって7億円と言われてどうするかと言われて、大変戸惑っています。これをみんな将来の子供たちに借金を背負わせるというのは非常に苦しい立場にあるということをよくご理解の上、幾らかでも節減の方法を考えてもらわんといかんと思います。

それから、こども園を中村小学校跡につくらんといかんというほどの重要な要因は何ですか。待機児童の数は今ゼロです。5年後、10年後はどれぐらいの待機児童になるんですか、教えてください。

○議長（力武 清）

田中議員の質問の途中ですが、ここで1時まで休憩いたします。

休 憩（午後0時02分）

~~~~~

再 開（午後1時02分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の田中議員の質問に対して、久保教・育部長、答弁をお願いいたします。

○教・育部長（久保広一）

待機児童のお話があったと思うんです。現在の園児数なんですけれども、9月1日現在では河内幼稚園、かなん幼稚園を含めて87人でございます。中央保育園で123人、石川認定こども園で158人ということで、合計9月1日では368人が在園してございます。

認定こども園の整備につきましては、待機児童の問題だけではなくて、今後、女性の社会参加が進みまして保育ニーズが増え、特に育休明けなどで0、1歳児といった低年齢児の保育ニーズはさらに増加するというふうに考えられます。一方で幼稚園の小規模化が進んでお

りまして、小学校と同様に教育上や運営上に問題が生じてきております。このようなことから、河内幼稚園とかなん幼稚園を統合しまして幼稚園型の認定こども園を設置します。そしてその後、中央保育園と統合しまして、適正規模の公立の幼保連係型認定こども園を設置したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

運営上の問題で要するに統合するだけの話でしょう。

それともう一つは、待機児童は増えないと私は思うんですけども、これからどれだけ人口ビジョンのプロモーションのおかげで増えていくんか、それにもよりますけれども、それから見たら、今待機児童ゼロやったら今のままだでもいけると。

ただ、30名の職員の首を切られへんから、本音の話。みんな公務員ですから、その職員、できへんと。だから公設民営はできないと。公設民営にしたら職員を再雇用してもらわないかんから、そこの問題があるからと私は邪推します。

公設民営にしても7億円でつくっても、将来的には金額は変わらないという言葉聞いていますけれども、その根拠だけはここで述べてください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

経費が変わらないということで、運営費の話をされておられるんですね。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

何問目かになるな、質問。答えられへんやん。

○議長（力武 清）

いいですよ、今の問いを。

○8番（田中慶一）

トータル的に、経営的に同じようなレベルになるというならば、どっちも7億円かかるんですよというならばどっちに転んでも7億円と。だから、公設民営のほうは予算があるとい

うならば、なぜやらないのかという質問ですよ。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

石川の認定こども園と同様の運営の仕方とかいうことであれば、同様の金額でできるというようなことでございます。

○議長（力武 清）

教育長。

○教育長（新田晃之）

ちょっと補足させていただきます。

石川のほうは今民営でやっています。公私連携型というこども園の運営なんですけれども、今ご質問されている内容は建設費がどう変わるのかということだと思いますので、そういう面からしますと、まず民営で開設する場合、当該土地建物の権利を譲渡する等の手続があれば全民間の権利で設立するという形になりますので、その場合は国の補助金等の適用がなされます。

ただ、石川こども園と同じような形態で土地建物とも町の権限を有した状態で建設することになりますと、今、中村で考えている公設のパターンと同額ということは今説明させてもらった内容です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

これは24日の会議がありますので、そのときもうちょっと詳しく、今は理解できていませんので。

次に、農業活性化センター、道の駅かなんについての質問を行いたいと思います。

まず第一に、道の駅再整備実施設計の費用は平成28年3月定例会で250万円計上されました。また、12月定例会で680万円の費用にアップされました。現在、アルキービ総合計画事務所から直売所棟増築工事の図面がやっと出てきました。この設計委託はどのように業者選定されたのか、一般入札なのか入札ではないのか、お答え願いたい。

それから、1年半もかかって図面が我々に届いたと。工事は来年の3月20日までに完成せえというのは、しわ寄せが工事会社に来ているんじゃないかと危惧して、中身がずさんになる

んじゃないかと危惧します。その点についてお答え願いたい。

さらに、平成29年3月定例会で設計の実施委託1,700万円計上されました。追加が多過ぎると思いますけれども、どうなっているのかお答え願いたい。

そして、随契になっているのか、あるいは別途入札されたのか、また追加の中身はどうか、お答え願えますか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

平成28年度に実施しました直売所棟増築工事の設計委託は、建築関係建設コンサルタントのうち建築一般で河南町入札参加有資格者業者名簿に登録されております102者を対象に、一般競争入札で実施いたしました。

図面の作成につきましては平成28年度に完成しております、平成29年度に工事の積算を行い、8月に一般競争入札で落札者を決定し仮契約を行い、議会の議決が必要な契約案件でありましたので議会の議決を得ました。

また、平成29年度の一般会計当初予算で計上しております1,700万円の委託料は、平成29年度に実施いたします道の駅拡張区域の駐車場の実施設計、新棟の基本設計、トイレの改修実施設計を行うための費用で、年次的に予算を計上いたしております。平成29年度の駐車場の実施設計は、現在実施中でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

時間が余りありませんので次、直売所棟増築工事の費用についてですけれども、平成29年3月定例会において概算額7千万円、そのうち500万円が委託という予算を計上されました。うち、委託とは何なのか教えていただきたい。余り委託業者が大した、目に見える事業をやったとは思えません。

それから、6月定例会の補正予算で、直売棟と休憩所の継ぎ目部分の工事として2,020万円計上されました。よって、合計直売所棟増築工事は9,020万円となっておりますけれども、今回、8月の一般競争入札で8,536万円で契約されました。もうこれ以上の追加予算計上はないのでしょうか。

なお、6月定例予算承認から見て8月入札は私は遅いと思いますが、どうなのですか。また、国・府の補助金が3千万円と1,020万円と聞いていますが、本当に出てるのかどうか、お答えください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

平成29年3月定例会で予算計上いたしました委託料500万円は直売所棟増築工事の施工監理委託料で、設計図書どおり建築が行われるよう一級建築士が所属する業者に施工監理を委託する費用でございます。

直売所棟増築工事の予算でございますが、現段階では、必要な変更がなければ追加がないものと考えております。

また、発注時期につきましては、予算承認後入札準備に一定の期間が必要でありますので8月入札となりましたが、計画どおり平成30年3月の完成を見込んでおります。

なお、国の補助金3千万円及び1,010万円とも交付内示をもう既にいただいております。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

工事のしわ寄せでずさんな工事にならんように、それだけはちゃんと見守ってほしいという事です。

それから次に、直売所棟増築工事の一部、1階部分の図面を見ますと、土曜日、日曜日や祭日に販売所として使用していた休憩所の売り場面積よりも増築工事後の売り場面積は、2階建てになりますから、2階への階段や倉庫などを設けるため、またひさし部分を壁で仕切られるため4割程度も狭くなる。これでよいと判断されているのか、お答えください。今でも朝市のときには、休憩所の売り場面積が狭く、生産者同士で置き場不足でもめごとがしょっちゅう発生しています。それなのに4割程度売り場面積を減少させるというのは逆行していると思われるんですけども、どうですか。

なお、工事期間中の売り場対策は十分検討されるのか伺いたい。何かほかに対策しなければ年間販売額3.5億円は私は確保できない、減少の方向に今いっていますけれども、まだ拍者がかかるんじゃないか。というのは、近隣に多数のスーパーや直売所があり、客足が減少

しています。さらに減少を加速させることになりかねません。近くにある直売所のほうが売り場面積が広く、品物も余り変わりません。よって、客はそちらに移っていくというのが自然の流れです。3.5億円以上の販売を目指す対策はおありかどうか、お答え願います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

直売所棟の売り場面積につきましては、現状、土日祝祭日の売り場面積につきましては、本来歩行スペースとして確保しております部分にはみ出して商品を並べられており、直売所棟建設によりその部分は減少するものの、設計段階から道の駅の駅長や農事組合法人かなんなどとも協議しながら進めてまいりましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

工事期間中の売り場対策についてでございますが、これにつきましても、農事組合法人かなんと協議を重ねながら仮設売り場を設置することで検討いただいております。

売り上げにつきましては、農事組合法人の努力によりましてこれまで売り上げを確保されてきており、リニューアル後の運営につきましてもアイデアをお持ちなようでございますので、町としては売り上げアップを期待しております。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

売り場面積が狭くなって3.5億円が減少するのは、法人がそない言うたからということで、向こうに責任を投げているととってもいいですね。答えてください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

直売所の運営につきましては町が直接関与しておりませんので、農事組合法人で今のところ努力していただきたいと考えております。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

大きく投資するんですけれども、今の3.5億円の販売維持なのか、リニューアルすること

によって拡大を目指すのか減少を目指すのか、そこらあたりの考えを示してください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

平成27年度に道の駅かなん再整備構想策定業務の中で策定いたしました再整備構想でございますけれども、売り上げは上昇ということを目標に計画しております。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

役場が幾ら計画してもだめだね。やっぱり売る人、その人が力を入れやんといかんのです。

次、平成29年3月定例会の予算特別委員会において、直売所のみならず、道の駅拡充計画として駐車場用の土地買収、観光案内所、野菜レストランなどの計画を発表されました。そして総事業費4億5千万円の予想と発表されました。これらの拡充計画はどこまで進んでいるのか、また、国・府の補助のめどが、ここが重要なところですけども、立っているのですか、それをお答えください。

さらに、駐車場の拡充のために土地買収を実施されました。早く規制をクリアしてアスファルトの駐車場を完成させないと、先ほど言いました買収の効果がなく、直売所増築工事期間中の駐車場不足が深刻になってますます販売が落ちるということになるんですが、それに対してお考えを述べてください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

拡張計画の進捗でございますが、拡張部分の駐車場につきましては現在実施設計中で、平成30年度の整備を予定しております。

新棟につきましては、民間業者のアイデアを募集するためのサウンディング調査を実施しましたが、有効な提案がない状況でございます。新棟につきましては、本年度基本設計、平成30年度詳細設計、平成31年度建築の予定となっております。

既にお買収しております用地につきましては、直売所棟建設時には駐車場として活用できるように検討しております。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

私の質問は、工事期間中に車がとめられるようにしてやってくださいよと。それが、この間も初めの契約の質問のときにもあったんですけども、雨が降ったら下がべちゃべちゃになるような駐車場の仮設はいけないんですけどもということ言うたんです。その点についてお答えください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

仮駐車場につきましては、土の状態じゃなく、雨対策についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

検討じゃなくて、すぐやらなあかんの違うの。工事がもう始まるんですよ。検討じゃないんや。こうやりますというのを教えてください。待ってます。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

現在、契約いたしております建設業者と、仮設駐車場を設置する方向での協議に入っております。いつどのような形で整備するかという時期的なことは、今後、協議の中で決めていきます。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

工事がもう始まるんですよ。3月30日には完成してなきやいかんのです。それにこれから

検討するというのはどういうことかと思えますけれども、それはちゃんとやってください。
もう終わります。

○議長（力武 清）

田中議員の質問が終わりました。

次に、小山議員の発言を許します。小山議員。

○9番（小山彬夫）

議席番号9番、自民正道、小山彬夫、一般質問を行いますので、よろしく願いをいたします。

質問の事項は、町長の出張についてを問うと題して行いますので、よろしく願いいたします。

まず、公務出張の内容についてお尋ねをいたします。

町長は、地方自治のリーダーとして、常に住民の安心・安全を守り、他者の意見を吸収し、公平に判断することが求められる。国・府・周辺市町村との信頼や連携、また協力、協働は極めて重要であり、常に住民に対し温かな心で接し、十分な説明が必要であります。

また、町長と議会は車の両輪として、地方自治の本旨に基づき、能率的な行政を行い、町政の健全な発展に寄与し、主権者である住民を中心とした行政へと改革することが必要であります。地方自治の原点として、町民との助け合い、協働の心が最も必要であります。

今、本町でも、地方創生の総合戦略の青写真に基づき将来の姿が示されました。人口減少の抑制に取り組んでおられるところであります。我々議員の皆さんも、人口の減少は今後大きな問題と認識し、一般質問、委員会等で活発な議論、提言を行い、取り組んでおります。

今後も、住民の皆様が誇りに思うまちづくりが必要であり、特に子供や若者、女性が感動し、住みたいと思うまちに導くことが必要であります。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

町長の公務出張は町内外を含み多岐に及び、内容等も広範囲となるが、詳しく内容を聞きたい。また、町長と議会は車の両輪と言われるが、公務の内容、出張等の報告が置き去りであります。不在の周知を議会職員にもっと徹底すべきであるが、これへの考えをあわせてお聞かせください。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

お答えさせていただきます。

私の言動は住民の皆さんに非常に関心のあるところであります。町長何しとんやなというのは、多分どなたも同じように思っていると思います。ですから、議員の質問の内容は非常によくわかります。前段、特におっしゃったとおりだと思います。

私の公務の内容を詳しく知らせてほしいということですが、せんだってオンブズマンとおっしゃる方からの公開質問状が出ていまして、それに対して私が答えています。それは当然議員もご覧になっていると思いますが、改めてその箇所を申し上げます。公務出張というところに書いてあります。これは、特に宿泊を伴うものというところです。

首長は、その自治体の仕事だけをしているわけではありません。近隣市町村の枠組み、南河内、大阪府、近畿地方、国等の枠組みで政策を議論する会議に出席しています。

私が現在いただいている役職、これは町村長会の充て職という意味を含めて、役職や加盟団体は下記のとおりです。大阪府町村長会環境厚生部会長、大阪府国民健康保険団体連合会理事、大阪府魚腸骨処理対策協議会副会長、道路整備促進期成同盟会全国協議会理事、社会資本整備を考える首長の会、大阪府砂防協会会長、一般財団法人全国治水砂防協会評議員、大阪府景観審議会委員、大阪府森林環境税評価審議会委員、大阪府道路協会副会長、大阪府土砂埋立て等規制連絡協議会構成員、砂防関係協力市町村災害時応援協定締結団体、国道309号河南赤阪バイパス期成同盟会、南阪奈道路期成会、ダイヤモンドトレイル活性化委員会、そして一部事務組合である南河内環境事業組合等々であります。

このときの表記からまた増えておりまして、大阪府富田林保健所運営協議会副会長、それから日本赤十字社から受けているものは大阪府共同募金会評議員、河南地区募金会会長、河南町分区長、そして最近受けましたものは、ちょっと長いですが、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子物質総量削減計画策定協議会委員、今挙げましたこれだけの委嘱なり、あるいは役をいただいて、それも公務の中であります。

そのほかにもいっぱいあり、私は開庁時、開庁時と申しますのは平日の9時から5時半、土日は役場を閉庁しておりますが、閉庁時も私の仕事は続きます。

ですから、職員に対する周知は、私の仕事をしている範囲のほうが長いですから、全部私を見ている限りでは私が何をしているかわからないです。ですから、私が職員の目につかないところで何をしているかということは、月2回の連絡会という会議があります。それは課長以上が出席します。その場で私の出張の予定、それは決裁に絡みますので、出張の日は決裁できませんので、事前にできるだけ早く決裁業務をするように、決裁書を早く持ってくる

ようにというふうな指示をいたします。その後、その連絡会を受けて、各持ち場に帰って課長が課員に全部そのときの私の内容を説明しています。ですから、職員は私の出張については、向こう2週間程度のことですけれども、知っているはずであります、ルーチンの業務があるので、例えば住民の皆さんに、おい町長は今日何してんねんと質問されたときには、すぐ職員は答えられないと思います。そういう今、役場のスキームにあります。

それから、議会の報告は、私は議会と行政は両輪です。議会は、行政のチェックは当然議員の仕事ですが、町長のチェックは私は議員の仕事ではないと思っています。ですから、私も議員の皆さんに対して何をされているかは一切チェックもしておりません。多分、どこの市役所あるいは町役場、村役場の議員さんに聞かれても、そういう答えは出てこないと思います。むしろ、議員に首長は何してるんやと聞いたときに、そんなもん知らんと言われるほうが多いと私は思っています。

ただ、必要であれば、ご要望があれば幾らでも説明はします。ただし、私の時間に合わせていただければということでもあります。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

今、町長のチェックは議員はどこ自治体でもしないというような答弁をいただいたんですけれども、私は、やっぱり町のトップがどこに行っているかというようなことは議員も知りたいし、もちろん住民さんも、職員の幹部は知っているやろうけれども、そこらはきちっと、情報の公開というんか、そういうことはこれから徹底してほしいと思うんです。

それと、町長の公務というのは本当にたくさんあり、大変だなということはわかりました。また、町のために努力されていることも理解できました。それでも、やはり町長の不在の周知を徹底することが議会や職員に緊張感が及び、相互の関係にもよい結果をもたらすが、これらへの考えを再度伺いたい。

町長の今担っている町内以外の役職がこんなにたくさんあるとは驚きましたので、再度、周知の徹底についても一度ご答弁をお願いできますか。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

周知の徹底よりも、私が一番危惧していますのはやはり危機管理です。ご存じのとおり、町内の災害も含めて、午前中はミサイルの議論も出ました。町の皆さんの命、もちろん財産もそうですが、預かる最終責任は私にあります。ですから、出張時に町がどうなっているかの心配事は常にあります。

ですから、大きな地震によって、例えば東京のホテルに泊まって町長が活着ているか死んでいるか、死んでいるということであればナンバー2の副町長が指揮をとります。そういう指揮命令系統はできていますが、活着ているか死んでいるかわからないときには指揮はとれません。ですから、そういうときは一刻も早く活着ている、あるいは死んでいる、所在を地元河南町に連絡するために、私はホテルはできるだけ上層階は使わないようにしています。少なくとも歩いて下におられる5階ぐらいの部屋をとるようにしています。でないと、20階とか十何階とか次の手が打てませんので、そこだけは一生懸命注意を払っています。

それから、災害のときにはまず役場に駆けつける、それは旨としています。

ですから、そういうことも含めて、先ほど申し上げた公務の中には、充て職を含んだ仕事の中には一切含まれておりません。それはプラスアルファの仕事だと思っています。それを全て職員の皆さんに理解してもらおうというのは、140人の職場ですら私は無理があると、かように思っています。

主事あるいは係長が課長の行き先、動向を詳しく知るとするのは職務上必要ですが、町長の行き先を詳しく知るとするのは、職務上必要なのかもしれませんが、プライオリティーはある程度低いと、かように思っています。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ご答弁ありがとうございます。やはり住民の皆さんもアポなしで、町長はおるか、ちょっと聞きたいことがあるねんというようなことで来ておられる様子も見ておりますし、やはり町長の公務出張はどなたの部署でも答えられるように今後していただくことをお願いしておきます。

次に、2点目で、出張等で不在となったときの決裁はどのようにされているのか、また、町長が出張等で不在となるが、決裁の処理はどのように行われているのか、まずお聞かせ願いたい。また昨今、異常気象による突発的な災害が多発し、緊急の防災対策、危機管理体制

が必要となるが、体制は徹底されているのか。また、今午前中も国民保護法の有事の対応をどうするんやというような質問も出ておりましたけれども、それらのこともあわせて、それとまた突発的な事件、事故も起こるし、重要な問題の案件の処理がどのように行われているのか、お答え願えますか。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

今のご質問でございますが、先ほど答えましたので、先ほどの答えをもちまして答弁いたします。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

ちょっと総合政策担当に聞くけれども、町長もやっぱり人間であるから私的な用事で休まれることもあると聞いているけれども、このときの対処はどのように行われているのか。

また、町長の公費出張の際の日当や宿泊料、交通費、また町長の交際費について少しお聞かせ願えますか。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

まず、町長が休暇されたときの対応というご質問だと思うんです。町長はそんなにお休みはされていないんですが、もし休暇されれば、先ほど町長が申しましたように、次、ナンバー2の副町長がおりますので、副町長の指示のもと我々組織は動くことになろうと思います。

それと、旅費の件ですが、それは当然、町長の必要な旅費の経費は一般会計から支出しております。交際費は、多くはないと思うんですが、今支出されているのは各団体への参加費程度ぐらいだと今のところ思っております。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

町長の交際費を突っ込むわけでもないけれども、年間どれぐらい使っているのか、そうい

うことはやっぱりきちっと答えていただきたいんで、今答えられないんやったらまた後ほどでも結構です。

○議長（力武 清）

小山議員、ちょっと待ってください。

答えられますか。

渡辺財政課長。

○総務部副理事兼人事財政課長（渡辺慶啓）

平成28年度の決算額で、町長交際費の執行額は9万9,628円であります。

町長だけの旅費は、ちょっと今ここにはございません。すみません、それはわかりません。拾い直さないとわかりません。全体でよかったら言いますけれども。

（「あるんやったら言うて」と呼ぶ者あり）

○総務部副理事兼人事財政課長（渡辺慶啓）

一般管理費における旅費の執行済額は67万2,982円です。この中には、町長もございしますが、一般の職員の分も含んでの話でございます。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

町長の出張にはそれなりの費用も税金から歳出されるということで、やっぱりきちっと公表していただきたいと思います。

次に、町長の出張のメリットについてお尋ねをいたします。

町長が国の各省庁とか出先機関等に陳情、要望に自ら出向かれるが、そのメリットとは何なのか、また、武田町長自ら出向くことでの効果とは何なのか、それらを町政にいかに生かし、住民の福祉の向上につなげているのか、お答えください。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

先ほど申し上げた役職の中に、道全協というふうに単純に言うていますが、道路整備促進期成同盟会全国協議会理事、これは各県に理事が2人います。1人は市長会からの理事、1人は私であります。町村長会からの理事で、全国の理事が集まって理事会が構成されると。その次に常任理事会があって、その上に副会長があって会長がいます。今、会長は常陸太田

市の大久保さんだったと思います。

この役職は、私はある方、これは首長です。もう今はやめられていらっしやいます。高速道路を引っ張られた首長です。ただし、首長1人では高速道路は引っ張れません。国会議員、府会議員、国交省、職員、議会、そして地元の熱き思い、用地買収への協力、そんなもの全てが合致しないと高速道路のような大きなものは引っ張ってこられません。そのときに、引っ張ってちょうど高速がついた首長の話です。私が直接聞いた話です。

町長、私にです。道全協の理事をしときや。これはええで。私も理事をした。そのかわりどんだけ東京へ行ったかと言われてたんです。私、そのときに、今立ち上がっています南大阪高速道路の構想があります。かつてはドリームという構想でやっていましたが、将来河南町に高速を引きたいという思いがありましたので、私は自ら道全協の理事をくれというて町村長会に言ってもらいました。この役職は自らもらったものであります。

あの首長がどんだけ東京へ行ったかという言葉、よし、わしは2倍東京へ行ったるわ、そういうふうになら心の中で思ったものです。ただし、原資が要ります。原資は出張費を稼がなあかん。出張費は自分で稼ごうという思いでいます。

その出張の効果をそのまま実は長々とお答えするわけにはまいりません。といいますのは、ほかの自治体との兼ね合いがあります。例えば国交省から補助金をもらう場合、うちに国交省から補助金がつけばその分よそは減るわけでありますから、ですから言えませんが、私のどこかの機会、公ではなくて、オフレコであれば話はできますけれども、1回東京に行くに5万円とします、1泊で。1千万円稼げば200回分稼げます。そういうつもりで、私は今まで12年間、ざっと申し上げて、もう町が諦めていた補助金の復活も含めて、それからよそでほとんど取れなかった補助金の上積みも含めて、多分5千万円ぐらいは上積みされています。私は自信があります。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

今、町長が、誰にも負けんぐらい東京へ行っていると、そやけど行っているだけではだめで、成果が上がっているのかどうかもやっぱり検証せなあかんし、そこで、町長は東京へよく行かれるけれども、霞が関に出張に出向き、省庁の担当者に陳情や要望、意見交換、また永田町の議員会館、国会議員や秘書への陳情、要望に出向かれるとき、今ちょっと述べてい

ただいたんですけれども、これまでの陳情、要望の内容、また目的をお聞かせ願えますか。
そしてまた、今ちょっと成果が上がったようなお話もありましたけれども、再度、もう少しあると思うんで、そこらも聞かせていただけますか。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

陳情の目的とおっしゃいましたですか。

（「内容と目的」と呼ぶ者あり）

○町長（武田勝玄）

内容は、最近のホームページには出していますが、陳情にはいろいろとあります。中川議員と、国土交通大臣、石井大臣に二度、同行していただいて陳情したこともあります。それは議会の中では話は出ていたと思いますが、それも含めまして、期成同盟会の陳情といえますのは、全国の期成同盟会は全部で多分1,300ぐらいあると思います。それが毎年必ず国へ目がけて陳情します。それは、道路を早く引いてくれとか拡幅してくれとか、今私が申し上げた高速道路も含めてです。その中の、私は1回行ったら、もちろんそれは1人で行く場合と期成会全員で行く場合と、それから期成会の役員だけで行く場合とかいろんなケースがあります。それは国交省の一番ウエートの高い要望でしょう。

それから、私は大阪府の砂防協会の会長をしていますので、土砂崩れの非常に心配な河南町ですから、その対策について特にお願いをします。例えば治山ダムを一つでも多く河南町に、治山ダムというのは流木を防ぐんです。今の土砂災害の被害は、ご存じのとおり、山が崩れて流木がどっと流れて、それが橋げたでダムのようにせきとめて洪水を起こす、そういうケースが非常に高いんですが、それを防ぐための流木対策の治山ダムを一つでも多く山の奥につくってほしい、そういう要望です。

以上です。

○議長（力武 清）

小山議員。

○9番（小山彬夫）

町長の今のお話を聞いていると砂防とか国交省が多いような気もするけれども、これまで、もっと教育関係の陳情にも行かれていると思うし、また福祉的な面でも行かれていると思うし、そこらのお話もきちっとしていただかないと、何や武田町長は道路と砂防だけ行ってる

んかというようなことにまたなるんで、そこらは今後また聞くこともあると思いますけれども、そのときはよろしくをお願いします。

町長の公務出張の内容はよくわかりました。武田町長のまちづくりの理念である改革と創造を旗印に、住民協働のまちづくりのもと、安心・安全・安住のまち河南町のために努力されることをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（力武 清）

小山議員の質問が終わりました。

次に、福田議員の発言を許します。福田議員。

○12番（福田太郎）

議席番号12番、新星みらい、民進党、福田太郎、個人質問をさせていただきます。理事者におかれましては、ご答弁よろしくをお願いします。議長におかれましてもご配慮をよろしくお願いいたします。

今回の質問事項は、5事項をさせていただきます。

最初に、1の事項、町の選挙投票所において、2項目をお聞きします。

それでは、（1）の項目につきお聞きします。

皆さんもご承知のように、総務省において、公職選挙法等の一部の改革により、選挙権年齢が満18歳まで引き下げられました。そこで、町行政ではさらに若年者層の有権者投票への啓発活動と投票率の向上に向けてどのように取り組みをされているのか、詳細にお聞かせください。

また、選挙権年齢が満18歳まで引き下げられたことにより、教育委員会として選挙投票への仕組みや政治への理念のことを理解するために啓発されることを中学校へ伝達されていますか。その点もあわせてお聞かせください。

○議長（力武 清）

多村選挙管理委員会事務局長。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長（多村美紀）

まず、選挙管理委員会より答弁させていただきます。

若年層への啓発活動と投票率の向上の取り組みについてのご質問でございますが、平成28年7月10日実施されました参議院議員通常選挙では、10歳代の投票率は46.78%、全体投票率の54.70%に比べて低いものの、20歳代、30歳代の若い世代の中では一番投票率が高い結果となりました。

また、平成28年9月の町議会議員一般選挙では、10歳代の投票率は36.55%で、全体投票率の57.19%に比べて低いものの、参議院議員通常選挙と同じく、若い世代の中では高い投票率の結果となりました。

しかし、年代別に見ると、若い世代ほど投票率が低く、若年層の選挙への関心が低いことから、投票率低下の要因の一つであると分析しております。

選挙管理委員会といたしまして、投票率や若年層の選挙への関心を高めるため、投票所から遠距離地区への期日前投票所の設置について、地区と協議を重ねながら、平成26年の衆議院議員総選挙から青崩地区、平成28年の参議院議員通常選挙より平石地区に期日前投票を設置したこと、また、若年層の選挙への関心を高めるため、国で行われております選挙啓発や主権者教育に加え、本町においても例年、成人祭におきまして選挙啓発物品の配付などを行っております。

今後も、さらなる投票率の増加を図るよう、特に若年層を中心に啓発などを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

選挙投票への仕組みや政治への理解をするための啓発を中学校に伝達することについてですが、政治や選挙に関する学習は、義務教育においては発達段階に応じて学習指導要領に基づき行っているところでございます。小学校では社会科で、中学校では公民的分野で日ごろから学習をしています。教育委員会としまして、大阪府選挙管理委員会が作成しました冊子「私たちのくらしと選挙」を各小・中学校に教材として配付しているところでございます。

そして、町立中学校では、自ら実施している生徒会選挙におきまして、国・府・町の選挙において実際に使用している投票箱や記載台などを町の選挙管理委員会から借用しまして投票所を再現し、一人一人が投票用紙を受け取り、記載の上投票するという一連の流れを経験するなど、体験型、参加型の学習を実施いたしました。

これらの体験を通じて、生徒からの感想としましては、本当に選挙をしているようやったり緊張感があったなどの感想があり、学校からは、生徒にとって選挙が身近に捉えることができ、大変効果的であったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。多村選挙管理委員会事務局長より、今般の選挙権年齢が18歳まで引き下げられた中での町住民の若年層の有権者等への啓発活動と投票率に際しての述べていただき、10歳代の投票率は20歳代や30歳代より高いことがよくわかりました。そこで、20歳代や30歳代の投票率の低い原因等を今後さらに精査され、投票率の向上に向けて取り組んでいただくよう強くお願いしておきます。

また、久保教・育部長から、各小・中学校では学習指導要領に基づき、選挙投票への仕組みや政治への理解をするために学習や啓発をさせていることがよくわかりました。今後とも、生徒たちにとって選挙を身近に捉えるために、学校での学習啓発に取り組んでいただきますようお願いしておきます。

次に、2の項目に移ります。

それでは、（2）の今後、各校区投票所への改善対策についてお聞きします。

町行政改革の一環として、現在の各校区選挙投票所5カ所に変更された結果、私が町内を商いして回っている中で、中高年層や特に高齢者の方々からは、以前と違い、現在の選挙投票所には投票に行きにくいとの声があり、その改善策の一部として、先ほども述べていただきました青崩、平石地区や集会所での期日前投票をできる措置をしていただきましたが、他の地域においても私たちにも投票に行きやすくしてほしいとのお声が多くあり、高齢化に伴い投票所まで足を運ぶのが難しい有権者も増える中で、さらに投票所への利便政策として、ワゴン車による移動期日前投票所の実施を今後の各選挙の際に実行していただきたいが、お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

多村選挙管理委員会事務局長。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長（多村美紀）

今後、各校区投票所への改善対策についてのご質問ですが、移動期日前投票所の実施につきましては、近隣市町村では千早赤阪村が平成29年4月23日執行の村議会議員選挙において12地区で実施され、期日前投票数が従前700票程度であったものが約1千票の1.4倍になったが、選挙全体の投票率は約1%の伸びにとどまったということを聞いております。

本町においても、山間地域の2地区、青崩地区において平成26年衆議院議員通常選挙より、

平石地区において平成28年の参議院議員通常選挙より期日前投票を実施し、投票率の向上を図っておりますが、選挙管理委員会といたしまして、今後もさらなる投票率の増加を図るよう、移動投票所を含め期日前投票における投票の手法について検討してまいります。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま多村選挙管理委員会事務局長より、今後の各選挙におけるさらなる投票の改善策につき、移動投票所も含め期日前投票における手法について検討するところ述べていただき、今後ご検討をしっかりとっていただくようお願い、武田町長から（1）の項目も含めての取り組みにおける所感をお聞きします。

○議長（力武 清）

武田町長、答弁できますか。

武田町長。

○町長（武田勝玄）

答弁させていただきます。

議員のご心配はごもっともだと思います。高齢化にもう随分向かっていますが、なお一層高齢化率が上がるにつれて、高齢者の方は投票所に足を向けるというのは非常に困難なことだろうと思います。それはそのとおり課題があります。その課題を幾分でも乗り切るために、過日は千早赤阪村で移動式の投票所が開設されました。本町もそういうような可能性を今研究といいますか、本町でもできないかということは今考えておりますが、投票率を押し上げるほかの要素もまたあるのは事実やと思います。例えば、本町の町長選挙と議会選挙は1年半あるいは2年半のずれがあります。それが同じ日であれば投票率は上がると思いますし、全国でも今、統一選挙、地方選挙を同じ日にしようという動きが既にありますが、当初は結成率が非常に高かったものが今は4分の1ぐらい、25%ぐらいに落ちていると思いますので、国はそれをもう一度何とかできないか、あるいは特例法を用いて数カ月のずれの地方自治団体の選挙であれば一つにできないかとか、いろんな制度設計、制度改革を模索中ですので、そういうときには本町は伊の一番に手を上げて加わりたい、かように思います。

いろんな投票率を上げるやり方はあると思いますので、ほかでも先進例を研究し、勉強しながら本町でも取り組んでいきたい、かように思います。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。ただいま町長の所感をお聞きしました。町長、全ての有権者が投票しやすいように、次回の各選挙から各投票所の改善をされることを強く要望しておきます。

そして、先ほど大門議員からの質問の中でも、今後とも河南町行政の運営に際しての町長としての取り組みに対して、来年の3月以降にもしっかりと取り組んでいただくことをお願いしておきます。応援をさせていただきますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、次の2の事項に移ります。

2の事項、今後の主要幹線道路、歩道整備についてお聞きします。

ご承知のように、鉄軌道がない我がまちでもあり、このような交通環境インフラ状況において生活主要幹線道路整備が必要不可欠であり、その観点に立ち、（1）東西の主要幹線道路整備事業への実施計画につきお聞きします。

河南町の地形は長方形のまちであり、そのような状況のもと、東西の主要幹線道路での町道石塚線から町道上河内馬谷線に接続する道路整備事業や、町道寛弘寺竹ノ内線南加納突き当たり及び府道上河内富田林線菊水苑前突き当たりを延伸し、接続するための道路整備事業等の整備事業実施を立てていただきたいが、その点につきお聞かせください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

東西主要幹線道路の整備事業につきましては、町道寛弘寺竹ノ内線北加納バス停付近から府道竹内河南線への道路、府道上河内富田林線菊水苑の突き当たりから町道滝谷平石線への道路につきましては、以前、住宅開発などの計画がございましたときに民間開発による道路計画はございましたが、現在、周辺での民間による土地利用計画もないようですので、住民のご理解をいただきにくい状況であると思われれます。したがって現在、道路整備計画の立案は困難と考えております。

町道石塚線先線につきましては、平成22年度に圃場整備事業に絡めて整備を図ろうと計画いたしましたが、圃場整備への地権者の意向がまとまらず、計画が途絶えた状態となっております。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま東西主要幹線道路整備事業での接続するための道路整備事業等の整備実施の取り組みについて、岩井部長は大変消極的なお考えをお持ちですが、鉄軌道のない河南町の将来の発展のために今述べさせていただきました東西主要幹線道路整備事業等は必要不可欠であると考え、今後、整備実施計画の取り組みを早急に考えていただきますよう、武田町長、担当部局に強くお願いしておきます。

次に、（２）の項目に移ります。

（２）の南北主要幹線道路整備事業についてお聞きします。

今後、中村小学校跡地を活用し、町立認定こども園の開設により、南北の主要幹線道路事業の一環とも言える町道中村金剛山線の重森宅前から中村小学校北の点滅信号の間の道路整備事業の計画をされておられますので、それにあわせて、中村小学校北の点滅交差点から町道寛弘寺竹ノ内線交差点の間の町道中村金剛山線の東側、西側への道路拡幅するための道路整備事業実施を立てていただくよう願うが、その点をお聞かせください。

また、南北で大変重要である、以前から言うています山城バイパス延伸道路整備事業では、大阪府の財政難を理由に整備事業を休止されていますが、武田町長、区長代表、議会代表、行政トップにより（仮称）山城バイパス延伸道路整備事業促進会を立ち上げて、その促進会委員の署名をもって（仮称）山城バイパス延伸道路整備事業実施に向けて申し入れ書を大阪府知事へご提出いただける考えはありませんか、あわせてお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

南北線の主要幹線道路整備事業で1点目の町道中村金剛山線の道路整備でございますが、認定こども園開園に向けて、まず町道白木神山線の点滅信号機のある交差点から南側については、地権者に説明を進め、測量設計を実施中でございます。北側につきましては、平成24年度、職員による現地調査を行いました。拡幅できるのは交差点から約100m程度で、路線の半分に満たない状態でございます。深い水路や隣接宅地との高低差など問題点も多く、現段階では拡幅は困難と考えております。

2点目の山城バイパスこと府道富田林太子線の延伸についてでございますが、毎年、本町から大阪府や政党への要望を行っております。

平成12年度に発足いたしました山城バイパス整備期成会がございますが、平成16年2月の事業報告会を最後に休止状態となっております。また、平成28年3月に見直されました平成32年度までの大阪府都市整備中期計画（案）では、休止事業として分類されております。

事業再開に向けての取り組みといたしましては、大阪府、河南町、太子町の担当レベルで、事業が休止になっている問題点についての勉強会を始めたところでございます。

今後も引き続き、太子町と連携し、大阪府への要望を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

岩井部長、ご答弁ありがとうございます。

武田町長、どうか中村小学校北点減信号から町道寛弘寺竹ノ内線交差点の間の水路がない側の東側、西側の道路拡幅工事もあわせて、できましたら道路整備事業計画を立てていただきますよう強く要望しておきます。

そして、ただいま岩井部長も言われましたが、再三再四申し上げますが、区長、議会代表、行政トップを含めて山城バイパス延伸促進委員会の立ち上げを早急にしていただき、府にご提示していただきますよう、武田町長、強くお願い申し上げます。

次に、3の項目に移ります。

（3）の項目、通学路と未整備の歩道設置につきお聞きします。

皆様もご承知のように、大宝1丁目交差点からの山城バイパス道路の歩道で、側溝があり道路幅が特に狭い場所があります。大宝地区の生徒たちが中学校へ登下校をする際に危険な歩道の場所を改善していただくため、早急に歩道拡幅への整備事業に取り組んでいただきたいが、お聞かせ願いたい。

そして、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の歩道状況では、歩道設置の未完成の部分が多くあり、大阪府とともに年次ごとに歩道整備実施計画を立てて、町内の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線全線の歩道設置の完了に向けて取り組んでいただきたいが、あわせてその点をお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

山城バイパスから関電変電所入り口までの歩道幅が特に狭い場所につきましては、大阪府への予算要望や政党への要望を行ってございまして、富田林土木事務所もできることから行っていくということで、昨年度、寺田北交差点付近で水路にふたかけをし、歩道幅員の拡幅、舗装の打ちかえを実施していただきました。坂道部分つきましても、水路にふたをする等の歩道拡幅や舗装打ちかえを引き続き要望してまいります。

また、河南町内の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の全線の歩道設置につきましても、通学路を優先的に歩道設置していただくよう、府や政党への予算要望を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。岩井部長、大阪府と早急に協議され、生徒たちの登下校への安全確保のために、寺田北交差点から現状の歩道改修と未整備の歩道整備に着手されることを、武田町長及び教育委員会の担当の方々もあわせ、強く要望しておきます。

次に、3の事項の町の高齢者ドライバー対策について、2点ほどお聞きします。

（1）の我がまちの高齢者ドライバーの最新情報と啓発等につきお聞きします。

私、以前にもお聞きしましたが、大事な事柄であり、再度お聞きします。

ご承知のように、高齢者ドライバーでの悲惨な交通事故が多発しており、国では高齢者ドライバーを対象に認知機能チェックを厳格化した道路交通法に改正され、施行されています。

そして、我がまちの高齢者ドライバーへの更新情報と啓発活動等において詳細にお聞かせください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

高齢者ドライバーの更新状況と啓発等についてのご質問でございますが、議員仰せのとおり、高齢者による交通事故が全国で多発しております。

高齢者の免許更新時では、70歳以上の高齢者には高齢者講習会を受講することが義務づけられておりましたが、さらに、本年3月の道路交通法の改正によりまして、75歳以上の高齢

者には高齢者講習とともに認知機能検査の受講が追加されました。

改正の背景には、2025年には全国で65歳以上の高齢者が3,600万人を超え、また認知症高齢者も700万人に達すると予想される中、高齢者ドライバーの交通事故を未然に防ぐことを目的に実施されました。

本町における高齢者ドライバーの状況でございますが、富田林警察署に問い合わせたところ、本町の平成28年12月末現在の免許取得者は1万1,127人、うち65歳以上が2,929人で、26.3%でありました。

次に、交通事故を未然に防ぐ啓発といたしまして、毎年4月及び9月に行われます全国交通安全運動にあわせまして、本町におきましても富田林駅での早期啓発、町内スーパー、芸大前での啓発活動、安全運転者講習会などを実施し、啓発活動に努めております。

今後につきましても、痛ましい事故を未然に防ぐため、さらなる啓発活動に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ただいま南総務部長より、我がまちの高齢者ドライバーの更新状況と啓発等の取り組みにつき、るるお聞かせいただきました。今後とも、町行政におかれましては、各関係機関とともに、我がまちの高齢ドライバーの方々への安全運転への啓発のPRにご尽力いただくことを強くお願いしておきます。

それでは、（2）の項目に移ります。

（2）の高齢者の運転免許返納者への支援策についてお聞きします。

昨年未までに高齢者ドライバー約1,720万人に上り、今後とも増えると見られます。

そこで、河南町の高齢者ドライバーが自主的に免許証返納をされた後、町外の病院通いやさまざまな用事等に出かける際の移動手段の支援策を講じていただきたい。例えば、年間所得が非課税の低所得者の高齢者が運転免許証を返納された方々には、年間数十枚のタクシーか路線バスの利用券を配付する支援事業等に取り組んでいただきたいが、その点お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

高齢者の運転免許返納者への支援策についてとのご質問でございますが、本町における運転免許返納者につきましては、富田林警察署に問い合わせたところ、富田林警察署管内における平成28年度中運転免許返納者は437人、うち65歳以上の高齢者は416人で、65歳以上運転免許取得者2万3,181人に占める免許返納者の割合は約1.8%でございます。

また、運転免許返納者437人のうち運転経歴証明書の発行を受けた者は391人で、ほとんどの方が証明を取得されております。

大阪府では、運転免許返納者への支援策といたしまして、65歳以上で返納後5年以内に運転経歴証明書の証明を受けた方に対しまして、買い物の割引や施設利用の割引などを実施してくれるサポート企業を募り、自主返納の促進に努めているところでございます。

本町におきましても、大阪府の進めるサポート企業募集の周知はもちろんのこと、他市町村での先進的な支援の事例を参考に、町独自の高齢者の運転免許返納者への支援策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

南総務部長、ご答弁ありがとうございます。

我がまちの高齢者への運転免許返納者への支援策について、町独自の高齢者の運転免許返納者への支援策の検討をしてまいりたいと述べていただき、来年度の当初一般会計予算編成において予算計上していただくことを強くお願いしておきます。

次に、4の事項に移ります。

4の事項、災害時対策への備えつき数点お聞きします。

それでは、（1）の町行政での無人機ドローンについてお聞きします。

以前にも町での無人機ドローンの活用の際して質問しましたが、近年、気象庁の観測に際して、都道府県の市町村においては、約45年ぶり、約60年ぶりなどと今までないような局地的集中豪雨や台風10号、台風18号等による風水害などで全国的に各市町村で大災害が多発しております。

そこで、河南町内でのいかなる災害時の際にも敏速に被害状況や情報収集、伝達やその他等においてさまざまな面でも最大限に活用できるドローン機の購入をしていただけますか、

お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

災害時の情報収集などでドローンの利用が進んでおります。しかしながら、町で購入する場合は、操作人員の技術の習得、その人員確保の問題、操作する職員の技術の認定など、多くの課題があると考えております。

ごく最近、富田林消防本部が小型無人機ドローンの寄附を受けられました。現在、運用に向け8人の隊員が訓練に入っておりますので、来年度から本町の災害時にも活用できると聞いております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。我がまちの災害の際に、敏速に被害状況や情報収集、伝達やその他等においてさまざまな面で最大限に活用できるドローン機の購入につき、るる多くの課題があると上野政策部長は述べていただきました。

近年では、一般の住民がドローン機を購入され、風景撮影やその他等の観賞をするために活用されています。武田町長、町独自で災害時やその他等においてさまざまな面で最大限に活用できる無人機ドローンの購入を、来年度の当初予算、一般会計予算編成で予算計上していただくよう強く要望しておきます。

次に、（2）の項目に移ります。

（2）の各地区や自主防災組織への支援策についてお聞きします。

私は、以前より再三再四にわたり、我がまちの各地区や自主防災組織が防災用のさまざまな計量資機材等を購入するため、毎年の補助費の増額を求めています。

来年度の予算編成の際に、各地区自主防災組織への補助費を年10万円に増額していただきたいが、お聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

現在、河南町自主防災組織育成事業補助金交付要綱によりまして、1地区3万円を上限に自主防災組織に助成を行っております。地区の面積や人口も違います。その点についての不公平感も聞き及んでおりますので、今後の助成のあり方を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。ただいま上野総合政策部長より、各地区自主防災組織への支援策につき、今後の助成のあり方を検討してまいりたいと述べていただいた中で、総務課と協議されて、再度、現在の各種団体、各種事業への町単費の公費補助金を精査され、削減、廃止をされた町単費の余剰金のお金をもって各地区や自主防災組織への補助費を年10万円に増額されることを、来年度の当初予算、一般会計予算編成の際に予算計上されることを強くお願い申しておきます。

次に、（3）の項目に移ります。

（3）の町防災無線の放送改善策についてお聞きします。

ご承知と存じ上げますが、以前より現行の防災無線での各関係の連絡放送において、ほとんど聞こえにくい、何を言っているのかわからないとの町住民の皆様の声が大半あります。

そこで、町行政として、現在の町防災無線での連絡事項を聞こえやすくするための放送改善をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

また、我がまちでも高齢者が多い中で、災害時や防災時での緊急の際の連絡体制はどのようになっているのか、お聞かせ願いたい。

以上。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

町防災行政無線につきましては、国の周波数再編により、平成34年11月までにデジタル方式への移行を行う必要がございます。現行の問題点を克服できる新たなシステムの導入に向け、検討を現在進めております。

また、非常時の情報伝達という観点から移動系無線の整備を行いました。これにより、地

区の連絡網を利用した情報伝達の確保を図っております。

そのほか、避難勧告等の情報は、大阪府防災情報システムでエリアメールによる携帯電話への発信とテレビの字幕での情報提供を行っております。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

上野総合政策部長、ご答弁ありがとうございます。町防災無線での放送改善策について今後どのように取り組むかについて、るるお聞かせいただきましたが、特に高齢者世帯が増えていく中で、町防災無線での町行政からの業務内容の連絡放送に際して誰でも簡単にわかりやすいように、特に高齢者の方々が何の内容等の連絡放送かわかりやすいように、さらに町防災無線の放送改善に取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。

次に、5の事項に移ります。

皆様もご承知のように、道の駅かなんも開設されて十数年たち、本年より再整備事業をされることになり、さらなる農業事業への活性化の一端として喜ばしいことの中において、5の事項、道の駅かなん再整備等につき3項目お聞きします。

それでは、（1）の項目、今後当施設全ての実態状況と、開設時から本年までの町単費負担額についてお聞きします。

まず、当施設全ての実態状況に際して、当施設の全てにつき詳細にお聞かせください。

そして、当施設の開設時から本年までの町単費の持ち出し額について、詳細にお聞かせください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

まず、1点目の当施設の実態状況でございますが、農村活性化センターにつきましては、土地及び建物の所有は河南町で、農事組合法人かなんが指定管理者でございます。道の駅部分につきましては、土地は国土交通省、トイレ棟の所有は大阪府でございます。道路管理者である大阪府と道路区域の管理に関する協定を結び、河南町が管理することとなっております。河南町より農事組合法人かなんに管理を委託しております。

次に、開設時の平成16年度から平成28年度までの13年間の町単費の額は、活性化センター

管理事業で約2,120万円、指定管理料のほかインターネットの回線利用料、火災保険、テレビの受信料でございます。また、道の駅管理事業では約5,900万円、維持管理委託料と光熱費でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

岩井まち創造部長、ご答弁ありがとうございます。

5の（1）の項目について、詳細に述べていただきました。

農村活性化センターの土地建物の所有は河南町でありますね。また、当施設は平成16年時から平成28年まで町単費の多額な金額を投じておられます。これは大変大事な町住民の税金であります。このことを踏まえて（2）と（3）の項目へ移ります。

それで、（2）の項目につき、このたびの道の駅かなん再整備に際して国・府からの交付金、補助金は幾ら交付していただけるのか、お聞かせください。そして、再整備事業での町行政の単費の総歳出額の負担額は幾らぐらいかかるのか、詳細な内訳額をお聞かせください。また、道の駅かなん再整備での総整備事業費、総額は幾らかかるのか、あわせてお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

国からの交付金でございますが、平成28年度の直売所棟増築工事の実施設計委託料に地方創生推進交付金162万円、平成29年度、各種実施設計に地方創生推進交付金850万円と、直売所棟増築工事に地方創生拠点整備交付金が4,010万円となっております。平成30年度以降は、事業計画を含めて国・府の交付金や補助金の確保に努めてまいります。

次に、町債は道の駅直売所棟増築工事に3,900万円でございます。そのうち3千万円は、平成28年度から繰り越した補正予算債として借り入れる予定でございます。単独費は、平成28年度実施設計で496万円、平成29年度は実施設計で1,350万円、工事費で626万円となっております。

道の駅かなん再整備事業での総事業費と町の単独費のご質問でございますが、拡張部分については、関係機関と協議しながら現在実施設計等を行っております。工事の総事業費は、

現在のところ4億5千万円でございます。今後、国・府等の補助金の確保に最大限努力し、町単独費の軽減に努めてまいります。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。（2）の項目のご答弁の中で、今回の道の駅かなんの新駐車場の購入額、坪数、単価数、新棟の建築費等の費用も含まれていたのか、含まれていないなら幾らぐらいかかるのか、詳細にお聞かせください。

また、新駐車場への購入と新棟の建築費等で国・府からの交付金、補助金は幾ら受けられるのか、再度お聞かせいただきたい。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

道の駅かなんで現在購入しております用地費につきましては、先ほど申しあげました総額4億5千万円には含まれてございません。

道の駅かなんの再整備事業における用地の購入ですが、現在土地開発公社が所有しており、宅地1筆、面積925.71㎡、1㎡当たりの単価4万5,375円、購入額4,322万9,216円と、田2筆、面積1,276.30㎡、1㎡当たりの単価1万2千円で、購入額1,531万5,600円で、総額、用地代は5,854万4,816円となっております。

用地費や新棟建設費などの財源確保につきましては、これまで同様、地方創生に関する交付金や有利な起債の活用などに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

再度のご答弁ありがとうございます。ただいま再度の質問で、道の駅かなん再整備の費用、新駐車場及び用地に対しての金額を言うていきました。これは現在、公社で抱えておりますので、それをまた一般会計に買い戻すという形になりますよね。そういう中で、町独自の町単独費の総額は、私はざっと計算する中で、これだけでも1億156万円という町民の税金を投じられて

おります。町民の大変大事な大事な税金でございます。

この事柄を踏まえて、（３）の質問に移ります。

このたびの当施設の全面的な道の駅かなん再整備を実施されることは喜ばしいことではありますが、道の駅かなんを再整備される中で、今後、事業者の年間総売上額の何%かを町行政に還元していただくための誓約書か契約書を指定管理者の農事組合法人かなん事業者と結ぶことを必ずしていただけますか、その点を担当課としてお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

現在、本町と農事組合法人かなんでは、平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間の期間として河南町農村活性化センター指定管理者の基本協定を締結し、また、毎年度の指定管理料につきましては年度協定書により毎年定めることとしており、この間の指定管理料につきましては、平成21年度から平成25年度までは年172万円で行っていました。平成26年度の基本協定変更時に見直しを行い、平成26年度から年80万円の支払いの年度協定を締結しております。

農事組合法人かなんの年間売上額の何%かを町行政に還元する契約書か誓約書を結ぶ話し合いができないかのご質問でございますが、指定管理料の減額など、次回の基本協定締結の際に協議していきたいと考えております。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

再度のご答弁、岩井部長、ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、13年間の指定管理運営費も数千万円となる、そしてまた再整備においては約1億一千数百万円という、約2億数千数百万円という町住民の大事な税金を投じられます。よって今後、農事組合法人かなんの事業者が年間総売上額の10%から12%を町行政へ還元していただくために、農事組合法人かなん事業者と指定管理者との契約書を結んでいただくよう武田町長に強く要望しておきます。

そのことを踏まえて、武田町長、少しご見解をお聞かせ願います。

農事組合法人かなんの組合員は自営業者であり、個人事業者であり、道の駅かなん再整備事業の大改修後、自営業者の事業者にはどんな運営のあり方を求められますか、町長のご見

解をお聞かせください。

また、私が求めている農事組合法人かなん事業者への年間総売上額の町行政に還元に関しての町長のご見解もあわせてお聞かせ願いたい。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

お答えをさせていただきます。

ちょっと原則論になりますけれども、そもそも道の駅は、直売機能が非常に目立つものですから、すぐ売り上げということになるわけであります。例えば、道の駅かなんが3億5千万円前後の年間売り上げであれば、羽曳野のあすかてくるでは13億円ぐらいの売り上げです。この間整備されました河内長野のくろまろの道の駅は、まだ売り上げは年間出ておりませんが、最近テレビに出たりいろいろしているおかげで非常に人が多い、売り上げは好調やというふうに聞いています。

道の駅は、直売機能のほかに、もともとあと3つの機能、避難所であり、情報発信であり、あるいは通常のトイレ、24時間トイレを持っていますものですから、トイレ休憩をしたり休憩地でもあります。直売は、いろんな持っている機能の中の一つであります。そこを道の駅かなんに指定管理料をお願いをしているわけであります。

もちろん商いですから、議員は商売をされていますから商い感覚というのはお持ちなんでしょうが、もともと指定管理を委ねて、それで売り上げを上げて、何ぼ上がったから何ぼ頂戴という方式は、私はちょっとそぐわないんじゃないかと思っています。例えば、目標を決めて、目標をどんと上げれば未達なんですよ。何も払わんでもええと。じゃ目標をどこに決めるかという問題もまた議論のさなかになるでしょうし、むしろ指定管理料、指定管理の額、岩井部長の答弁のとおりですが、その方式のほうが妥当性があるように私は存じております。

以上です。

○議長（力武 清）

福田議員。

○12番（福田太郎）

町長、ご見解をお聞かせいただきました、道の駅に対して。

私が思うに、商売人ですわ、これ。それに対して今先ほど大方約2億円以上の税金を町民負担でつぎ込んで、そういうために還元してもろうたらどうですかと、これはするの当たり

前ですからね。テナントに対してのれん料もらうのと一緒に、そういうことも踏まえて何か方策があれば、これで私、福田太郎は何を言うとんねんと、そない法人の方は言わはるかしれん、私のはっきり、私も商売人、あんたも商売人でしょうと、これははっきり言わせてもらう。ええ方法で少しでも還元してもらうような考え方、町担当も含めて考えていただくことを、再生された後、新しいスタート後よろしくをお願いします。

それでは、今回の質問項目の内容の問いの進展状況はまたお聞きすることもあります、よろしくをお願いします。

これで私の個人質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（力武 清）

福田議員の質問が終わりました。

ここで3時5分まで休憩いたします。

休 憩（午後2時46分）

~~~~~

再 開（午後3時05分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議席番号1番、リベラルの会、佐々木希絵が質問させていただきます。

まず、1つ目ですが、町内の障がい者についてお尋ねいたします。

既にご存じのように、2014年1月に国連での障害者の権利に関する条約というのが締結され、その取り組みの一環として国では障害者差別禁止法を制定いたしました。法の中では、行政機関は、障がい者差別解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及啓発活動などを通じて障がい者も含めた国民一人一人による自発的な取り組みを促すとあります。それを実現するための対応要領は、地方公共団体では努力義務ではありますが、作成を求められています。

町内での障がい者の人数なんですけれども、手帳を所持しない障がい者というものもいらっしゃると思うので正確に人数を把握することはできないんですけれども、障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の所持者を合わせると891人いると聞きました。河南町人口の約5.5%に当たります。こんなにたくさんいるにもかかわらず、いまだに差別や偏見はなくなりませ



んということを踏まえて質問いたします。

昨年7月に相模原で障がい者施設殺傷事件が起きましたが、そのことは記憶に新しいと思います。あの事件は、特に障がい者本人やご家族にとっては衝撃的なもので、もう二度と起きてほしくないとかあんなにつらい事件が起こったらあかんねんという不安な声が、私のところに町在住の障がい当事者さんとかご家族から寄せられました。この事件は、障がい者への無理解や偏見が引き起こしたものと彼女らは考えています。

そこで質問なんですけれども、河南町で生活する上で、健常者と障がい者が隔たりを感じない社会になっていると考えておられるのか、そして、障がい者を取り巻く差別や偏見または感じておられる不便などの実態をどのように町は把握しているのか、お尋ねします。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行を受け、町では、河南町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成し、職員が適切に対応するための必要な事項を規定しております。

町の障がい者差別における相談につきましては、対面、電話、ファクス、それからメール等により随時受け付けを行い、問題解決に向け相談者との調整を行っておりますが、今のところ差別や偏見等の相談はございません。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

障がい者への差別を解消しようと本気で取り組んでいる自治体というのは日本全国でたくさんあるんですけれども、例えば三重県では障がい者への理解を促すためのガイドブックを作成し配布していますし、一番熱心に取り組んでおられるのが明石市なんですけれども、明石市では市長自らが手話検定2級を持ち、手話言語条例、障害者環境配慮条例を制定し、障がいを理由とした差別と思われる事例を市内から募集して、その事例をホームページ上で紹介するという取り組み、そしてその差別事例についてどのように防ぐことができたのかと検討する協議会まで存在しています。明石市のホームページを見ていただいたらわかるんですけれども、協議会の内容まで見られるんです。先ほど午前中も出ていた、河南町の協議会が今までにこの3年で1回しか開かれていないとかというのと違って、本当にちゃんと機能し

ているような状態です。

もちろん、このような取り組みをしていて、それをホームページでも公表しているのに、障がい者自身が差別を受けたと感じたときに、気軽に役所に相談する雰囲気ができているそうです。そのこともあり、差別実態が把握しやすいという雰囲気になっています。

一方、河南町では差別実態をファクス、電話、対面、メールで受け付けを行っていますけれども、今のところそのような相談はなかったということなんで、当事者からして相談しにくい雰囲気があるんじゃないかなと思います。このことが差別の把握というのを難しくしているんじゃないかと思います。実態を把握することが差別解消に向けた第一歩になるんです。これから把握に努めることも可能と思うんですけれども、再度、町の見解を聞きます。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

障害者差別解消法では、国や地方公共団体の責務が規定されており、市町村の責務については、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策を実施することとされています。

議員仰せのとおり、明石市で実施されている差別を解消するための条例の制定や協議会の設置など、その施策はさまざまでございます。

本町におきましても、差別を解消すべく、広報紙、ホームページによる啓発を初め、さまざまな自治体の先進事例を参考にしながら、本町に適した施策を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

結構前向きなお答えをいただけたので安心しています。

次、相模原事件を受けてなんですけれども、先ほども申しましたとおり、町内の障がい者ご本人やご家族の不安というのが、お話を聞く限りかなりあるんですね。この事件自体が特別に残虐な事件であったというのもあるんですけれども、この事件そのものというよりは、この犯人をヒーロー視する声というのがネット上で見られるんですよ。よくやったとか、犯人の植松というのは障がい者という税金を食い潰すだけのやつらを殺処分した英雄だとか、

本当に見ているだけで吐き気がするような言葉が並んでいるような状態なんです。事件そのものの異常性の怖さというよりは、その犯人を称賛する声がある、しかも結構多くあるということが、障がい者の本人やご家族をますます不安にさせているんです。どっちかというところのほうの方が怖いと、世の中がこんな雰囲気になってしまっているんやというのを切実に訴えておられました。

彼女らの不安にしっかりと向き合って、その不安を取り除くためにどうしたらいいのか町でも考えてほしいんですけれども、何か考えがあればお聞かせください。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

議員仰せのとおり、事件は就寝中の重度障がい者を次々と殺傷した残忍な犯罪でございますが、犯人をヒーロー視する声がございます。

障がい者は社会に必要なと言った犯人の考え方は非常に恐ろしく、このような思想に、患者や家族は大変不安を感じておられ、決して許されるべきものではございません。

障害者基本法は、障がいがあっても分け隔てすることなく、一人一人を大切にする社会をつくることを目的としております。全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現に向け、さまざまな面で一層理解を深めていくことが大切と考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、部長がおっしゃっていたこと、そのまま本当にそのとおりやと思います。全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現に向けて、より一層の理解を深めていくことが必要という部分が本当にそのとおりになってほしいなと思います。まさに、それが障がい者の当事者さんや家族の願いやと思います。

それを実現するに向けて、では具体的に今現状どのように取り組んでおられるのか、また今後取り組んでいくのか、将来のビジョンなども含めてお答えいただけたら。

○議長（力武 清）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

障がい者の方々との交流としましては、町では毎年秋に障がい者ふれあいスポーツ大会を

開催しており、今後も参加者を増やしてまいりたいと考えております。

小・中学校の交流としては、毎年2月、南河内地区の支援学級、支援学校のなかよし作品展が開催され、子供たちの1年間の成果や課題作品を多くの人に見てもらい、大変励ましとなっております。

また、スポーツの交流としては、大阪府障がい者スポーツ大会に町内から3種目に参加され、特に車椅子の陸上スラローム50m走では見事優勝され、10月に開催される全国大会へ出場されます。

さらに、身体障害者協会においては、野外活動訓練、ふれあいカフェ、スポーツレクリエーション大会、各種交流会等積極的に活動されておられます。

このほか、事業所におきましても喫茶店の運営やふれあい祭り等の催しを開催しており、地域の方々との交流を図っているところでございます。

今後も、障がい者への理解と交流を深めるためにも、社会福祉協議会、ボランティア等各種団体と連携を行ってまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今やっている活動をちょっとだけ積極的にまたPRしていただけるという、かなり前向きな答えをいただいて安心しました。

障がい者スポーツの話が出たのですけれども、障がい者フリスビーがありますよね。あれが河南町はすごくいいグッズを持っているという話で、それを使う人が少なく、競技されている方がとてももったいないとおっしゃっておられていて、羽曳野にいい先生がおられて、その方も河南町まで教えに来てもいいよということをおっしゃっていただいているので、そのあたりもまた検討いただけたらと思います。

次に、パスポート業務についての質問に入ります。

大阪府から市町村に権限移譲されたパスポート発行業務なんですけれども、河南町では富田林市に委託しています。市民と直接コミュニケーションをとって町民の生活の様子を知ることができる窓口業務というのは、地方自治体の、また特にこういう市町村の業務の基礎であって、それらを直接行わないとなると、その自治体職員の専門性やノウハウというのが失われていってしまいます。もちろんパスポート業務というものの自体が大阪府がもともと行っていた業務なので、河南町に専門性やノウハウがもともとあるというものではないんですけ

れども、町民と直接対話する機会というのはすごく貴重やと思うんですね。先ほどの障がい者の話もそうなんですけれども、相談とか受け付けていますといってもなかなか来てもらえないので、こういう対話する機会にぼつりぼつりと話していただくというのが一番いろんな実態把握に役に立つんやと思っています。そういう貴重な機会を余りにもあっさり手放したんじゃないかと見えているんです。その姿勢に大きな疑問を感じています。

去年は400件近く、住民が富田林市でパスポートの交付を受けているんですけれども、この業務を河南町で行うことがそんなにも困難なことだとは思えないです。年間400人近くの住民が必要とするパスポート業務を、再度になりますが、あっさり手放したことについて町の見解を問います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

それではお答えさせていただきます。

パスポートの権限移譲は平成24年10月から始まりました。パスポートを必要とする方は、その当時、府のパスポートセンターもしくは阿倍野またはりんくうタウンの分室で取得されており、河南町の約8割の方が阿倍野分室を利用しておられました。

平成25年6月に大阪府から阿倍野分室を平成26年9月30日をもって閉鎖するという計画が示され、河南町が移譲を受けなければパスポートセンターまで行かなくてはならなくなりました。

そこで、町単独での実施は財政的、人力的に大変厳しく、検討しておりましたところ、大阪府から富田林市への事務委託の提案があり、単独実施と比べ費用や人員も軽減され、効率・効果的な事務の運営ができることから、平成26年10月をもって富田林市へ委託する形で権限移譲を受けたという経緯がございます。

実績ですが、富田林市で交付を受けた件数は、平成26年度、半年間です。10月から3月137件、平成27年度352件、平成28年度398件、今年度は8月までで181件ということになっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

財政的、人間的に大変厳しくとおっしゃっていたんですけれども、この質問自体を初めに通告したときに、一番初め、パスポート業務を町で行うには初年度70万円、人件費が210万円だと説明されていたんです。人件費については、パスポート業務に携わっていないときにはほかの仕事をしてもらえるので、210万円というのはそのまま当てはまるわけではないですし、町民の利便性が著しく向上することを考えると、そんなに大きなお金だと思えないです。

再度、町で請け負うことも検討していただけたらと思うんですけれども、そのあたり、どうでしょうか。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

今、議員がおっしゃっていただいた金額につきましては最低必要限の費用を回答させていただいた形でございます。実際、委託する段階で当時試算しておりました富田林市並みのクオリティーで実施するには、初期的経費としてICチップ内の情報を確認するためのIC旅券交付端末機、旧旅券穴あけ器や写真カッターなどが必要で、初年度140万円程度、審査には知識と経験を要することから、経験者の雇用、人件費2名で計算させてもらったら年間420万円と試算しておりました。

それと、手数料に関しまして、収入印紙は河南郵便局にて購入することができますが、大阪府の証紙の購入につきましては富田林市では警察、あと交通安全協会がございしますが、役場周辺にはございません。大阪府の証紙の購入につきましては、りそな銀行本店で購入して窓口で販売することになります。また、写真を撮る店舗が役場周辺にないなどの問題等もございまして、委託の方向で権限移譲を受けたという内容になってございます。

富田林市では日曜日もパスポートを受け取ることができますが、本町の場合、休日に行うとなれば職員の配置も必要となるかなというふうに考えております。

平成28年度の富田林市への委託料は62万3千円、府からの交付金25万3千円で、37万円が河南町の単独費となっております。

先ほども申し上げましたが、町単独実施と比べ経費や人員も軽減され、効率・効果的な事務運営ができることから、今後も引き続き事務委託を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

質問の通告を行ってから数字がいろいろと変わるので質問するのも難しいんですけども、パスポート業務だけにかかわらず、パスポートを必ず河南町にとか、町民の利便性が云々というのももちろんそうなんですけれども、一番私が恐れているというか嫌なのは、窓口業務を民間委託とかほかのところに委託するというのが今どんどん進んでいるんです。そのことのこれが皮切りになって、それが河南町でもどんどん進んでしまうんじゃないかというのが一番住民さんとかの不安のポイントなんです。特に、近くだと豊中市でも委託を進めていると聞きますし、パスポートの業務をこんなにもあっさり手放した河南町なので、ほかの窓口業務もコスト面だけを考えて、コスト面が有利であれば町民の利便性なんかを度外視で委託に走ってしまうんじゃないかと心配しています。

河南町の窓口業務は、褒めるのも何なんですけど、すごく評判はいいんです。一部を除いてですけども、もちろん苦情もあるので。本当に小さな規模ならではの近い、親身になって回答してもらえるとこの感じで、一人一人の状況をしっかりと職員さんが把握してくださっているというので。そのよさがもしかしたらなくなって、あっさり手放されてしまうんじゃないかと住民さんが不安になっています。窓口業務というものの自体を町としてはどのように位置づけておられるのか、今後の展開等も含めてお答えいただけたらと思います。

○議長（力武 清）

奥野住民部長。

○住民部長（奥野清文）

町は窓口業務についてどう考えているのかというご質問でございますが、議員仰せのとおり、窓口は住民と直接コミュニケーションをとるところであり、住民の皆様の声を直接聞くことができる重要な場であるというふうに考えております。

窓口業務のアウトソーシングにつきましては、先ほど議員も豊中市さんとおっしゃっていただきましたが、大阪市など、あとは池田市、摂津市さん、大阪府下では実施をされております。業務は住民票の交付とか印鑑証明の交付とか多岐にわたる業務で、それぞれ委託という方向があるように感じております。

本町のような規模ではちょっとそぐわないかなというふうに考えておりますが、今後は住民の利便性とかトータルコストなどを勘案し、住民サービスの向上を図る観点から研究して

まいりたいというふうに考えております。

それと、内閣府の公共サービス改革推進室というところが平成27年8月から9月にかけて全国の自治体で地方公共団体における民間委託に関する調査をされました。その中で、1,741市区町村の中で回答が1,352ありまして、その中で住民票の交付に関してアウトソーシングしておられるところが全国で12%、印鑑証明の交付につきましても12%というような、まだまだ低い数字になっておるといふふうに思っております。今後はその辺も、先ほど申しましたように住民サービスの向上を図る観点から研究をさらにしていきたいというふうに考えております。

私のマニフェストで、親切丁寧でわかりやすい窓口対応を目指すとしております。窓口は河南町の顔であるというふうな認識を持っておりますので、今後、さらに住民の皆様から信頼される窓口対応に努めてまいりたいというふうに考えております。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

理解しました。

次、PPSについてなんです。PPSというところとちょっとわかりにくいかもしれないんですけども、新電力についてです。

4年くらい前なんですけれども、一般質問で私が電力会社の選定に入札を取り入れてはどうかという質問をしてから、その後、役場庁舎の電力が入札になり、新電力に切りかわって節電効果が上がっています。その後は、役場庁舎だけでなくその他の公共施設にも広げてほしいとお願いし、そのとき概ね良好なお返事をいただいています。

今、それからまた時間がたったんですけれども、今の現状はどうなっているのかお聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

PPSの現状はとのご質問でございますけれども、以前にも議員よりPPS電力導入についてのご質問をいただきました。

本町におきましても調査研究を進めてまいりまして、河南町役場庁舎を対象施設として平



成27年6月、入札により最も安価であった特定規模電気事業者と契約をいたしました。

また、平成28年8月から平成29年7月を対象とした入札では、対象施設を庁舎以外に8施設、総合体育館、総合運動場、給食センター、白木小学校、河内小学校、中村小学校、近つ飛鳥小学校、中学校、計9施設に広げ現在実施しております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議員になってすぐのころから質問させていただいて、取り組んでほしいとお願いしていたので、どんどん広がって行ってうれしいです。

これによって、実際どの程度の削減効果があったのか、また、町内にはほかにもまだまだ公共施設があるんですけれども、今後の展開というのをお聞かせください。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

PPSの効果と今後の展開はとのご質問でございますけれども、平成27年8月より実施しております新電力については、平成27年度、これは8カ月でありますけれども、既存電力会社との想定料金と比較しますと約165万円の削減効果がございました。平成28年度につきましては、9施設で約847万円の削減効果がございました。

今後の展開につきましては、現在、高压電力の9施設について契約対象としておりますが、新築、改築などに伴う施設の追加はもちろんのこと、低压電力の契約についても取り扱い業者の動向や契約内容などについて検討いたしまして、対象施設の増加に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

まだまだ対象施設があるので、本当にいいことしかないと思うので、是非是非取り組んでほしいと思います。

最後に、シンガポール研修についての質問です。

福島への変更を決定した経緯というのを聞きたいんですけども、午前中にもいろんなこととおっしゃっていただいたので、同じような答弁は要らないです。

誰が初めに言い出して、誰がどの情報を持って言い出して、どういう理由で誰を説得して、どこが決定してどこが責任を負うというふうになったのかという町内での一連の経緯をお聞かせください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

経緯についてでございますが、4月初旬に、まず広報かなんに中学校の海外派遣研修の指定について募集の記事を掲載するよう、広報かなんの担当部署に記事の依頼をしております。それによって、5月号に募集がかかるということでありました。そうしているうちに北朝鮮等の国際情勢に緊張感が増してきましたので、それを海外派遣するのか国内に変えるのかというような議論が教育委員会の中で起こりました。それをもって教育委員さんにもご意見を聞きながら、最終、海外をやめて国内で実施するというような方向性を決めております。これにつきましては町長とも相談しております。

そして全員協議会で説明をさせていただきまして、このときは5月1日、2日が決断のタイムリミットというような話をさせていただいたんですけども、ただ、広報かなんの5月号に中学の研修の募集が載るというようなこともございまして、5月号の配布時期、4月末にどうしてもチラシをもってこれを変更しなければならないというようなことがございました。

チラシの件につきましては、朝ちょっと答弁させていただきましたけれども、議長、副議長にも説明させていただいて、報告したということでございます。

その後は、5月9日に保護者説明会ということで、保護者に説明をさせていただいたというふうな経過でございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、教育委員会の中で相談して決定したというふうにおっしゃったんですけども、教育委員会の5月17日の議事録を拝見すると、本来であれば臨時の教育委員会を開催し決定する

ところだったけれども、それができなかった、理解してくださいというふうに書いているんです。教育委員会の中では相談して決定していませんよね。

というのと、具体的に、全協の資料の中では町長が議員の皆さんもちゃんと勉強してくれということを言っているんです。新聞を見て、テレビを見て、リスクが高まっている。議員の皆さんはもちろん新聞もテレビも見て勉強しています。さらに勉強しろとおっしゃっているんですから、具体的にどの情報を見て判断したのかというのも先ほども聞いたんですけれども、お答えください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

教育委員会の委員さんにつきましては、個別訪問で個々に意見を聞かせていただいたという経過がございます。

そして、町長の発言でございますが、最終的に子供たちの安全・安心を考慮しまして、いろいろな立場とか見方に立って議員さんに意見をいただいて、最終的には事業主催者として決めていきたいというような発言だったかなというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

違いますよ。ごまかさんと答えてください。

議員もいろんな勉強をして判断したら、北朝鮮のリスクは高まっているとおっしゃっているんですね。町長、議事録をここに持っていますよ。議員はみんな勉強しているんですよ。だから具体的に、じゃどの情報をもってそれを判断したのか、私たちはみんな個々に勉強して、新聞を見てテレビも見て、その上で判断しました。でもそれが足りないというのだから、じゃどの情報を見たらよかったの。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

委員会としましても、マスコミの情報ということで、新聞とかテレビの情報で判断したということでございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ということは、改めて勉強しろと言われる筋合いはなかったということなんですね。

全協の中でも教育長の発言、部長か、発言がすごくぶれているんですよ。初めは報告しますと言っていたのに、途中で教育長が急に、いや今は相談しているんだと言い出したんです。実際、私たちがこれだけ午前中からも同じ話が出ているというのは、やっぱり怒っているんです。何で怒っているのかといたら、報告を勝手に変えたのかなと思ったら相談やと言われて、相談やったら意見言うわと言って、昼を過ぎても延長して、珍しく全協では時間をすごく割いてやりましたよね。その結果、何にも反映されず、結局これは報告やったんやったら報告と初めから首尾一貫して報告にしてくれたらいいし、相談というんやったらどこに私たちの意見が反映されたのか、その辺ちゃんとはっきり言ってください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

全協では最初、報告ということでお願いしたいというふうに考えておったんですけども、それが紛らわしいことになってしまったことは今後反省して、丁寧に説明させていただきたいというふうに考えております。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

どこまでいっても平行線になるので、もう言ってもしょうがないんですけども、どこでどういう話をして誰が言い出したのかというの、何かいろんな資料を持っている中で、そして今日の話の中でもぶれぶれなんです。そのあたりもちゃんと確認していただきたいんですよ。

朝に町長がおっしゃっていたんですけども、首長の判断というのは危険があったら判断する、事前に多少のリスクを侵してでも、多少過剰やと思われてでも判断するという姿勢はそうやと思うんです。町民を守るためには、あほちゃうかと特に笑われるようなことがあってもしょうがないと思います。でも、今回の件というか、いつでもそうなのかもしれないんですけども、人をたくさん巻き込んでいて、特に子供たちは本当に楽しみにしていたという話を聞くんです。その中で今話を聞くと、勉強しろとおっしゃっていたにもかかわらず、

そんなに意外とマスコミとか私たちが持っているような情報と同じ中で判断した、私たちの意見も一切無視して判断したというふうに捉えてしまうんです、どうしても。これだけ人を巻き込んで、予算も決定した直後だったので、もう少し慎重にやっていただいたほうがよかったんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの反省点とかあれば教えてください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

今回の件につきましては、反省する点多々ございます。その辺も今後生かして、慎重に判断をしていきたいというふうに考えておりますので、お願いします。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

よくわかりました。

あと、今後なんですけれども、これに対する子供とか保護者反応というのも午前中に聞きました。報告会では皆さん喜んでおられた、でも参加者は7名だ、実際のところ行った人はよかったと言いますよね、悪口って報告会ではなかなか出ないですよ。7人しか行かなかったというその数字に全てがあらわれているんじゃないかと思うんです。

来年以降どうされるのかなというのが住民さんの一番の関心のところやと思うんですけれども、朝に町長が、福島に行ってシンガポールよりも勝る成果を得たと言っていたんです。そういうことを言ってしまうと、じゃもう来年から安いし、福島でいいやんというふうになっちゃうんで、軽い感じの答弁じゃなくて、来年以降本当にどうするのか、どういうふうに復活して、今、緊張状態というのが何をもち緊張状態と言っていたのかは、どこを基準にして言っていたんかはわからないんですけれども、何を基準にして、それが来年もまたどういう状態やったら福島にして、どういう状態やったらシンガポールにして、もしくはやめるとか、そのあたりの明確なものを聞かせてください。

○議長（力武 清）

久保教・育部長。

○教・育部長（久保広一）

今現在では明確な基準というのは持っておりませんが、今年度の国内での研修の評価とか、さらに北朝鮮の情勢が悪化していることもありますので、それらを総合的に判断さ

せていただいて決めていきたいと思えます。基本は、情勢を見ながら海外での研修を続けていきたいというような方針は変わらないということでございます。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ずっと平行線になるのもうこれでやめますけれども、本当に子ども1ばん課を抱えている教・育部長なので、子供目線で、子供に一番いいことを、もちろん予算の話もあるけれども、ほかの、ぶれさせるような言葉を言う人がいるかもしれないけれども、子供目線というのを教・育部長と教育長はぶれずに持っていてください。また来年以降、ちゃんと子供が喜ぶように考えてください。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（力武 清）

佐々木議員の質問が終わりました。

次に、浅岡正広議員の発言を許します。浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

議席番号2番、リベラルの会、自由民主党、浅岡正広、ただいま議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問を行います。町長を初め理事者の皆様には、的確なご答弁をお願いします。

さて、皆様もご承知のとおり、本年7月5日から6日にかけて九州北部に降り続いた豪雨、いわゆる平成29年7月九州北部豪雨で甚大な被害を受け、多くの犠牲者が出ました。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りしますとともに、いまだ行方がわからない方々のいつときも早い発見を願います。また、大量の雨水と流木により大きなけがをされた方も数多くおられるようで、一日も早い回復を重ねて願うものであります。

そのような中、先月8月の最終日曜日、私はマイカーの軽自動車に会派3人で準備をした作業用一輪車と地場産のイチジクを積んで、福岡県東峰村でのボランティア活動のため現地に赴きました。翌月曜日には東峰村の澁谷村長と大蔵議長にお会いし、お話を伺うことができました。村全体の地図を広げ被害の状況を説明いただいた村長からは、国から激甚災害の指定をいただいたものの、過去の流れから原型復旧では解決には至らず、改良型復旧を願っているが、わずか2,300人ほどの村で国の補助以外の費用の捻出に苦慮しているとのことでした。私も、現地を目の当たりにし、改めて自然災害がもたらす脅威と、被災地が日常生活

を取り戻すための大変さを感じました。今後、改良型復旧が叶い、穏やかな陶器の村東峰村の一日も早い復興を願います。

それでは、質問に入ります。後半ですので他の議員の質問と重なるところもありますが、よろしくお願ひします。

本日の質問事項は、自然災害に伴う防災対策、町内各地区の集会所の利用その他、ミサイル問題についての3事項をお伺ひします。

まず、1事項目、自然災害に伴う防災対策から3項目お聞きします。

1項目め、架橋工事の進捗状況と問題点について伺ひます。

以前より、住民の安全確保のため、町内の老朽化した橋の点検や補修、改修工事が進められているところですが、これまでの進捗状況や問題点、今後の対策等をお聞きします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

橋梁長寿命化についてのご質問と思いますが、平成25年度に遠方目視により調査を行い、計画的に修繕することにより、安全の確保と維持管理コストの縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。これにより、町内77橋のうち重要度の高い橋梁を予防保全型として30橋と、その他の橋梁といたしまして事後保全型47橋とに分類しております。

平成26年度には3橋、平成27年度には4橋、平成28年度には3橋の工事を実施し、平成29年度には2橋の補修工事を既に発注しております。概ね計画どおりに実施できておりますので、特に問題はございません。

なお、平成26年7月に道路法等が改正され、遠方目視では確認が困難なコンクリートの浮きや、小さなひび割れによるコンクリート片の落下等での第三者被害を未然に防ぐため、全ての橋梁、トンネル等について5年に一度の近接目視での点検が義務づけられております。

本町では、維持管理を効率的に行うための大阪府道路メンテナンス会議で取り組まれております近隣市町村との地域一括発注を活用した道路維持管理業務により、詳細な点検を現在実施しております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。これまで概ね計画どおりに進められている、また、この件に対

して近隣市町村との連携もとれていると理解しました。問題点については特に見当たらないようにうかがえましたが、本町がもたらす地形や特性に関係するような問題はないのか、少し疑問が残ります。例えば、以前、橋梁が水につかってしまった梅川にかかる田久橋などが思い浮かびますが、それらの対策はどのようなのか、確認のため再度お聞きします。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今おっしゃられた橋梁も含めてでございますが、橋梁は河川の計画高水位に余裕高を確保した構造で建設されております。平成19年度に田久橋が冠水いたしました。橋梁に損傷はございませんでした。冠水した原因につきましては、橋梁下流の河川蛇行により、部分的に水位が上昇したことによるものと考えております。

府が管理する河川でございますので、大阪府に防災対策の河川整備を今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。冒頭、福岡県東峰村の豪雨による被害状況を報告しましたが、現地では、年数が経過している橋脚を含め新しい橋までもがあめ細工のようにひん曲がり、かろうじて橋脚の根本部分のみが残されているといった光景を何カ所も確認できました。山間部を有し、河川に隣接する住宅が存在する本町も決して例外ではないと考えます。今後、未曾有の集中豪雨など大きな自然災害も視野に入れ、スピード感を持ってそれらに耐え得る改修に努めていただけるよう提言しておきます。

次に、2項目め、河川周辺の土砂崩れ及び倒木等の危険箇所の実態把握についてお聞きします。

前回6月の質問で河川改修についてお聞きし、一部の河川について概ね把握ができました。今回、それらも含め、橋梁への影響の面からお聞きします。

また、各地で起こっている局地的大雨・集中豪雨などを鑑み、本町管轄の河川に隣接した場所で土砂崩れや倒木など予測できる危険箇所をどの程度把握されているのか、お聞きします。

○議長（力武 清）



岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

河川周辺部の土砂崩れ及び倒木等の危険箇所の実態把握についてでございますが、橋梁に関するところにつきましては橋梁点検時に橋台周辺の河川の点検を実施しております。町が管理する河川を定期的に巡視する体制は現在できておりませんが、河川の隣接土地所有者からの通報等により、危険箇所を点検しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。今お聞きしますと、特に1項目めで伺った橋の周辺は把握され、その他については地主さんからの通報によるものということですが、河川全体の危険箇所の実態については平時より把握することが、緊急時の即時対応につながるものと思います。同時に、即時対応を行うことにより、橋や橋脚へのダメージも最小限に抑えることができると考えられます。

近年では、山城地内の梅川と山城バイパスの交差点下流で大雨が原因と思われる大規模な構造物破損といった人為的とも言える災害が起こっています。河川増水による橋梁基礎部分の洗掘を防ぐとともに橋梁本体への損傷を食いとめるためにも、今後、これまで以上に河川周辺の土砂崩れ及び倒木の危険箇所の実態把握は必要不可欠な課題であると思います。担当部署の見解を再度お聞きしておきます。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

河川周辺の土砂崩れ及び倒木等の危険箇所の実態把握については、大変重要なことだと考えております。危険箇所の把握には今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。河川隣接場所を重点的に、引き続きの対応を提言しておきます。次に、3項目め、防災行政無線、その後の対応についてお聞きします。

これは、平成27年第2回定例会でも関連する質問を行いました。当時の答弁では、平成34年度をめどにデジタル化とともに改修を進めるとのことでした。しかしながら、ここに来て、少しでも早く町内全域に防災行政無線が正しく伝わることの必要性がますます高まっていることを感じます。

この後の事項、ミサイル問題にも関係しますが、放送が流れるたびに住民から、聞きづらい、放送内容がわからないなどの問い合わせが私のところに届きます。それらに対する行政の考えと私が関連質問を行った平成27年6月以降の対応をお聞かせ願います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

町防災行政無線につきましては、国の周波数再編によりまして平成34年11月までにデジタル方式への移行を行う必要があります。当然、議員仰せの点も含めまして、新たなシステムの導入に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

先ほどの答弁のコピーのような答弁、ありがとうございました。やはり平成34年のデジタル化を視野に入れた対応を考えておられるようです。

しかし、先ほども申しましたように、住民さんからは、さっきの放送何を言ってるのか聞き取れなかったや、耳を澄ませても内容がわからない、最近では、ミサイル飛んできたらどうするねんなどの問い合わせも少なくありません。

以前の調査で、防災行政無線がほとんど聞こえないところや聞き取りにくい地域は概ね把握されていると思います。それら全てをデジタル化だけで解決することは到底困難だと考えられます。問題を払拭するためにどのような対策をお考えなのか。

例えば、他の自治体では、放送内容をより確実に住民に伝えるために、個別受信機の設置を進められているところも増えているように聞き及んでいます。本町でも、住民にいち早く正しい情報を伝えるための手段として取り入れてはどうかと考えます。

先ほどの答弁の中にもありましたが、新たにシステムの導入の中に組み込んでいただけないか、再度お聞きしておきます。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

防災行政無線は、議員仰せのように、スピーカーから遠い場所で閉め切った屋内などでは聞き取りにくくなる場合もあると考えております。防災無線につきましては、個別受信機も含めましてさまざまなシステムを勘案して、使いやすさやコストなどを考慮しながら検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。近年の報道からは、局地的大雨・集中豪雨や線状降水帯などふだん耳にしないような気象用語が用いられ、観測史上初の雨量、50年に一度の雨量などは本町への影響も十分考えられます。喫緊の課題として取り組んでいただきますよう提言しておきます。

次に、2事項目、町内各地区の集会所の利用その他について2項目お聞きします。

それでは、1項目め、集会所の維持管理費について伺います。

まず、町内33地区に分かれています。集会所としての施設は何カ所設けられているのか、また、これまでそれら施設の維持管理はどのように行われてきたのか、私も地区の役員を務めさせていただいた経験があり、ある程度の認識はありますが、確認のため改めてお聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

集会所の維持管理及び費用についてとのご質問でございますけれども、まず、集会所は26施設ございます。

集会所の維持管理につきましては、地区に委託しており、維持、管理及び補修に要する経費につきましては地区が負担していただくことになっております。

集会所の維持管理に必要な費用は、地区運営助成金により均等割と世帯割を合わせまして助成しておりまして、集会所の維持管理費用にも使用されております。また、各地区集会所の中には建築後30年を過ぎた建物もございますので屋根、天井、壁、床などの劣化が生じて

きておりまして、その大規模補修につきましては、地区から申請を受けまして計画的に本町で補修を行っております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。今お聞きしますと、集会所は26カ所あり、大規模な補修が必要とされる地区については計画的に補修が進んでいるようです。ご承知のとおり、私の住まいするさくら坂地区にも、4地区で使用すべく立派な集会所が設けられています。住宅地に入居が始まって以来、地区住民により大切に使用されてきました。ふだんから事務や管理作業、また清掃などを行うために、週に3日、ほとんど奉仕で地区から2名、交代で事務室に詰めていただいております。

また、先日行われた町主催のクリーンキャンペーンはもとより、例年5月ごろには地区独自でさくら坂クリーン作戦が行われ、道路や公園を初め、集会所の清掃も同時に行われています。しかしながら、建物の規模や構造上、吹き抜け部分や屋根部分など危険を伴い、専門職の技術を要する箇所が広く、毎回、掃除に当たる住民の頭を悩ませています。

先ほどの答弁の中にありました集会所の維持管理については管理者、いわゆる地区が負担するものとなっておりますが、建物の構造上の問題については行政の管理で行っていただけないものか、お聞きします。

○議長（力武 清）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

危険を伴い技術を要する箇所などについての維持管理とのご質問でございますが、先ほどご答弁させていただいたとおり、大規模改修以外の補修に要する経費につきましては地区で負担していただくことになっております。しかしながら、建物の構造上困難な補修等につきましては、まず町に相談していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。先ほども申しましたが、これまで、さくら坂の住民の力でできることについては十分対応していただいております。再度、現地の確認を行っていただき、検討していただきますようお願いいたします。

加えて、ほかの25カ所につきましても同じような内容の問題を抱えておられるところがあるのならば、同様の検討をしていただきますよう提言しておきます。

次に、2項目め、避難所としての扱い方について伺います。

まず、先ほどお聞きした26カ所の集会所のうち、緊急時の避難所として指定されているのは何カ所あるのか、また各避難所の備品、備蓄はどのように管理されているのか、お聞きします。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

集会所につきましては、現在15の集会所を避難所に指定しております。しかし、平時の管理面などの問題もあり、町では分散備蓄は行っておりません。そのため、各地域の実情に合わせた備蓄等を行っていただくための助成を行っております。

また、避難所を開設しましたら町保管の備蓄品を配送する体制にしております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

どうもありがとうございました。今お聞きしますと15カ所の集会所が避難所の指定を受けているようで、備蓄品に関しましては、以前お聞きしたように本庁舎と寛弘寺地区の旧水道施設の防災倉庫の2カ所に必要分を備蓄し、避難所開設後に各施設に運搬されるとのことですが。災害の規模や種類にもよりますが、十数カ所の避難所に敏速に運搬が可能なものか不安を感じます。それら全避難所に到達するまでには、先ほど1項目めでお伺いをした河川、橋梁なども存在し、確実な運搬を望めるのか誰もが疑問を抱くところだと考えます。それらの疑問を解決するためにも、各地区に備蓄庫を設けることは必要不可欠であると思われま。担当部署のお考えを再度お聞きしておきます。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

災害時には、運搬経路の分断や職員体制が崩れる可能性があります。迅速な対応がおくれることも想定しなければなりません。倉庫などを含め、必要な防災物品を各地域で適切に備えができる助成のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。各地区に大きな災害に対応できる備蓄庫の設置の必要性を感じていただけたものと理解しました。

さらに、既に地区ごとの災害用備蓄庫を設置されている自治体も少なくありません。今後、大きな災害を想定し、十分な検討と地区からの要望に応じていただけるよう、強く提言しておきます。

それでは、3事項目、ミサイル問題に移ります。

通告では2項目に分かれておりますが、1つにまとめさせていただきますことをまずもってお許し願います。

さて、皆様もご承知のとおり、近隣国による人の命を奪い取ることを目的と考えられる核実験やミサイル発射に伴う我が国への影響は、はかり知れません。今のところ直接的な被害はないとはいえ、我が国の上空を危険物が飛び越えていく、また海域で働く人々を恐怖に陥れるなど、平和を願う我々に対する威嚇行為はおさまりを見せません。自治体によっては、弾道ミサイル落下時の行動について、本格的な住民避難訓練も実施されております。

そこで、これまでの近隣国による核実験やミサイル発射行為に対し、本町住民の生命、財産を守る立場から武田町長のお考えをお伺いします。加えて、担当部署のこれまでの対応をお聞きします。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

まず、私の方からこれまでの対応をお答えさせていただきます。

弾道ミサイルを初めとする武力攻撃事態等の対処につきましては、国の方針のもとで国全体として万全の措置が講じられるよう国民保護法が定められております。本町は、7月の広

報かなんに掲載しました弾道ミサイル落下時の行動など、内閣官房や消防庁など国からの通知につきましては今後も引き続き、住民に情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

昨今、J－A L E R Tのメッセージが変更になったのはご存じだと思います。国を挙げて、迫ってくる危機に対してどうあるべきかというのを議論して、少しでも国民の命が守られるように創意工夫してシステムの構築に当たっていますし、J－A L E R Tが鳴るたびに不具合の起きた地域は、すぐその不具合を修復して次なる危機に備えています。

本町は、おかげさまでJ－A L E R Tは稼働しています。不具合は今のところ存在しておりません。ですから、来るべき危機のときには物陰に、あるいは建物に入る、そういうことを国がいろんな形で発信しております。国が幾ら発信をしても、住民の皆様が全てそれを納得されているというのは無理だろうと思いますし、そうではないと思いますので、それを補完するのが我々基礎自治体の役目だろうと思っています。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。町長の答弁から、緊急時に対する本町住民への対策について、日ごろより意識していただいていることが感じ取れました。また、担当部署のこれまでの対応をお聞きしました。

過日の国連安保理で北朝鮮制裁決議が全会一致で採択されとはいえ、この問題は日々状況が変化しており、情報も錯綜する中、今後どのような対策が必要なのか、また本町住民に対してどのような対応を行っていくのか、担当部署に再度お聞きしておきます。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

弾道ミサイルの発射が確認された場合、全国瞬時警報システムJ－A L E R Tを活用して、国民保護サイレンと合成音声によるミサイル発射情報と避難の呼びかけが行われます。その

後、落下場所などの情報が放送されまして、これらは自動的に町の防災行政無線から発せられるとともに、エリアメールを通じまして携帯電話に通知されます。

そういったことから、今年の11月に行います本町の防災訓練を通じまして国民保護サイレン音などの周知をこの機会に皆さんにお聞きしていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

ありがとうございました。必要以上に住民の不安をあおることはないと思われませんが、一定の危機感を持って、自分の命は自分で守るを基本にしつつ、今後、行政を初め各地区の自主防災組織の課題として取り組む必要性が考えられます。引き続きの情報収集と答弁の中にもありましたが、防災訓練などの機会を利用した住民への対応を提言しておきます。

本日、冒頭に福岡県東峰村の被災地ボランティア活動について触れました。澁谷村長より武田町長に、大蔵議長からは力武議長を初め議員の皆様に、ともによろしくお伝えくださいとのことでした。この場をおかりして報告させていただきます。

以上で私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員の質問が終わりました。

次に、中川議員の質問、発言を許します。中川議員。

○3番（中川 博）

議席ナンバー3番、公明党、中川博でございます。通告書に従って一般質問を行います。

質問事項は、鳥獣保護管理に係る人材登録事業について、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備支援事業について、地方創生推進交付金事業について、大規模災害時の空き家等活用についての4事項でございます。

質問は財源も考慮しながら一問一答方式で行いますので、その点も踏まえ、町長及び答弁者におかれましては、私が最後の質問者でありますので、積極的で前向きな答弁をよろしく願いいたします。

それでは、1項目めの質問、鳥獣保護管理に係る人材登録事業についてを伺います。

この定例議会初日において地域猫活動に対する支援の請願が出されましたが、別の角度から考えますと、現実に河南町が直面するのはイノシシ等の鳥獣被害問題でございます。



我が国に生息する野生鳥獣の現状は、少し前のニュースで話題になりました日本カワウソの発見など絶滅危惧種等の個体数の減少が見られる種がある一方で、ニホンジカやイノシシなどの特定の鳥獣は個体数が増加し、生息域が拡大することにより、生態系や農林水産業等への被害が深刻化しております。そのような中、鳥獣保護管理に係る人材登録事業は、これは環境省の事業でございますけれども、鳥獣保護管理に関する技術者を登録して地方公共団体等——私どもですけれども——の要請に応じ、登録者についての情報を紹介する仕組みでございます。

それでは、伺いたいと思います。

この事業の3つの専門分野区分を説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

鳥獣保護管理に係る人材登録事業につきましては、3つの専門分野に分かれております。鳥獣保護管理計画の策定や策定のための助言を行う鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理の現場において捕獲や被害防除の指導を行う鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣保護管理計画策定のための調査や保護管理実施後のモニタリングを行う鳥獣保護管理調査コーディネーターに区分されております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

次に、その役割と連携について説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

役割と連携についてでございますが、まずは科学的、計画的な鳥獣保護管理計画を策定するための調査を鳥獣保護管理調査コーディネーターが実施し、その科学的なデータに基づき、鳥獣保護管理プランナーが鳥獣保護管理に関する計画を策定します。その計画に沿って鳥獣保護管理捕獲コーディネーターが現場での捕獲作業や被害防除の指導をし、また、その結果を鳥獣保護管理調査コーディネーターがモニタリングの上、鳥獣保護管理計画にフィードバックさせることとなりますので、鳥獣保護管理に係る3つの分野のそれぞれの技術者が互い

に連携した体制を各地域で構築することが重要であると考えております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今、岩井部長の答弁を聞いておりましたら、ここまでは何か役に立ちそうな感じが見受けられるんですけども、河南町としてその活用の考えがあるのかどうか、次に伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

鳥獣保護管理に係る人材登録事業につきましては、利用形態とかがありますので大阪府に確認しましたところ、大阪府及び府内市町村での本事業の活用事例はないとの回答でございました。このため他県での活用事例を見ますと、農業団体等を対象とした鳥獣に関する制度の説明や一般的な動植物の生態、各地域での被害状況や取り組みについて、一つは鳥獣保護管理プランナーを、もう一つは鳥獣保護管理捕獲コーディネーターを講師に招き、研修会を開催した事例がありました。

研修会の感想を見ますと、非常に収穫の高い研修会となった、スキルアップにつながったと好評であります。人材の派遣には旅費や謝金など費用も必要となりますので、河南町での活用については情報収集に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、情報の収集に努めていってこれからの話やということだと思いますけれども、さきの決算特別委員会でもありましたように、河南町におきましても環境の変化や狩猟者数の減少、高齢化などにより、河南町の場合は大阪府猟友会富田林支部との協力で行っているわけですが、有害鳥獣の数は増加し、現実に農作物に対する被害は拡大しております。

そこで、有害鳥獣被害を低減させるため、狩猟者の確保や有害鳥獣の個体数を管理するため必要な対策を推進することが求められており、その対策の一つを今紹介させていただきます

した。河南町としましては河南町鳥獣被害防止計画というのがあると思うんですけども、それは機能しているのかどうか、質問したいと思います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

河南町におきましては、先ほど議員仰せのとおり、有害鳥獣の狩猟をお願いしているところが高齢化により、なかなかその人員を確保できない状況でございます。個体数につきましても、毎年同数程度の捕獲はできておりますものの、被害の増大は防げていない状況でございます。

今後も、捕獲していただける方の免許の取得とか、その辺について町としても協力していきたいながら、できるだけ有害鳥獣の駆除に努めていきたいと考えております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

質問はちょっと違ったんですけども、河南町が今独自で作成している河南町鳥獣被害防止計画というのはちゃんとつくられているわけです。それが機能しているかどうかということだったんですけども、実際困っておられる方も多々いらっしゃいますので、その辺お願いします。

そして、これは要望だけにしておきたいと思いますが、今先ほど紹介させていただいたのが環境省の事業です。農林水産省におきましても農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーという制度もあるわけでございます。よく似た制度ですけども、あわせて調査研究していただきたいと思いますので、これは要望にとどめておきます。実際お困りの方が多いので、対応をよろしくをお願いします。

それでは、2事項目の質問に入らせていただきたいと思います。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備支援事業についてでございます。

この事業は、防災の観点から防災拠点、避難所、避難場所、観光施設での公衆無線LAN（Wi-Fi）の環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され被害対応が望まれる公的な拠点におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等——河南町ですけれども——に対し、その費用の一部を補助するものでございます。

それでは伺いたいと思いますけれども、まず、河南町の最近3年間の財政力指数は幾らか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

ここ最近の3年間の財政力指数を申し上げます。平成27年度が0.457、平成28年度が0.471、平成29年度は0.472で、3年の平均は0.467となっております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、その指数に応じてこれが事業の対象になるかというのはまた後ほど聞きたいと思います。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備支援事業の事業主体をまずは説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

財政力指数が0.8以下、これは3カ年の平均値ですが、その0.8以下の普通地方公共団体と過疎地域、離島などの条件不利地域の普通地方公共団体または第三セクターが事業主体の場合が対象となっております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、河南町の場合財政力指数が平均で0.467ということですから、0.8以下ということで、この事業の対象になるということでございます。

それでは、対象拠点を説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

対象拠点は、避難所、避難場所、庁舎などの防災拠点と、被災場所と想定され被害対応の強化が望まれる公的拠点となっております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今伺った河南町におきましても、この事業を導入することによっていろんな災害対応ができるということになると思います。

それでは、補助対象を説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備などを整備する費用が補助対象となっております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

それでは、補助率を説明していただきたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

補助率は2分の1です。ただし、財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村は3分の2となっております。河南町は2分の1補助となります。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

喜ばしいことではないね。0.467ですので、もうちょっと悪かったら3分の2もらえてい

たんですけれども、これは質を上げていくほうがほんまはいいんで、その辺はお願いします。

河南町としてどのように対応されるのか、お聞きいたします。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

大災害時におきましては固定電話や携帯電話の通話がつながりにくい状況が予想されます。こういったときに避難所などで無料公衆電話、W i - F i が利用できれば、インターネットへ接続して情報を得ることやL I N Eを利用して通話する場合、住民の方などの情報伝達手段の一つと考えますので、設置に向け我々は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ということは、やるということですね。うなずいていただけましたね。やるということですけれども、平成29年度の国の案では31.9億円なので、やっぱり競争が激しいと思います。対応をよろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、3事項目の質問でございます。

地方創生推進交付金事業について伺います。

大阪府下として、平成28年度第1回の交付対象事業21事業4.5億円の事業が選ばれた中、河南町はトカイナカナン定住促進プロジェクトとして486万円を獲得していただきました。大いに評価したいと思います。しかし、平成28年度は第2回目、10事業0.9億円、平成29年度第1回、22事業2.6億円というのが大阪府下の事業でございますけれども、河南町はその事業には入っておりません。

一つの事業をとることだけでも、先ほど言いましたようにトカイナカナンということで称賛に値するかもしれませんが、その後も申請されたのか、伺いたしたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

平成28年度地方創生推進交付金（第1回）以降の対応はというご質問ですが、本町は、道の駅再整備、登山環境整備、地域公共交通の充実を柱とした計画で平成28年度地方創生推進

交付金（第1回）の採択をいただきました。これは3カ年の事業計画でありまして、平成29年度の地方創生推進交付金（第1回）につきましては、継続分として2,736万3千円の採択をいただいております。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今伺いましたけれども、継続分ということだけでいただけるということで、それ以上のことは求めないというような奥ゆかしいあれなんです。和泉市は、今申しあげました3回とも全て事業を申請して受けておられます。そのほか、大阪市、泉佐野市、大東市、河内長野市、松原市、堺市等は2回交付対象事業として選ばれております。

1つ目ですけれども、その対応としてどういう事業が選ばれたのか、ほかの他市町村です。例えば河南町はトカイナカナンですけれども、松原市はどういう事業が選ばれたのかという、ほかの他の市町村の対象事業の分析などはしておられるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

分析ということで、公開されていますのが地方再生計画の事業概要でして、これによりますと、各市町村の課題に応じまして観光プログラムの開発や商店街再生、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなどを対象としているようでございます。

なお、本町の地方創生推進交付金は2回で、金額は3,222万3千円となっております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

例えば、大阪市の場合は女性チャレンジ応援拠点事業とか、松原市の場合は松原市ブランド化・魅力発信事業等を2,500万円とかいうことでやっておられます。

平成29年度、先ほど第1回まで言いましたけれども、今年の7月から第2回目の事業の申請が始まっております。それについての対応、今継続的な事業は予算を継続的にいただいているということですが、新たな事業として平成29年度第2回目のそういう申請の対応

をされるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

上野総合政策部長。

○総合政策部長（上野文裕）

第2回の交付金につきましては、本年の9月補正、12月補正に予算計上する事業が対象となっております。平成29年度地方創生推進交付金（第2回）につきましては、本町は申請をしておりません。

平成29年度における地方創生の取り組みとしましては、平成29年度地方創生推進交付金（第1回）及び地方創生拠点整備交付金、これは第1回と第2回、この採択を受けております。その受けた道の駅再整備事業に我々とししましたら注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

河南町の財政、少しでもやはりそういう交付金事業、また補助金事業を獲得することによって住民の福祉に役立てることがかなうと思います。方向性は上野部長と同じだと思いますので、今後積極的に対応をよろしくお願ひしたいと思います。これは要望としておきます。

それでは、4事項目の質問でございます。

大規模災害時の空き家等活用について、最後、伺いたいと思います。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時には、住まいが圧倒的に不足し、被災者が広域的に避難することから、住まいの確保策、具体的には最大205万戸の応急仮設住宅が必要でございます。

河南町では、既に調査されていると思います。朝の質問でも言われましたけれども、何戸の空き家、またマンション等の空き室があるのか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

本町におきます空き家の戸数とマンション等の空き室についてのご質問でございますが、昨年度に実施いたしました空き家の実態調査の結果は、空き家と思われる建物258戸の所有者にアンケート調査を行っており、その結果、建物の所有者から空き家でないとの回答があ



ったものが61戸、空き家であると回答があったものが39戸、回答がない、配達不能などが158戸でございます。この結果から、暫定的な空き家は200戸程度かと思われれます。

なお、この戸数につきましては、マンション等共同住宅の戸数を含んでおりますが、空き室のみは調査対象としておりませんので把握しておりません。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

この質問は朝もほかの議員がやっておられて、なぜわざわざもう一回同じ質問をしたのかということなんですけれども、そこでちょっと思ったのは、私はもう少しかつちりした調査をやっておられたと置いていたわけなんです。258戸にアンケート調査を出して回答が、空き家ではないというのが61戸、空き家であるというのは39戸返ってきたと。ここまではわかります。その後、未回答などが158戸あったと。そして、先ほど空き家ではない39戸を足して197戸やから、200戸程度が空き家やというような調査結果ですけれども、もう少し、例えば空き家じゃないけれどもアンケート出さないというところは全然考えられないわけですか。何かアンケート調査だけで、よく交通問題とか何かでもアンケート出したら、そのパーセントで確率は何ぼということで、返ってこなくてもという形があると思うんですけれども、未回答で返ってこなかった158戸全てが空き家でカウントされている根拠というのは何か、そこを聞きたいんで、あえて再度質問させていただいたんです。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

まずは、調査に先立ちまして、河南町の調査においては、水道のデータをいただきまして、まずは閉栓しているところ、水道を使っていないところ。それともう一つは、水道は閉栓していないものの1年間ほとんど使用量がないところ、それについて抽出しました。その後現地調査をかけまして、その中で258戸という数を出しております。その抽出しました258戸に対しまして、さらにアンケート調査を行っております。そこで、結果として先ほど申し上げた概ね200戸が空き家と考えております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

今質問させていただいてわかりました。結局現地調査もちゃんとしているということで、その上でかぶせてアンケート調査しているということで、ほぼ正確な数字ということで、わかりました。

それでは、次の質問ですけれども、大規模災害時に被災者の住まいを早急に確保する必要性から考え、空き家活用の具体策、先ほど言いましたように南海トラフ巨大地震などが起こった場合は205万戸の応急な仮設住宅が必要という中で、河南町の200戸程度の空き家というのは非常に大きな財源というか、対応になる可能性もあるわけですので、そういう空き家の活用の具体策は町としてあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

大規模災害時における空き家の活用については、今現在のところは具体策を持っておりません。

今後、大阪府空家等対策市町村連携協議会から発信される各市町村の取り組みや周辺市町村の取り組みを参考に、本町の実情に応じた空き家の活用方法について検討の上、今年度やっております空家等対策計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

ほかの議員も空き家対策について言われておられたと思うんですけれども、そういう意味では、巨大地震の被災者に対する空き家ということもその中の一つに入れていただきまして、対応をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（力武 清）

中川議員の質問が終わりました。

以上で、通告を受けておりました一般質問は全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（力武 清）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

第3日目の会議は、あす9月22日午前10時に開きます。

本日はこれもちまして散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時49分散会

~~~~~

平成29年 9月22日(金)

# 平成29年第3回河南町議会定例会会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会



平成29年第3回河南町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年9月6日（水）  
 招集の場所 河南町議会議場  
 開 議 9月22日（金）午前10時00分宣告  
 出席議員 （11名）

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番  | 佐々木 | 希 絵 | 2番  | 浅 岡 | 正 広 |
| 3番  | 中 川 | 博   | 5番  | 大 門 | 晶 子 |
| 6番  | 力 武 | 清   | 7番  | 廣 谷 | 武   |
| 8番  | 田 中 | 慶 一 | 9番  | 小 山 | 彬 夫 |
| 10番 | 浅 岡 | 幸 晴 | 11番 | 野 村 | 守   |
| 12番 | 福 田 | 太 郎 |     |     |     |

欠席議員 （0名）

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 町 長                      | 武 田 勝 玄 |
| 副 町 長                    | 森 田 昌 吾 |
| 教 育 長                    | 新 田 晃 之 |
| 総 合 政 策 部 長              | 上 野 文 裕 |
| 総 務 部 長                  | 南 弘 行   |
| 住 民 部 長                  | 奥 野 清 文 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 堀 野 喜 弘 |
| ま ち 創 造 部 長              | 岩 井 一 浩 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 梅 川 茂 宏 |
| 総合政策部危機管理室長              | 福 田 新 吾 |
| 総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長      | 多 村 美 紀 |
| 総務部施設整備担当課長              | 辻 宅 英 之 |
| 総務部副理事兼人事財政課長            | 渡 辺 慶 啓 |
| 総務部契約検査室長                | 辻 元 哲 夫 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 赤 井 毅 彦 |
| 住民部保険年金課長                | 田 村 夕 香 |

住民部副理事兼税務課長  
健康福祉部高齢障がい福祉課長  
健康福祉部健康づくり推進課長  
健康福祉部総合体育館長  
まち創造部地域整備課長  
まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長  
まち創造部副理事兼上下水道課長

福 瀬 一  
田 中 啓 之  
大 谷 由 候  
結 城 秋 芳  
牧 野 勉  
大 門 晃  
安 井 啓 悦

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

杉 原 茂

教 ・ 育 部 長  
教 ・ 育 部 理 事  
教 ・ 育 部 教 育 課 長  
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ども 1 ば ん 課 長  
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

久 保 広 一  
山 田 秀 和  
谷 道 広  
湊 浩  
松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
課 長 補 佐

辻 本 幸 司  
桶 本 和 正

会議録署名議員

2 番 浅 岡 正 広

3 番 中 川 博

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第1から第8まで、及び追加日程

# 平成29年第3回河南町議会定例会

平成29年9月22日（金）午前10時開議

## 議事日程（第3号）

|        |        |                                  |     |
|--------|--------|----------------------------------|-----|
| 日程第1   | 議案第46号 | 平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について        | 235 |
| 日程第2   | 議案第47号 | 平成28年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  | 259 |
| 日程第3   | 議案第48号 | 平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 259 |
| 日程第4   | 議案第49号 | 平成28年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    | 259 |
| 日程第5   | 議案第50号 | 平成28年度河南町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   | 259 |
| 日程第6   | 議案第51号 | 平成28年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について    | 259 |
| 日程第7   | 議案第52号 | 平成28年度河南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  | 259 |
| 日程第8   | 議案第53号 | 平成28年度河南町水道事業会計決算認定について          | 259 |
| 追加日程   |        | 議長の辞職について                        | 263 |
| 追加日程第1 | 選挙第1号  | 議長の選挙                            | 265 |
| 追加日程   |        | 副議長の辞職について                       | 268 |
| 追加日程第2 | 選挙第2号  | 副議長の選挙                           | 269 |
| 追加日程第3 | 議案第61号 | 議会選出監査委員の選任について                  | 272 |
| 追加日程第4 | 選任第1号  | 広報特別委員の選任について                    | 274 |
| 追加日程第5 | 選任第2号  | 交通問題対策特別委員の選任について                | 275 |
| 追加日程第6 | 選任第3号  | 小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員の選任について   | 277 |



|        |                                    |     |
|--------|------------------------------------|-----|
| 追加日程第7 | 選任第4号 河南町政治倫理に関する特別委員の選任について ..... | 277 |
| 追加日程第8 | 議席の一部変更について .....                  | 278 |
| 追加日程第9 | 閉会中の継続審査の申し出について .....             | 280 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（力武 清）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（力武 清）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（力武 清）

日程第1 議案第46号 平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件につきましては、定例会初日におきまして決算特別委員会に付託し、審査を願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。

田中委員長。

○決算特別委員長（田中慶一）（登壇）

おはようございます。

それでは、決算特別委員会の審査結果を申し上げます。

平成29年第3回定例会本会議において決算特別委員会に付託されました議案第46号について、審査いたしました結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日と8日の2日間に委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成者少数で不認定と決しました。

なお、質疑及び討論の内容につきましては、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く議員全員が委員ですので、省略させていただきます。

記録は事務局に整理させておりますので、後日でもご覧いただければ結構かと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（力武 清）

報告が終わりました。

決算特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって審査願ったものでありますので、委員長報告に対する質疑は省略させていただきます。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議案第46号について、理事者側の説明に不十分な箇所があったので、再度質問を行うことの動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

ただいま廣谷議員から、議案第46号について、理事者側の説明に不十分な箇所があったので再度質問を行うとの動議が提出されました。

この動議は、ほかに賛成者がありますので成立いたしました。

議案第46号について、理事者側の説明に不十分な箇所があったので再度質問を行うことの動議を議題として採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立多数です。したがって、議案第46号について、理事者側の説明に不十分な箇所があったので再度質問を行うことの動議は可決されました。

それでは、議案第46号についての質問を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議案第46号の中の多面的機能支払交付金の部分なんですけれども、再度説明を願います。

○議長（力武 清）

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時08分）

~~~~~

再 開（午前10時30分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き議題を再開いたします。

まず、議長のほうから一言申し上げます。

決算認定委員会で不認定になった多面的機能支払交付金について、議長のほうから全体的な説明を求めたいと思います。よって、動議の出された最初の質問である廣谷議員の質問は全体的な質問ということで、議長のほうから一括質問をさせていただきたいというふうに、そのように取り扱いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

すみません。それでは、多面的機能支払交付金事業についてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が根拠の交付金事業となっております。多面的機能とは、農空間が持つ洪水の防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などのさまざまな働きで、農村で農業生産活動が行われることにより生じる農産物の供給以外の多面的な機能をいいます。多面的機能発揮促進事業に対し、国・府・町が連携して交付金を交付する事業でございます。交付金の対象者といたしましては、農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織でございます。

活動内容につきましては、農地の維持活動、農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など基礎的な共同活動に対する支援があります。資源向上の活動といたしまして、水路・農道等の施設の補修、植栽やビオトープづくりなどの共同活動に対する支援でございます。

交付単価でございますが、国が2分の1、大阪府が4分の1、市町村が4分の1を負担することになっております。受益地の中で、田に対しては10a当たり3千円、畑に対しては10a当たり2千円となっております。河南町においては、河南西部農空間保全協議会と畑田寛農会に対してこの交付金を補助しておるものでございます。

以上です。

○議長（力武 清）

ただいま説明がありました。

ここで質疑を改めてお受けいたします。

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

決算特別委員会でこの話が出てきて、委員会の中ではちょっとわからないところが、理事者側が説明し切れていない部分が多かったんですけれども、今、時間がたったので、この中身とか申請方法とかに問題がなかったのかというのがある程度調査できたかと思うんです。実際の2つの団体とのやりとりの内容とか、どういったことが今明らかになってきたのかというのを全てお答えください。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

2つの団体に対しまして、平成28年度の活動内容につきましては書面、あと現場について国・府・町で検査をしておりますので、再度その書類の確認を行いました。各団体につきましては、聞き取り調査を行いました。書類のとおりであることを確認いたしました。以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8 番（田中慶一）

今言われた書類とは何の書類のことなんですか。といいますのは、書類で今、調べた結果、適正に処理されているという話で、現場に行っても間違いなかったと言われてはいますが、書類とは何ぞやと。といいますのは、これは協議会でも寛農会でも年1回会議を開かれるべきなんです。それは決まっていますけれども、公金をいかにして目的どおり使うかという会議があつてしかるべきやと。結果としてこれだけのものを使いました、こういうことになりましたという議事録があつて、その議事録を見たものかどうかを確認したいと。先ほどの書類とは何かというのを回答いただけますか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

書類につきましては、補助金の実績報告書という様式に基づいて提出いただいておりますので、それを確認しております。そして、そこに附属されております金銭出納簿の内容について確認を行いました。

総会の議事録については、ないということも確認いたしました。

以上です。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

議事録がないというのは、指導する立場にあつて、監視する立場にあつて、議事録がありません、そのような団体ですというのは交付金を使う団体として認められるのかどうか、私は疑問やと思います。議事録というのは会員やったら誰でも見られるようになっていなければならないんですけれども、ないというのはどういう考えでおられるのか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今回、議事録がないことが判明いたしましたので、今後、会員に、会計及び活動内容がちゃんと説明できるような議事録の作成と総会での報告を強く指導していきたいと考えております。

○議長（力武 清）

田中議員。

○8番（田中慶一）

いや、考えているじゃなしに、こういうぐあいに指導しましたと。今までずっと10日ほど時間があつたんですから、調べました結果こういうことになって、ちょっと手落ちがありましたと、これは向こうの手落ちでもあり、行政側の手落ちなんですよね。そういう手落ちを修正いたしましたというように回答があるべきじゃないですか。どうですか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

すみません、それについては会長にお会いして指導いたしました。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

この問題は、さきの決算特別委員会におきまして一般会計のときに出てきた問題で、多分、廣谷議員の質問で発覚というか、わかったと思うんですけれども、私たちが余り多面的機能

支払交付金について知らなかったということで、反省はさせてもらいたいと思うんです。

そのときのやりとりの中で、結果的に議員の中でも農業に関係する方も知らないというようなところからこの問題が起こって、行政側もはっきりとした説明がなかったという段階で採決をとられましたので、その段階では賛成できないというような状況でしたけれども、後日、帳簿関係と出納関係できっちり帳面上は精査されているということも聞きましたので、この決算のあれには賛成はしたいと思うんです。

そこで質問なんです。

まず、多面的機能支払交付金ということなんですけれども、これは農林水産省の地域活性化創造プランということで、本部長は内閣総理大臣、国を挙げての政策ということなんです。それで、農村の多面的機能維持、発揮を図る取り組みとして多面的機能支払を創設しているわけです。そして、農業を産業として強くしていく産業政策と車の両輪をなす地域政策として推進しているということで、国を挙げての政策なわけなんです。その中で、前回の決算特別委員会の中で、ほとんどの町全体の中でこれが周知徹底されていないと。そして、平石とか加納のほうにも言うたけれども、その取り組みをしなかったというようなことを言われていたと思うんですけれども、そうじゃなしに、この交付金は町全体の施策として取り組んでいくべきものだというように思いますのでその辺のことも、それと多面的機能支払ということは、平成26年度予算で国のほうで480億円以上出ているわけなんです。そういう意味で先ほど言いました非常に大事な政策で、その辺の捉え方、町全体として受けとめて町の施策として一部の方じゃなしに、そういう考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

町のほうでは、今まで活動されておられたところについてはそのまま協議会を持たれておりましたので、多面的機能支払交付金について要望というんですか、申請をいただいたんですけれども、それ以外のところにつきましては個別に相談に応じていたようなところがありまして、今後、農業団体、実行組合という組織がありますので、その会議等でこの事業について説明をやって広めていきたいと思います。大阪府での計画もありますので、まずは計画を立案して、それから申請という形になっていきますので、今後取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

よろしく申し上げます。

何人かの方に、この問題が発覚と言うたら失礼ですけれども、起こってから聞かせていただいたらほとんど知らない。こんなあるんかというようなことがあったんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどの特別委員会のほうで、町は書類を受け付けただけで、それはもう相手の問題やから知らないというような回答もいただいたんですけれども、実施状況の確認におきまして、市町村の長は、事業計画に定められた農用地及び対象施設の保全管理の状況等確認については、報告された書類及び現地確認により行うということで、現地確認もちゃんとしなければいけない。それに伴って、市町村長は、その結果に基づき、実地状況の適否について確認を行う。その上で「市町村長は、対象組織が行う地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、定期的に活動組織から自己評価を求めるとともに、取組の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。」ということで、どっぷり町の指導が入っていると思うんです。そういう意味では、書類だけもらって不備がなかったから受け付けてオーケーというような問題ではないと思うんですけれども、その辺どうですか、2回目。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

中間の確認ということでは、活動しているときに現地へ町が行って活動状況を見ております。また、最終完了実績のときには書面と同時に受益地の農地が保全されているかどうか、それについては現地に行って確認をしております。

○議長（力武 清）

中川議員。

○3番（中川 博）

もう3回目なんですけれども、あと証拠書類の保管ということで、市町村長は5年間書類を保管しなければいけないという中の書類に予算書及び決算書、交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類、そしてその他の交付金に関する書類ということになっているんですけれども、この保管はされているということですか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今おっしゃられた中で、書類については町で保管をしております。ただし、領収書等の原本につきましては協議会で5年間保存することにしております。

○3番（中川 博）

委員長、もう3回目なんで、今のはあるのかどうか、僕が言うたやつは。

○まち創造部長（岩井一浩）

書面はちゃんと保管しております。

○3番（中川 博）

今言うた予算書と決算書はあるということね。

○まち創造部長（岩井一浩）

予算書、決算書は町の予算書、決算書……。

○3番（中川 博）

いえいえ、この事業の。

○まち創造部長（岩井一浩）

それも保管しております。

○議長（力武 清）

ほかに。

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

私の知る限り、予算はともかく決算の認定をいただけないというのは記憶にないんですけども、今回、認定していただけなかった議員さんがたくさんおったという根本的な原因をどのように捉えておられるのか、町長にお聞きします。

この間、9月8日の決算特別委員会からの今日までの、先ほどもちらっと触れてもらいましたけれども、行政側の作業をどのようにされたのか、全てお答え願えますか。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

今回の問題は、全て私も百あれば百、千あれば千を熟知していたわけではありません。そ

れは私も反省をしております。

それから、通常の支払い業務、いわゆる支出業務は、ルールとして条件を満たして証書がそろえばあるいは領収書、現場の写真、それからその中のチェック、そのようなことをルーチンとしてやっているわけですから、それだけでは不十分だということもよくわかりました。一応私は現在反省をして、次にそのようなことがないように努めたい、かように考えます。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

決算特別委員会後の内容でございますが、榎野会長にも聞き取りを行いました。会計処理をやっている者にも、再度領収書等を持ってきていただいて確認を行いました。また、老人会の会長にも町のほうから問い合わせし、補助金の使われ方の内容について問い合わせをいたしました。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

さきの委員会で田畑の持ち主が勝手に名義を使われていたということが明らかになったと思うんです。それらについての行政側の作業、やっぱりそこが第一かなと思われるんですけども、疑いが出たところがね。議会の1日目の監査委員さんの報告どおり、お金のほうは、予算のほうはきちっと数字が合致して、その上で監査委員さんの認定をいただいたと思うんですけども、それ以外のところ、今、手続上の問題とかそういったところを指摘されたわけですから、そこらの名義を勝手に使われているという言い方は悪いんかもわかりませんが、持ち主さんの確認、何千人いてはるんかそれはわかりませんが、この間、10日か何日かあった期間でそういった調査は十分できたと思うんです。その辺の作業ができていないのか、できていないのか。

それと、活動組織として農業従事者と農業者以外の府民によって構成されることとなっていると思うんですけども、この間の話の中では地主さんのかかわりが出ておりました。それ以外の農業者以外の府民となっておるんですけども、その辺の調査はされたのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

受益地の土地所有者に対する件なんですけれども、説明等周知が不透明ということで、実施団体に対しまして、そういう交付金の内容の説明とか活動の内容について周知を徹底するように強く指導をいたしました。

それぞれの構成団体の中には、河南西部につきましては各自治会が参画されております。畑田につきましても地区と老人クラブが組織の中に参画されております。活動としましては、畑田寛農会のところでは老人会と一緒に幼稚園児や小学生の低学年に農業体験をさせたりということもされております。

以上です。

○議長（力武 清）

岩井部長、今の答弁で答弁漏れがあります。浅岡正広議員の活動組織に対する取り組み等の答弁が抜けていたと思います。

言うてください。回数には入れませんから。

○2番（浅岡正広）

名義を勝手に使われたことは認めてはるんですかということ。

○議長（力武 清）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

各地権者に名義を勝手に使われたということの調査には、まだ至っておりません。

○議長（力武 清）

浅岡正広議員はもう質問いいですか。

（「1回残しておきます」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

8日の不認定からいろいろの動きがありまして、すぐに不認定になって河南西部の浅野事務員が各議員に回っておりまして、委員長が事務所に帳簿関係を調べに行くというので、委員長を代表として出向いていかれました。そこで、この補助金に対して最後の帳面づらを合わせる決算時に一応7千円という金額が上がってきて、それを自分の軽自動車のリース代と

して充てて、それで決算の書類に書き込んだという事実があります。

そこで、リース代というのは車の場合は満タンで返しますよね。7千円でも端数が出るはずですし、そこに保険代とか入ったら7千円幾らか、これは全国どこでもリース代としてはきっちり7千円と出ることはいけません。ましてや決算のときに、もう既に事業が終わっている後に7千円を加えて領収書に入れたという事実があります。事実関係を申しますとそれが1点。

それで第2点、西部土地改良区におかれまして300人以上の地権者がおります。その地権者が誰も知らないという事実があります。もう1点、畑田の土地所有者に対しても、誰も認定はしておりません。この議場に座っている森田副町長、上野部長の名前も挙げておりました。事実、休憩中に、それを知ったのはその日の朝の10時、朝来たときに自分の名前があったということを確認することを本人が言っておられます。

そういう観点から、老人会の会長の名前も出ましたので、田中委員長が老人会の会長のところに行って内容を聞いたときには、そういう多額の金額は使っておらんということを何も言っていないときにおられます。それは田中委員長に聞いてくださったらよくわかることです。その事実関係だけでも3点あります。

それで、金額云々、計算云々より交付するのに不適があったかなと思われるので、その辺はどうですか。会長も二、三回僕、電話もらいまして、森田副町長に内容は話をすると、そのように言っておられましたので、それは森田副町長のほうからお答え願います。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

何点かご質問いただきましたけれども、まずリース代の件でございますが、事実として、職員の所有する軽ダンプを活用して水路の泥を上げたものの移動というんですか、そういうようなものに使ったということでございます。そのリース代として支出しているということで説明を受けております。したがって、最終的に借りたものを支払ったというふうに認識しているということでございます。

次に、地権者の問題でございますが、書類等を見ますと地権者にリストというのがあるようでございます。その中で、毎年の協議会の総会とかそういうふうなものがあればそういう形で説明もあるんでしょうけれども、先ほど説明しましたように、そういうことに一部不手際があったということはあると思います。

ただし、規約でもあるんですけども、役員の代表者でもって総会にかえるような、そういうような形になっておまして、全体として役員さんが総会というか役員会に出てきて決めるというような規約に両方ともなっております。そこから、役員さんから全体の人への周知そのものについていろいろと不透明なところがあるというような形で聞いておりますので、その点について周知徹底と、やはり事業の内容の説明、それと活動の報告等々をきっちり行うように指導したということでございます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

森田副町長、今、廣谷議員からの質問の中で地権者が知らなかったという質問があったかと思うんですけども、それには答えておられません。それについて教えてください。

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

担当部署から今回の多面的機能支払交付金の補助制度の申請の方法というのを聞いております。その中で、活動する範囲を決めて、その中でどういう活動をするかという計画書、プランをつくるということになっているかと思えます。その補助事業の中では、全ての範囲に周知というかお知らせというか説明して、当然ながら事業への賛同というんですか、了解を得た上で行うというところが基本だと思うんですけども、事業そのものについては、そこまでの書類等の要求はないように聞いております。したがって、その点について今後、前の支出も含めて地権者の皆さんにも説明等々を徹底するように指導いたしております。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今の説明で、そしたら河南町の畑、田んぼ10a当たり3千円、2千円となっておりますけれども、人が申請していない土地は、団体をつくれば誰でも補助金が受けられるというシステムで間違いありませんか。

○議長（力武 清）

大門課長。

○まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長（大門 晃）

今、河南町内の農業団体等誰でもできるのかというご質問でございますけれども、まず、

この交付金事業を活用するに当たりまして事業計画の認定申請を町にさせていただくこととなります。その内容は、町の促進計画に基づき多面的發揮事業を実施するという事で、事業計画を作成していただいて町に認定申請をしていただきます。これにつきましては、認定申請書であるとか事業計画書、活動計画書、それと団体の規約、区域内の農業者の名簿、これを添付して申請していただきます。その内容が法律の中で、法第7条第5項各号とあるんですけれども、適合する場合は認定をする必要がございます。ですので、各基準に適合するものであれば、おっしゃるとおり補助事業を乗せられる可能性はございます。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いや、問題の答え方がちょっと違うんですけれども、土地の了解を得なかっていけるということを知っているんです。申請をそういう書式で出すのは今の流れとしては当たり前のことなんですけれども、問題点は、土地の所有者に了解を得なくても受けられるか受けられないかというのを尋ねてるんですわ。その点ですわ。書類関係はもうそれはわかっていますよ、今の。

○議長（力武 清）

大門課長。

○まち創造部環境・まちづくり推進課長併農業委員会事務局長（大門 晃）

町といたしましては、当然ながらその区域で申請されるのであれば合意形成ができているというふうに判断しておりますので、同意書等の添付は求めておりません。

以上です。

○議長（力武 清）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

それでは、同意書があるとみなすというので、ずっとそれでいかれるならいかれるで結構ですけれども、いろいろ役員がされていますね。今回は2団体、同じ会長、地区の会長、老人会の役も入っています。それで西部開発の改良区もやっておられます。いろいろ忙しい中、大変ですけれどもやっておられます。その中で、いろいろ帳簿も二重、三重、四重と重なっておられます。役員の人も全部重複しておられます。

そこで、決算もいろいろ間違いもあるということで、補助金をもらったけれどもちょっと間違いがあると、もしか。それで、もうこの補助金を返還したいと、そう思われたときに、これは補助金やから返還は無理やというように、そういう説明を副町長からされたというのを聞きましたよって、それは何か逃れているんじゃないかと、町側は。誰をかばってそういうふうになるのか、その辺をお聞きしたいです。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

ただいまの質問でございますけれども、交付金の執行は、先ほど部長が説明しましたように収支についてはチェックをかけているということで、その辺については不備がなかったというふうに聞いております。

補助金返還というそういうことの申し出とかは、直接きっちりとは聞いておらないですけども、補助金執行が間違いとか、その中に一部そういうような不透明な点、不適切な点等があるのであれば、今回の場合は、先ほど部長が説明しておりますように国、それから大阪府、町の実地の検査も含めてですけれども受けておりますので、町は適正だというふうに認識しておるんですけども、ご指摘の件について再度検査というそういう点もありますので、その上で対応すべきものかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

一般会計の決算の認定の件で委員会でいろんな問題が出まして、今、各議員さんが指摘されている多面的というような補助金、この件で皆さんご質問されていると思います。

ちょっと辛口で言いますけれども、昨日一般質問をされた方もおられます。町長が東京のほうに出張に行くと。出張によく出られているのはわかります。また、いろんな役を10も20も兼務されているということで大変やと、これもわかります。

しかしながら、今回皆さんがおっしゃっているのは、河南町は田畑が多く、また、この補助事業は河南町に本当に一番必要であると私は思っています。その事業を皆さんが今指摘されていると。東京へ行って国交省へ行って高速道路をつけてもらうということも大事でしょ

うが、町長、地に足をつけた、自分とこのまち、自分とこの身近なことをまずやるべきではないでしょうか。

先ほどの町長の答弁の中に、百も二百も千もいろんな事業があつて、その中の一部に私がちゃんと把握できていない部分があるというような答弁をされましたが、それでは困るんですよ。我がまちのことを全て網羅して、その上にいろんな兼務の仕事をしてもらうのは結構です。河南町の町長という職務を遂行されているのであれば、まず完璧にまちのことを把握し実行していただきたい、このように思います。事業が百あつても二百あつても千あつても、一つでも公平な、あるいは公正に執行できるように、私はちょっとわからなかったというふうな答弁では、町長として4回目の出馬をするというような昨日お話をされましたが、町長としては失格でございます。その辺について町長に見解を求めます。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

ちょっと誤解をいただいたのは申しわけないと思いますが、百、千の例は事業の数ではありません。その事業一つの中身のことを言うたわけです。一つの事業があつて、その事業の内容、目的、執行、周知、そして最後の報告、支払い、決済、その内容の百、千を言うたものでありまして、事業が百、千あつて、そのうちの何ぼが知らん、この事業は知らんという意味ではありません。そこを誤解いただいたことはおわびをしますが、どの事業も知らないかんというのは確かです。それは不徳のいたすところで、今後努力をして、住民の皆さんにそういうふうなご心配をかけないように、今後も切磋琢磨して勉強してやっていきたい、かように思います。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

町長、そういうふうな気持ちで今後取り組んでいただきたいと、かように思います。

それと、もう一回町長にお聞きします。多面的機能支払交付金事業は本当に河南町にマッチングといいますか、本当にありがたいような事業だと思うんですが、町長自身はこの事業を河南町でもっと展開すべきか、あるいは今の状態では申請をされたところだけが手続をやっていくという形になっているんですが、町としてこれをどんどん広げてこの事業を進めて

いってほしいという気持ちになっておられるのか、再度お聞きいたします。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

今回の事業の内容は、この事業に限らず、ボランティアも含めていろんな方面で展開をされています。例えば環境マイスターがファミリーマートの南側の、あれは白木の方の持ち主の土地だったと思いますが、そこに花を植え、またサツマイモも植え、そして子供たちに、それを掘っている幼稚園児か保育園児かは私はよく今は言えませんが、そういう姿は見ております。ですから、この事業に限らず、この内容は町内方々で展開をされています。

それからお米づくりも、私の弟の田んぼの近所に中村のお寺の住職の土地がありますが、あそこは幼稚園の子供が、平野からだと思いますが、バスで来てお米を植えて、収穫もちゃんと手でしています。そういう事業もされています。

ですから、この事業はもちろん大事な事業ですが、こういう展開はこの事業だけをとって見ないで、ほかにもいろんな方策、方法、切り口、そしてまた農水省だけじゃなくて、ほかの省庁からのプランもよく見て、必要なものは取り入れて、町全体の子供たち、そして高齢者、農を中心としたいろんな活動に向けて、やりやすい方策を研究して実践していきたい、かように思います。

以上です。

○議長（力武 清）

浅岡幸晴議員。

○10番（浅岡幸晴）

私の言うている意味がわかりませんか。この事業に私、限って言うたんです。いろんな事業をいろんなところから補助金をもらってやってはるのはわかっております。今回問題になっている、これは一部のところしか利用していないんですよ。今2つですか、場所的に言うと1カ所、中地区のほうですけども、寛弘寺のほうですか、その辺しか利用していないんですよ。もっとこれを進めていくべきじゃないですかという話をしているんですよ。いや、これだけ違くてあんなもやってる、こんなも、そんなもわかってますよ。白木のところでコスモス植えてますって、知ってますよ。誰の土地かもみんなわかってますよ。そんなこと聞いてるんじゃないんですよ。ちゃんと答弁してくださいよ。

これが河南町に適した補助事業じゃないですかと、町長としてはこれをやっぱり進めるべ

きじゃないんですかと私は言うてるんですよ。それにのりりくらしと全然答弁の違うことを言うて、何を言うてるんですか。ちゃんと、この事業が河南町に、私は草刈りをしたり水路の整理をしたり農道の舗装や植栽、これは本当に河南町に合ってるん違いますかと、もっと河南町に根づかせて広げていくべきじゃないんですかということを知ってるんですわ。そやのにのりりくらしと何を言うてるんですか。このことについて再度言うてください。

○議長（力武 清）

武田町長。

○町長（武田勝玄）

さっき廣谷議員の質問に大門課長が答えました。この事業は、対象は条件さえ合えばこの団体、それから町全部に適用できるという事業であるという説明を大門課長がしましたので、そのとおりです。白木の地区にも、そしてまた一須賀の地区にも河内の地区にも中村の地区にも案内してこの事業を広めていく、かように思っています。

以上です。

○議長（力武 清）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

廣谷議員からの質問で話が出たんですけれども、今週中か、とにかく決算委員会があつてから今日までの間に2つの団体の会長と副町長がやりとりしたという中で、どういう言葉を使ったかはわかりませんが、とにかく、もらった補助金を町に返すという行為についての言葉が出たというふうに聞いているんです、会長から。そのときに副町長が、そういう行為をすると、国も府も巻き込んでの補助金なので、すごく大変なんだという話をしたという話を聞いたんです。補助金を返すという行為が、例えば、やるという意味を見せたのか、こんなことがあると聞いたけれどもと言うたのか、それはどういう意図があつて言ったのかかわからないし、返還という言葉を使ったのか返すという言葉を使ったのか、それもはっきりと副町長は教えてくれなかったんですけれども、とにかくそういう言葉が出て、すごくその行為は大変なんだというやりとりがあつたということがあつたんです。それは、副町長としてその場で言うべきことやったのかなとすごく思うんです。

そのあたりのことをもう一回話をしてほしいのと、総会には行っていない。役員会が総会のかわりになっているという話を伺ったんですけれども、公金であつて公共性の高い事業なの

で、より透明性の高い総会の形式をとるべきやと思うんです、役員会ではなくて。今後そのように指導していただきたいと思いますけれども、それができるのかどうかという点。

それと、以前、人事財政課長と話をしていた中で、例えば河南町の中で職員がお金を使い込んでいるとかそういう事例はどうやったら発見できるんですかと聞いたら、発見がすごく難しいから人事異動を定期的に行うんやということをおっしゃっていたんです。こういう公共性の高い事業とか、区長会とかでもほかのものでも、自治会とかでもそんなですけども、税金をとにかく使ってもらっているいろんなことをしてもらっているという公共性の高い事業では、定期的に人事異動を同じくすべきやと思うんです。

2つの団体が今どのような状態で、何年ぐらいずっと会長をされているのかというのはわからないですけども、そういったことも今後につなげて、今こういう問題がせっかく出たんだから、それも町としてどんどん指導していただきたいと思いますけれども、その3つの点、お答えください。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

いろいろと質問を受けました。返還ですけども、町に提出されている報告書、それから収支、書類等进行检查した中身では、町は支出は適正であるというふうに認識しているという前提がございます。その前提の中で、返還とかそういうお言葉が出たとしても、間違いであったとか、先ほど出ましたけれども。不明瞭な部分があるとか、そういうような理由が当然ながら必要になってくるということです。その理由がなければ当然ながら町も返還を求められないし、逆に言えば返還をする必要性もないというのが一般的なことやと思うんです。

その中で、先ほど申しあげましたように、町はそういうふうに認識しておりますけれども、不明瞭な点があるというご指摘がありますので、再度検査とかそういうこともできるので、そういう点は踏まえて今後対応していきたいというふうに考えておると、そういうことでございます。

○議長（力武 清）

森田副町長、指導は。総会の問題と。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

総会についてでございますが、先ほど言いましたように役員会でそれにかえているという

ところがありましたので、今後、当然平成28年度の事業につきましても、受益者全員にわかるように説明を求めたのと同時に、総会をきっちりと開いてもらうように指導いたしました。

あと、役員の交代についてなんですけれども、直接町で協議会にその辺の指導というのは難しいと思うんですけれども、透明性を確保できるように取り組んでいただくように強く指導したいと思います。

○議長（力武 清）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

総会の話、そして人事の話は指導していただけるということで理解しました。

お金を返すんだかちょっとその点はわからないんですけれども、点検はもちろんしていただいたらいいんですけれども、その言葉を出したのは町側からではないですよね。なので、町が理由を探して、支出は適正か見て点検するというスタンスそのものが変じゃないですか。向こうの方が返金という言葉が使われたのであれば、理由だってそれなりに自分たちで何らか見つけたんだろうし、またこれから見つけるのかもしれないんですけれども、それを町側から難しい難しいというのはすごく変やと思うんです。その点、もう一回言ってください。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

相手側から返還とか返金とかそういう言葉があったとしても、それは返金するという確定ではないと私は考えています。ですので、その中でどういう理由があって返還するのか、どういう理由ですのかというところを見出すというか、必要ですよということを説明したということです。ですので、町が全くそういうことはできないということじゃなしに、見出せないといけないと、その前提条件があつての話ということでご理解いただきたい。

○議長（力武 清）

ほかに。

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

先ほど私からお尋ねした勝手に田畑の地主の名義を使用されて今回問題になっているということを、これ、もう9月8日から提示されているのにもかかわらず、先ほどの廣谷議員に対するお答えで承諾は要らないと、書類上。という答えが出たと思うんですけれども、そし

たら、その団体自体も2つも要らなくて、1つの代表が町内の田畑を全部線引きすることも可能やと、今の答弁やったらそういうふうにとれます。

それでそのときに、今2回目にお答えいただくときにその必要はないとはっきりそのときに言うていただいたら、こんな問題もちょっとは小さくなっていると思うんですよ。原課自体が何か半分のみ込めていないような補助金のような気がしてならないんです。今の線引きをやって可能な補助金なのか、その辺をはっきりさせていただきたい。

何項目も決算書にあるんですけども、ほかに類似するような補助金、助成金ですか、そういうやつはないのか、この際のはっきりお聞きしておいて、私も監査を経験させていただきましたけれども、数字は合うてきております。必ずその確認は今回、小山監査委員もしてくれてはると思うんです。そやから決算報告もあったんですけども、そうじゃなしに、こういった内容の不備な補助金、助成金があるのかないかまで監査委員が今後確認していかなあかんようなことではいかんと思いますので、その辺についてもここでしっかりと答えていただきたいと思います。

○議長（力武 清）

渡辺人事財政課長。

○総務部副理事兼人事財政課長（渡辺慶啓）

町で補助金、負担金を出して活動されてはる団体につきましては、定例監査のときに監査委員から今回はこの団体をピックアップして帳簿確認するというような形でさせていただいています。

今出ましたこういった事業補助金、国や府であったり、その事業に対して補助金に関しては基本的に国や府の検査が入っているというようなことで、監査委員の監査は今回これは入っていないというか、帳簿の確認はしておりません。

こういった申請書類は、基本的には性善説で、出てきた書類は全部内部の意思決定がされたものとして最初みなして取り扱いますので、今回こういったことがあったんで、その辺につきましてはまた考え、監査委員さんとも相談させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（力武 清）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

先ほど大門課長から答弁しました内容につきましては、組織を立ち上げるときに総会などで関係者の同意をいただいているものが当然ということで、書類の中では同意書の提出は求めていると。様式とか規則の中で同意書の提出を求めているということでございます。

そしたら町全体を一つでできるのかということがもう1点あったと思うんですけども、それぞれの場所に応じた活動がありますので、それぞれで活動内容とか、そういうので申請いただいて認定して、やるような制度になってございます。

以上です。

(「今300人もいてはるのに通ってあるやないか。これ、出してるやないか、お金。町でやれ、町で。町でやったらええんやないか、そんなん。町長が頭になってやったらええやんけ。できるやんけ、こんなん」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと最後まで答えもろうて」と呼ぶ者あり)

(「やったらええんや、こんなん。町でやったらええや、町で」と呼ぶ者あり)

○議長(力武 清)

田中議員、3回目です。終わりです。

(「ちゃんと答えだけでもろうてから次へいったらええ」と呼ぶ者あり)

(「これ、あかんのか。失格か」と呼ぶ者あり)

○議長(力武 清)

浅岡正広議員の質問にちゃんと答えてください、最後。

私語は慎んでください。今、質問を受け付けていますので。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長(岩井一浩)

河南西部農空間保全協議会につきましては、確かに300人ぐらいの地権者がおられましてやられていますけれども、そこにつきましては一くくりの区域になっておりますので、そこで事業計画を立ててやられております。それぞれの区域で受益地をまとめていただいてやっていただく事業でございますので、町全体を取りまとめてというのはなかなか難しいと考えております。

(「いや、一くくりになってないから言うてんねん。300人って他府県の人がいっぱいいてはるから言うてんねん。一くくりになってないから。」と呼ぶ者あり)

○議長(力武 清)

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

それでは、動議が出されていた質疑について終結いたします。

（「議長、休憩動議」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

休憩いたします。

休 憩（午前11時32分）

~~~~~

再 開（午前11時47分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

浅岡正広議員。

○2番（浅岡正広）

先ほども申しましたけれども、このほかに類似するものの調査を徹底していただくことと、この件に関して私どもから住民に説明のつく解決に持って行っていただけるのか、それだけ最後にお聞きしておきます。

○議長（力武 清）

森田副町長。

○副町長（森田昌吾）

今回いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。その中で、今回の問題、氷山でいいますとその上に見えている一部かもわかりません。見えていない部分もあるかもわかりません。その点も踏まえて全庁的に取り組む必要があると考えておりますので、部課長への伝達、それから全職員へ今回の件を踏まえて他の団体、それ以外の町の全ての執行についてももう一度洗い直すということを指示してやっていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

なしと認めます。よって、動議に対する質疑は終結いたします。

それでは、討論に入ります。

野村守議員。

○11番（野村 守）

議案第46号 平成28年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成28年度は、町は町制60周年の節目を迎え……

（発言する者あり）

○議長（力武 清）

私語は慎んでください。

○11番（野村 守）

よろしいか。

○議長（力武 清）

よろしい。

○11番（野村 守）

町は、町制60周年の節目を迎え、国は地方創生を加速化する中で、立ちおくれることなく各種施策に取り組んでこられました。平成28年度一般会計決算は歳入55億8,904万5千円、歳出54億5,182万4千円で、その内容は、歳入では地方交付税や地方消費税交付金を含む各種交付金が減収する中で、町税は徴収率が前年度を上回るなど、また地方創生加速化交付金の国庫補助金を獲得するなど、歳入確保に努めておられます。

歳出におきましても、低所得の高齢者臨時福祉給付金事業、障がい者自立支援給付等事業、地域公共交通への取り組み、第2子以降保育料無償化事業、三世代同居・近居支援事業、小学校統合事業、認定こども園整備事業、河南分署改修事業、橋梁長寿命化事業、町制60周年関連事業など実にさまざまな事業に取り組む中で、財政調整基金を取り崩すことなく実質収支が1億562万8千円の黒字を堅持されたことは、大いに評価するものであります。

町におかれましては、武田町長のもと職員一丸となって、今後も小学校の統合、南の認定こども園の整備、道の駅かなんの再整備など、まだまだ財政状況が厳しさを増す中で、決算特別委員会で指摘されました事項、要望などを今後の町政運営に十分反映させていただくことを申し添え、平成28年度一般会計決算の賛成の討論といたします。



○議長（力武 清）

討論、ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議案第46号、賛成ですけれども、賛成討論をもうそろそろ理事者が書くのをやめたらどうですか。

（「自分でやりました。何を失礼なこと言うとなねん。俺が自分でやった」と呼ぶ者あり）

○議長（力武 清）

私語を慎んでください。討論中です。

○7番（廣谷 武）

俺は討論しとるんや。俺は討論やっとする。

○議長（力武 清）

ちゃんと討論してください。

○7番（廣谷 武）

賛成の立場で言うとするけれども、もうそろそろ理事者が賛成討論を書くのをやめたらどうですか。終わり。

○議長（力武 清）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（力武 清）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決でございます。したがって、原案について採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

お諮りいたします。

日程第2 議案第47号 平成28年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から日程第8 議案第53号 平成28年度河南町水道事業会計決算認定についてまでの以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、以上7件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

お諮りいたします。

委員長報告がまだですけれども、委員長報告まで終了して休憩時間に入ります。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。

それでは、委員長、よろしく願いいたします。

○決算特別委員長（田中慶一）（登壇）

5分以内で終わりますので。

平成29年第3回定例会本会議において決算特別委員会に付託されました議案第47号から議案第53号について、審査いたしました結果を報告申し上げます。

本件の審査日程につきましては、先ほど報告いたしました議案第46号と同じでございます。

慎重に審査しました結果、議案第47号 平成28年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定とすべきものと決しました。

続いて、議案第48号 平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第49号 平成28年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、これも討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第50号 平成28年度河南町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、同じく討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第51号 平成28年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、これも討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第52号 平成28年度河南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第53号 平成28年度河南町水道事業会計決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上、決算認定7議案についての審査結果の報告とさせていただきます。

なお、この際、委員長より理事者に対して申し上げておきますが、委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題については早急に検討等をされるよう強く申し伝えておきます。

また、質疑応答については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く議員全員が委員であり、十分にご審査願ったと思っておりますので、省略させていただきます。

記録は事務局に整理させておりますので、後日でも、もしご覧になるならばご覧いただければ結構かと思えます。

以上で決算特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（力武 清）

決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

決算特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって審査を願ったものであり、本件は全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（力武 清）

異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

それでは、議案第47号 平成28年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決に入ります。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第48号 平成28年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決に入ります。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第49号 平成28年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決に入ります。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第50号 平成28年度河南町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決に入ります。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第51号 平成28年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての採決に入ります。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第52号 平成28年度河南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決に入ります。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

~~~~~

○議長（力武 清）

次に、議案第53号 平成28年度河南町水道事業会計決算認定についての採決に入ります。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（力武 清）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休 憩（午後0時02分）

~~~~~

再 開（午後1時00分）

○議長（力武 清）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで副議長と交代いたします。

[浅岡幸晴副議長 力武議長にかわり議長席に着く]

○副議長（浅岡幸晴）

ただいま力武議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○副議長（浅岡幸晴）

ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○副議長（浅岡幸晴）

議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、力武議長の除斥を求めます。力武議長、よろしくお願いいたします。

[力武議長 除斥]

○副議長（浅岡幸晴）

それでは、事務局長より辞職願を朗読させます。

辻本事務局長。

○議会事務局長（辻本幸司）

それでは、命によりまして朗読をいたします。

辞 職 願

平成29年9月22日

河南町議会副議長 浅岡幸晴様

河南町議会議長 力武清

今般、一身上の都合により河南町議会の議長の職を辞したいので、許可くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（浅岡幸晴）

お諮りいたします。

力武議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○副議長（浅岡幸晴）

異議なしと認めます。よって、力武議長の辞職を許可することに決しました。

ここで力武議員の除斥を解きます。

[力武議長 復席]

○副議長（浅岡幸晴）

ただいま議長の辞職が許可されましたことを力武議員にお伝えをいたします。

それでは、議長の退任のご挨拶をお受けいたします。

○6番（力武 清）（登壇）

議長退任に当たりまして、一言、議員の皆様、理事者の皆様にご挨拶申し上げます。

この1年、本当にありがとうございました。

昨年10月の臨時議会におきまして、各議員の温かいご支援によりご推挙いただき、河南町議会の議長の栄職につかせていただきました。この間、大変微力ではございましたが、明るい町政の確立と開かれた議会運営の実現にひたすら精進してまいりました。節目であります60周年の周年事業が無事終えたことは感謝をしております。

そして、本議会としても、町政始まって以来でありますけれども、議員の資格を決定する資格審査特別委員会を設置し、手探りの中で委員長を初め委員の皆様には何回も会議を開催させていただきました。本当にご苦労さまでございました。お礼を申し上げます。

また、議員皆様の協力のもと、議会改革の取り組みとして通年議会がこの10月より開催される運びとなりました。より活発な議論と開かれた議会が期待されることを願っております。

また一方、定数問題、議員報酬、政務活動費等のあり方に関する課題は残されております。各議員さんの一層の議論を期待するところでございます。何分にも、私の力不足によりまして皆様方の期待に十分添えなかったこと、まことに申しわけなく思っております。

幸いにしまして、先輩、同僚議員から格別のご指導とご協力、ご理解をいただきました。また、町長初め各理事者からも温かいご指導とご協力を賜り、本日まで大過なく議長職を全うできること、まことに感激でございます。心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今後も、皆様におかれましてはご自愛の上、河南町発展のため、なお一層ご尽力いただきますようお願いいたしまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

（拍手）

○副議長（浅岡幸晴）

力武議員には、これまで議会運営にご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。大変ご苦労さまでございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○副議長（浅岡幸晴）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

~~~~~

○副議長（浅岡幸晴）

追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○副議長（浅岡幸晴）

ご異議がありますので、選挙の方法は投票によることにします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（浅岡幸晴）

ただいまの出席議員数は11名でございます。

投票用紙を配付いたします。

事務局、よろしく願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（浅岡幸晴）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡幸晴）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（浅岡幸晴）



異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票に当たっては、姓だけを記載した票は誰に投票したのか確認できないので、被選挙人の氏名まで記載するようお願いいたします。

それでは、1番 佐々木議員から議席の順に投票をお願いいたします。

なお、私、副議長も被選挙権を有しておりますので、本席から最後に投票することにいたします。よろしく申し上げます。

[議席順に従い投票]

○副議長（浅岡幸晴）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（浅岡幸晴）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（浅岡幸晴）

それでは、開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 大門議員、6番 力武議員を指名いたします。

両議員、立ち会いをお願いいたします。

[立会人立ち会いのもとに開票]

○副議長（浅岡幸晴）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票11票、無効投票0票。有効投票中、中川議員7票、白票4票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、中川議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中川議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項

の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○議長（中川 博）（登壇）

皆様、ありがとうございます。伝統ある河南町議会の議長の大任を拝しました。身の引き締まる思いでございます。

私ごとでございますけれども、いろんな議会の議員と接触する機会がございます。その中で、私どもの河南町議会におきましては、行政、町長側にとりましては非常に迷惑な話かもわかりませんが、いろんな意味でほかの議会にはないような活発な活動もされておられます。先ほど力武前議長からお話がありましたように、通年議会、またいろいろな行政に関することもやってまいりました。

そういうことで、これから全力で臨む決意でございますけれども、私ども議会と行政は二元代表制の一翼を担う立場であります。一つはチェック機能ということがございますけれども、もう一つは圧倒的にやっぱりコミュニケーションが町行政側と不足しているのを私は痛感しておりますので、その辺のことをこれからしっかり取り組み、ともに河南町発展のために全力で頑張っていきたいと思っております。どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○副議長（浅岡幸晴）

大役、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長を交代いたします。議長、議長席にお着き願います。

〔中川議長 浅岡幸晴副議長にかわり議長席に着く〕

~~~~~

○議長（中川 博）

それでは、ただいま浅岡幸晴副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅岡幸晴議員の除斥を求めます。

〔浅岡幸晴議員 除斥〕

○議長（中川 博）

それでは、事務局長より、辞職願を朗読させます。

辻本事務局長、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（辻本幸司）

それでは、命によりまして朗読をいたします。

辞 職 願

平成29年 9 月22日

河南町議会議長 中川 博様

河南町議会副議長 浅岡幸晴

今般、一身上の都合により河南町議会の副議長の職を辞したいので、許可くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川 博）

それでは、お諮りいたします。

浅岡幸晴議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、浅岡幸晴議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで浅岡幸晴議員の除斥を解きます。

〔浅岡幸晴議員 復席〕

○議長（中川 博）

ただいま副議長の辞職が許可されましたことを浅岡幸晴議員にお伝えいたします。

それでは、副議長退任の挨拶をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○10番（浅岡幸晴）（登壇）

一言ご挨拶申し上げます。

1年という短い期間ではございましたが、副議長という大役を私なりに精いっぱい務めさせていただきました。今後、一議員となっても、住民の皆様のため、河南町議会発展のために努力していく所存でございます。

簡単ではございますが、退任の挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（中川 博）

浅岡幸晴議員には、これまで議会運営にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。大変ご苦労さまでございました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（中川 博）

ただいまの出席議員は11人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（中川 博）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（中川 博）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票に当たっては、姓だけを記載した票は誰に投票したのか確認できないので、被選挙人の氏名まで記載するようお願いいたします。

それでは、1番 佐々木議員から議席の順に投票をお願いいたします。

なお、議長も選挙権を有しておりますので、本席から最後に投票することにいたします。

〔議席順に従い投票〕

○議長（中川 博）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中川 博）

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 大門議員、6番 力武議員を指名い

たします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

[立会人立ち会いのもとに開票]

○議長（中川 博）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票11票、無効投票0票。有効投票中、浅岡正広議員6票、野村守議員1票、白票4票。

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、浅岡正広議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました浅岡正広議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（浅岡正広）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。

ただいま先輩議員を初め多くの議員の皆様のご支持によりまして、副議長という職責につかせていただくこととなりました。この上は、中川議長の補佐役としてはもちろんのこと、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を仰ぎながら頑張る所存でございます。議員の皆様、そして理事者の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

（拍手）

○議長（中川 博）

大役、よろしくをお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時33分）

~~~~~

再 開（午後2時48分）

○議長（中川 博）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま町長から、議案第61号 議会選出監査委員の選任の同意を求める議案が提出され

ました。これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、これより日程に追加し、議題とすることに決しました。  
事務局より議案を配付させます。

〔議案書配布〕

○議長（中川 博）

提案理由の説明を求める前に、佐々木議員の除斥を求めます。

〔佐々木議員 除斥〕

○議長（中川 博）

それでは、追加日程第3 議案第61号 議会選出監査委員の選任についての提案理由の説明を求めます。

武田町長。

○町長（武田勝玄）

選出監査委員の辞任について、私から議案第61号の提案理由を申し上げます。

前監査委員であります小山彬夫氏の辞任に伴いまして、新しい監査委員の選任について提案をさせていただくものであります。

議案第61号

議会選出監査委員の選任について

下記の者を議会選出監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年9月22日提出

河南町長 武 田 勝 玄

記といたしまして、住所であります、本町大宝5丁目2番15号、氏名は佐々木希絵さんであります。生年月日は昭和55年3月3日でございます。

議員でありますことから、既に公人としてのお立場をお持ちなので、経歴を簡単にご紹介申し上げます。

佐々木希絵議員は、現在2期目をお務め中でございます。主な役職といたしましては、平

成26年9月25日から平成27年9月18日まで広報特別委員会の副委員長を務められました。そして、平成26年9月25日から平成28年10月2日まで建設常任委員会の副委員長、平成27年9月18日から平成28年10月2日まで副議長、平成28年10月12日から建設常任委員会副委員長、議会運営委員会委員長、そして広報特別委員会委員長、平成28年12月21日からは資格審査特別委員会副委員長をそれぞれ歴任されております。

どうぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この際、人事案件でございますので、質疑、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

ここで、佐々木議員の除斥を解きます。

〔佐々木議員 復席〕

○議長（中川 博）

佐々木議員に申し上げます。

ただいま議会選出監査委員の選任について同意されましたので、お伝えいたします。

大役、よろしくごお願い申し上げます。

~~~~~

○議長（中川 博）

建設常任委員である力武議員から辞任の申し出がございました。

力武議員の委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、委員の辞任を許可することに決しました。

広報特別委員である私、中川から副委員長の職及び委員の辞任の申し出をいたします。

私、中川の副委員長職及び委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、辞任を許可することに決しました。

お諮りいたします。

この際、欠員となりました広報特別委員会の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、広報特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第4 選任第1号 広報特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選任の方法については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

広報特別委員に力武議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、指名どおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

この間、広報特別委員会副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩（午後 2 時 5 0 分）

~~~~~

再 開（午後 2 時 5 1 分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

広報特別委員会の副委員長に力武議員が決定されましたので、ご報告申し上げます。

次に、交通問題対策特別委員会委員長及び委員である私、中川から辞任の申し出をいたしました。

私、中川の委員長職及び委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、辞任を許可することに決しました。

お諮りいたします。

この際、欠員となりました交通問題対策特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、交通問題対策特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第 5 選任第 2 号 交通問題対策特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選任の方法については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

交通問題対策特別委員に力武議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、指名どおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

その間、交通問題対策特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩（午後 2 時 5 7 分）

~~~~~

再 開（午後 2 時 5 8 分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

交通問題対策特別委員会委員長に小山議員、副委員長に福田議員が決定されましたので、ご報告申し上げます。

次に、小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員である私、中川から辞任の申し出をいたします。

私、中川の委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、委員の辞任を許可することに決しました。

お諮りいたします。

この際、欠員となりました小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第 6 選任第 3 号 小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員の選任に

ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

選任の方法については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員に力武議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、指名どおり選任することに決しました。

次に、河南町政治倫理に関する特別委員である私、中川から辞任の申し出をいたしました。

私、中川の委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、辞任を許可することに決しました。

お諮りいたします。

この際、欠員となりました河南町政治倫理に関する特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、河南町政治倫理に関する特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第7 選任第4号 河南町政治倫理に関する特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選任の方法については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

河南町政治倫理に関する特別委員に力武議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、指名どおり選任することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

議席の一部変更についてを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

ご異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

追加日程第8 議席の一部変更を行います。

変更になります議席番号及び氏名を申し上げます。

1番、欠員、2番、野村議員、3番、大門議員、4番、中川、5番、浅岡正広議員、6番、佐々木議員、7番、力武議員、8番、福田委員、9番、浅岡幸晴議員、10番、小山議員、11番、田中議員、12番、廣谷議員。

なお、次期議会からお願いいたします。

野村議員。

○11番（野村 守）

通例においては会派制をとっておりますので、幹事長会議を経て議席を今まで決定してきたという経緯がありますので、そういった経緯を経ないでなぜ議長采配で決められたのか、

理由をお聞かせいただけますか。

○議長（中川 博）

野村議員に申し上げます。お忘れかも知れませんが、先ほどの全員協議会の最後のところに私に一任してほしいということで、ご異議ござませんでしたので決定させていただきました。

以上でございます。

福田議員。

○12番（福田太郎）

それはちょっと勘違いを議長、されているん違いますか。

○議長（中川 博）

いや、しておりません。

○12番（福田太郎）

いや、私らはそういうふうにとりますので、今の議長からの議席の発言に対しては再度話し合いを設けていただかんと。

（「監査委員の選任については一任するというので力武議員のほうからあったように記憶しておりますよ」と呼ぶ者あり）

○議長（中川 博）

私自身が申し上げましたので、議長の発言として受けとめます。

また、議席につきましては、本来、議長の専任事項でございますので、それに沿って決定させていただきましたので、申しわけないんですけども。

福田議員。

○12番（福田太郎）

専任は専任の議長の権限を私はけちはつけてません。ただ、今までどおりにそういうことがあったら会派構成を聞いておりますんで、変わるんやったら変わると、そういう趣旨をもってしてもらわんと、うちの会派の議員さん方へ、今の話も含めてこういうことがおますよということも言う権限は議員一人一人にあるはずですよ。違いますか。

○議長（中川 博）

議長の専任事項ですので。

○12番（福田太郎）

専任事項はわかってますけど、そういう形で……。

○議長（中川 博）

福田太郎議員に申し上げます。

今、答えましたのでお座りください。

~~~~~

○議長（中川 博）

続きまして、お諮りいたします。

閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

それでは、追加日程第9 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、また広報特別委員会委員長から、閉会中に議会だよりの編集及び発行の申し出がありました。また、交通問題対策特別委員会委員長、小学校問題及び公共施設再編整備計画調査特別委員会委員長、河南町政治倫理に関する特別委員会委員長から、それぞれ閉会中に所管事項の審査を行いたいとの申し出がありました。

閉会中に行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしということで、9月いっぱいですけれども、よろしく願いいたします。

よって、各委員会からの申し出により、閉会中に行うことと決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上、本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

本定例会の閉会に際し、武田町長より挨拶の申し出がございましたので、お受けいたします。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

平成29年第3回河南町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして上程をいたしました案件に対しまして、慎重審議の上、ご認定、ご

可決、ご同意を賜りましてありがとうございました。今議会でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、今後の町政運営に頑張つてまいる所存でございます。引き続き、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、12日の豪雨に続きまして、17日の台風18号は、日本列島縦断により、日本各地に大きな被害をもたらしました。本町では12日の豪雨でのり面の崩壊が数カ所発生しましたが、台風18号につきましては、避難所を開設したものの、おかげさまで大きな被害はありませんでした。まだ当分の間、台風シーズンが続くかと思われまゝです。本町でも引き続き、災害に強いまちの構築を推進するため、平素から備えを怠ることなく、住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいる所存でございます。

また、今週に入りまして衆議院の解散、総選挙について取り沙汰されるようになりましたが、選挙の実施が確定した段階で選挙に係る歳入歳出予算を専決させていただきたいと考えております。その節はよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、時節柄、議員の皆様におかれましても、お体を十分ご留意いただきましてご活躍されますことをお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会の会期中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくご了解願います。

去る9月6日より17日間にわたり、慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、ご進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成29年第3回定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。



河南町議会議長

河南町議会前議長

河南町議会前副議長

河南町議会議員

河南町議会議員